

独立行政法人 情報処理推進機構の
令和6年度における業務の実績に関する評価

経済産業省
デジタル庁

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人情報処理推進機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第五期）	
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	商務情報政策局	担当課、責任者	総務課長 金指 壽
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣		内閣総理大臣		
	法人所管部局	デジタル庁 戦略・組織グループ	担当課、責任者	データ戦略担当参事官 山田 卓
	評価点検部局	デジタル庁 戦略・組織グループ	担当課、責任者	政策評価・行政事業レビュー担当企画官 陶山 昇平

3. 評価の実施に関する事項
情報処理推進機構（以下「機構」という。）の自己評価書を基に、以下の意見聴取を実施した。また、並行して、自己評価書の不明点等を機構の業務実績報告書等で確認するとともに、必要に応じて機構に対して関係資料・データの提出を求め、本評価書において主要なアウトプット（アウトカム）情報や業務実績の整理を行った。これらの情報を総合的に勘案し、目標・計画と実績の差異、業務実績と成果・効果の関連、現中期目標期間における過去の実績との比較の観点などから評価を行い、特に評定に影響する事項について整理し、本評価書を作成した。
なお、意見聴取の内容は以下のとおり。
－事業実績とその成果（アウトプット）及び効果（アウトカム）
－成果と効果の関連性（アウトプットの達成がアウトカムにつながっているかどうか）
○ユーザー団体（下記 3 団体）からの意見聴取（令和 7 年 6 月、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）
・特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会（ITCA）、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）、一般社団法人組込みシステム技術協会（JASA）
○有識者からの意見聴取（令和 7 年 6 月（経営・評価に関する有識者）、評価対象の全項目（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の 3 項目、業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項））
・夏野 剛 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長
・松尾 豊 東京大学 大学院工学系研究科 教授
・村井 純 慶應義塾大学 教授
○理事長ヒアリング（令和 7 年 6 月、全項目）
○監事ヒアリング（令和 7 年 6 月、全項目）

4. その他評価に関する重要事項
情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）を令和 7 年 4 月 1 日付けで改正し、同法第 59 条において、同法第 47 条第 1 項第 5 号、第 9 号、第 10 号及び第 22 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項についての主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣（所管部局はデジタル庁）となったが、本評価は令和 6 年度の業務実績に関する評価のため、経済産業大臣において評価を実施した。

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	A	－
評価に至った理由	項目別評価では、「Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」における「Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」は、経済産業省が重点政策として取り組んでいる次世代半導体支援について、業務追加に向けた綿密な事前準備を行ったことを踏まえ、A 評価。「デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進」は、他律的要因により定量目標を達成した可能性があることを踏まえ、B 評価。「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」は、政府全体の最重点政策であるサイバー対処能力強化法等の検討をはじめ、国家の安全保障・経済安全保障の確保への貢献という観点において著しい業績を挙げたことから、S 評価。「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」でB 評価としていることから、各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価は「A」評価と判断した。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各事項における評価は項目別調書のとおりであり、それらを総合的に勘案した結果、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているものと評価し、全体の評価を A とした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	上記の通り「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」においては、NISC や海外の関係機関と積極的に連携するとともに、産業界への積極的な働きかけにより、定量目標を大きく超える業績を達成。特に、「国家の安全保障/経済安全保障の確保への貢献」においては、質的にも目標を顕著に上回る成果を挙げている。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	「Ⅲ 財務内容の改善に関する事項」 ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域 SC（ソフトウェアセンター）の経営改善が不可欠であり、次年度においても、地域 SC の経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域 SC の経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
その他改善事項	なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	理事長からは、以下の意見があった。 ・「デジタルアーキテクチャ・デジタル基盤整備」については、サプライチェーン領域（蓄電池）のアーキテクチャガイドラインの策定、未踏の育成規模拡大、次世代半導体支援に係る追加業務のための体制整備を迅速に進めるなど、目標を大きく上回る成果を挙げたため、A 評価とした。 ・「デジタル人材育成」については、産業界・教育界への地道な普及活動の甲斐あって IT パスポートの受験者数が過去最高を更新するなど、目標を大きく上回る成果を挙げたため、A 評価とした。 ・「サイバーセキュリティ対策」については、政府関係組織や業界団体へのブリーフィング、APT 攻撃やサイバー情勢に関する情報提供を通じて、対処支援における政府関係組織との連携を図るなど、重要インフラ・重要産業分野・政府関係機関などに対するサイバー攻撃の早期発見・被害低減などに貢献したほか、地政学・経済安全保障の見地とサイバーセキュリティの見地との統合的分析を行うとともに、潜在的な攻撃ターゲットとなるリスクがある関係企業方面に向けた脅威ブリーフィングを含め、対外発信を推進するなど、目標を大きく上回る成果を挙げたため、A 評価とした。 監事からは、以下の意見があった。 ・自己評価書の記載内容については妥当と認める。財務諸表の内容についても適正なものであることを確認。 ・内部統制については、理事長と理事および幹部とのコミュニケーションは適時適切に行われており、牽制機能は適切に働いているものと評価する。 ・予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」を運用し、執行促進を図るなど、役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断に貢献、予算執行における PDCA サイクルの確立、政府予算・自己財源の計画的執行に努めている。

その他特記事項	経営・評価に関する有識者からは、以下の意見があった。 ・アーキテクチャの設計・デジタル基盤の項目は全体を通して非常に良い活動ができている。情報技術者試験について、受験者数・合格者数が非常に拡大している点も、日本のデジタル化において IPA の果たす役割が非常に大きいことの証左であると評価。 ・人材の項目もデジタル人材の数も必要という状況の中で、順調に推移していると評価。応募者数が過去最多になったという点も踏まえ、高く評価することは妥当。人材育成に対する根本的なところが IPA でデザインされ、それに対する指標となる資格などがどのように結びつくか、いわばトータルデザインのような形で人材を考えていく必要があり、ぜひその期待に応える IPA であってほしい。 ・サイバーセキュリティの項目においても、IPA の役割が益々重要になってきており、昨年度ここまで色々な活動を拡大したことは高評価。サイバー攻撃に対する技術的な対応については IPA 主体であるべきと思っており、今後更なる充実と拡大を期待。 ユーザーからは、以下の意見があった。 ・IPA が行う中小企業のためのセキュリティアクションやサイバーお助け隊、その他の普及・啓発活動や、セキュリティガイドラインの更新といった地道な活動についても非常に重要な取組と認識。 ・AI 等の先進分野についても積極的に取り組んでいただきつつ、既存のセキュリティなどの取組についてもより積極的にリーダーシップをとって取り組んでいただきたい。 ・IPA の作っているツールは実際の現場で大変役に立つと考えており、ユーザー側の活動にとっても必要不可欠であるところ、ぜひ継続してほしい。 ・事業の運営については効率・効果的に取り組んでいただいているものと評価。 ・取組自体は素晴らしいものが多いので、より広報に力を入れていただいて、こうした取組が活用されるようになれば良い。
---------	---

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項								
Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進		A○	A○	-	-	-	I-1	
デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進		A○	B○	-	-	-	I-2	
サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中で のサイバーセキュリティの確保		A○	S○	-	-	-	I-3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化	B	B	-	-	-	II	
III. 財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善	B	B	-	-	-	III	
IV. その他業務運営に関する重要事項								
	その他の事項	B	B	-	-	-	IV	

1. 当事務及び事業に関する基本事項				
I－1		Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進		
関連する政策・施策		「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 「デジタル田園都市国家構想基本方針」 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情報処理の促進に関する法律（以下、「情促法」）第 47 条
当該項目の重要度、困難度		重要度高・困難度高：（指標 1－1）（指標 1－2）（指標 1－4）（指標 1－5）	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和 6 年度行政事業レビューシート 予算事業 I D 003893、005027

2. 主要な経年データ																					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度					
中期目標／中期計画	アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和 [重要度高・困難度高]	第五期中期目標期間終了時点で100点以上 ¹	5 以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、単年度では合計 20 点の水準 令和6年度においては令和5年度からの累計で 40 点以上	計画値	20 点	40 点	—	—	—		予算額（千円）	5,731,139	3,419,611	—	—	—					
				実績値	20 点	40 点	—	—	—		決算額（千円）	2,516,264	2,980,783	—	—	—					
											経常費用（千円）	2,569,690	3,014,039	—	—	—					
		未踏関係事業の修了生による新技術の創	第五期中期目標期間中の合	令和6年度では 22 件以上	計画値	22 件	22 件	—	—	—		経常利益（千円）	7,649	49,234	—	—	—				
																行政コスト（千円）	2,643,419	3,059,826	—	—	—
																行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
											従事人員数（人）	112	127	—	—	—					
										注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。											

¹ 領域毎に 20 点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で 100 点以上を目標の水準とする。5 つの領域で達成率 100% (B) を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率 150% (C)、200% (D) を目指すものとする。また、本来的には、(C)、(D) の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、(B) に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に (B) を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。

＜達成率＞

A：50%（IPA が技術仕様等を提供している状態）
技術仕様等を整備して公表した場合

B：100%（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）
認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2 社以上に対して提供された場合

C：150%（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）
整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合

D：200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）
整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合

		出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数 〔重要度高・難易度高〕	計 数 延 べ 130 件		実績値	23 件	34 件	—	—	—	
					達成度	104. 5%	154. 5%	—	—	—	
		デジタル経営改革に向け DX 推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）	第五期中期目標期間終了時点で 2,000 組織以上	市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約 1.2 万社の約 16%に相当する水準が約 2,000 社 令和 6 年度では 220 組織以上	計画値	220 組織	220 組織	—	—	—	
					実績値	265 組織	276 組織	—	—	—	
					達成度	120. 4%	125. 5%	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	A
＜主な定量的指標＞ ①アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和【基幹目標】〔重要度高・難易度高〕 ②未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数【基幹目標】〔重要度高・難易度高〕 ③DX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和（基幹目標）について、令和6年度は下記のとおり20点を達成し昨年度からの累計で40点（目標値比100%）を達成。また、5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施。 （実績の詳細） ―サブライチェーン領域にて蓄電池カーボンフットプリント等に係る「サブライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版」を公開（令和6年4月公開）（10点）。なお、当該ガイドラインは公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度（公益DPF認定制度）に係る基準に指定（令和6年7月）。 ―当該ガイドラインについて、公益DPFの認定事業者によるデータ連携に係るサービスが2社以上に対して提供（10点）。 （参考として、令和7年5月9日時点で16社にサービスを提供。） ② 未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動の件数（基幹目標）について、新技術の創出数（知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数）、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数など34件（目標値比154.5%）を達成。 （実績の詳細） ―令和5年度未踏IT人材発掘・育成事業修了生による令和6年度の新たな社会価値創出：6件。 ―令和5年度未踏アドバンスト事業修了生による令和6年度の新たな社会価値創出：22件。 ―令和5年度未踏ターゲット事業修了生による令和6年度の新たな社会価値創出：6件。 ―件数増加に向け、各種イベントや情報発信を通して、未踏事業修了生のポテンシャルの高さを広く認知させ、新技術の創出やビジネスマッチングなどの新たな社会価値創出機会の増加を促進。 ③ DX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、276組織（目標値比125.5%）を達成。 （実績の詳細）	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：左記のとおり、令和6年度計画における定量基準を達成し、質的にも令和6年度計画の目標を上回る成果を得ているものと評価。 ＜課題とその対応＞ [令和5年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）未踏関係事業採択プロジェクトの修了後の活躍について、よりわかりやすい／アピールしやすいKPI設計ができるのではないか。 それに関連して、そうした活躍をさらに伸ばすべく、プロジェクトの事業化／資金調達／EXITなどにつなげていく動きができるのではないか。 （課題、対応状況） ―現在のKPIは、「知的財産権に関する出願」「知的財産権に関する登録」「共同研究・開発」「新規起業における資金確保数」「新規事業化における資金確保数」「ビジネスマッチング件数」の各数値を合算したものである。 各数値は年度ごとに開発などの提案内容や開発及び事業化の方向性によって上下変動するため、これを定点観測し、定量的な指標であるKPIに設定することは難しい。現在のKPIは総数として提案採択者数との関係性がある程度想定されており、わかりやすいものと考えている。 アピールしやすいKPIの設計については、修了生の活躍動向を注視しながら引き続き検討する。なお、KPIを変更する場合には、中期計画及び中期目標の変更も必要になることから慎重に行っていく。 修了生の更なる活躍を促進するための取組として、各種イベントでの修了生やプロダクトの紹介、修了生のピッチ参加等の機会創出に努め、事業化や資金調達等につなげる取組を推進している。		＜評価に至った理由＞ ・定量的にAの基準を満たしている。当該法人の業績向上努力により、経済産業省が重点政策として取り組んでいる次世代半導体支援について、IPAへの業務追加に向けて主体的な検討・事前準備を行ったこと等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	—DX推進指標ベンチマークレポートやDX推進指標分析レポートの公開、DX情報提供Webサイト「DX SQUARE」の運営や講演などによる普及活動を進めた結果、自己診断実施組織数の目標を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・AI安全性確保に係る取組について、AIセーフティ・インスティテュートの設立（令和6年2月14日）後、令和6年度上半期中に複数の成果物を取りまとめ公表。特に、「AIセーフティに関する評価観点ガイド」（令和6年9月）と「AIセーフティに関するレッドチーミング手法ガイド」（令和6年9月）は、関係各国からの注目度も高く、日本としてのプレゼンス向上に貢献。令和6年度下半期も、各ガイドのアップデートやAI安全性に関する活動マップなど各種成果物の公表、民間事業者との連携強化に向けたワーキンググループの設置など、国内における取組を充実させるとともに、各国AISI相当機関との議論を積極的に行い、国内外の関連機関等との関係構築及び深化を実現。 ・ソフトウェアモダナイゼーションの推進において、日本社会や産業界の目指す方向性からのバックキャストで検討する「ソフトウェアモダナイゼーション委員会」と、現状の課題を起点としたボトムアップで検討する「レガシーシステムモダン化委員会」の2つの委員会を設置し、双方向から検討を実施。両委員会で検討した結果を、ソフトウェアの価値を最大化して持続可能な経済社会の実現を促進するための道筋を提言する報告書としてとりまとめ、公表。 ・デジタルアーキテクチャ業務について、サプライチェーン領域では、公益DPF（（一社）自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター）による蓄電池トレーサビリティシステムの運用開始によりユースケースが増加。他の分野への展開が進み、CMP（Chemical and Circular Management Platform）プロジェクトへ取組が拡大。インキュベーションラボに端を発したプロジェクトであったスマートビル領域では、（一社）スマートビルディング共創機構の設立を支援し、民間を中心とした社会実装へと移行。 ・「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」に係るアーリーハーベストプロジェクトの支援体制を構築し、運営面や技術面での支援を行うことを通じて、新東名高速道路及び茨城県日立市での「自動運転支援道」の実証実験（令和7年2～3月）や静岡県浜松市及び埼玉県秩父市の「ドローン航路」の整備（令和7年3月）に貢献。また、本プロジェクトの成果（ビルディングブロックなど）をオープンソース化して、Githubにより社会へ提供開始（令和7年3月）。 ・ウラノス・エコシステムについて、公益DPF認定制度の開始・運用（令和6年	
--	---	--

	7月）、産業分野を横断したデータ連携及び利活用に関する「ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル (ODS-RAM)」の公開（令和7年2月）、欧州Catena-Xとの自動車業界向けデータの相互運用の検証（PoC）完了（令和7年3月）など、経済産業省とともに推進。 ・未踏事業における育成規模は令和6年度133人（前年度比20人増）と拡大。また、令和7年度からアドバンスト事業において二期制を導入することとし、プロジェクトマネージャー（PM）及びビジネスアドバイザー（BA）の増強などの実施体制の強化し、潜在的未踏人材の発掘を目的とした認知度向上ための広報戦略を策定。さらに、未踏人材の活躍機会の拡大などに向け、（国研）産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）と量子コンピューティング技術の産業化を担う人材の育成及びこれによる量子技術の産業化の推進に向け、連携協定の締結に向けて合意（締結は令和7年4月）。 ・DX認定制度において、申請3,214件（前年度比121%）、新規認定450社（前年度比121%）、更新314社と、件数が大幅に増加。また、前年度実施した審査業務効率化のためのBPR改善施策を順次実施。 ・地域DXを促進するため、DX施策、人材育成、セキュリティ対策といった関連情報を、地域ラボを通じて一体提供。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<主な定量的指標> ①アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和【基幹目標】〔重要度高・難易度高〕 <その他の指標> <評価の視点> ○アーキテクチャ政策実現に必要な様々な観点に対応した成果となっており、今後幅広く利活用が見込めるか。	<主要な業務実績> 〔定量的指標に係る実績〕 ① 累計40点（目標値比100%） 〔主な成果等〕 ○実施領域及び成果等の公表実績 ・人流・物流に関する、自律移動ロボット領域(1)、スマートビル領域(2)、空間情報領域(3)及び商流・金流に関する企業間取引分野（契約・決済領域(4)・サプライチェーン領域(5)）の5領域について、アーキテクチャ検討成果として報告書などを7件公表。 —定量的指標対象 「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版」（令和6年5月） —定量的指標対象外 「ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル(ODS-RAM)」（令和7年2月） 「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン1.0 beta版」（令和7年3月） 「トラスト入門」（令和7年3月） 「SoS-CPS安全設計ディスカッションペーパー」（令和7年3月） 「Society5.0に資するシステム設計原則」（令和7年3月） 「DADCアーキテクチャ成果物グリッド」（令和7年3月）	○実施領域及び成果等の公表実績 （各領域・成果物に係る取組の評価を参照のこと。）		
	○5領域におけるアーキテクチャ設計 ・自律移動ロボット領域(1)、空間情報領域(3)の実績 —「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」の運営に対応し、アーリーハーベストプロジェクトを推進するため、既存のプロジェクトを再編し、令和6年7月よりデジタルライフライン実現化プロジェクトチームを発足。 —デジタルライフライン全国整備計画に基づき、アーキテクチャの具体化や社会実装の検証、アーキテクチャの更新など、デジタルライフライン実現化プロジェクトの取組を実施。経済産業省情報経済課と連携し、プロジェクトの活動に必要な5つのワーキングを3回開催。「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」のWeb上にて、各ワーキングの議論に必要な資料を公開。 —新東名高速道路や茨城県日立市での「自動運転支援道」に係る実証実験を実	○5領域におけるアーキテクチャ設計 ・左記の取組が、「自動運転支援道」に係る実証実験や「ドローン航路」の整備に繋がるなど、社会実装の進展に貢献していることを高く評価。		

	施（令和7年2～3月）。 —静岡県浜松市（天竜川上空180km）及び埼玉県秩父市（送電設備上空150km）に「ドローン航路」を整備（令和7年3月）。 —空間情報領域の活動では、昨年度に引き続き4次元時空間情報基盤アーキテクチャ検討会を開催（第9回：令和6年10月）。検討会で得られた成果を踏まえ、「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン1.0 beta版」を公開（令和7年3月）。パブリックコメントを参考に、令和7年度正式版をリリース予定。 ・スマートビル領域(2)の実績 —スマートビル単体でのサービス拡充による”相互接続性”を有するビルの普及及び複数棟連携による提供価値向上という好循環のサイクルを実現するため、令和5年度に引き続き、検討会を実施（第6回：令和6年10月）。 —スマートビル普及促進に係る新団体組成に向けた活動として令和5年度立ち上げた設立準備会を経て、民間企業8社による（一社）スマートビルディング共創機構の設立を目指す発起人会を開催（令和7年1月）。当該機構はスマートビルに関わる人材の育成や協調領域の整備による技術標準化等を推進し、データの利活用とデジタル・トランスフォーメーション（DX）を促進する新たな産業を創出・振興させる役割を担っていくことを想定。 —当該機構の設立準備が整ったことをスマートビルディング・カンファレンス2025（会場に設けた300席がほぼ満席）にて発表（令和7年3月）。 ・企業間取引分野（契約決済領域(4)）の実績 —昨年度に作成した請求プロセス・決済プロセス間のデータ連携の実現に必要なデータモデル（GIF金融データモデル、企業間取引の現状のデジタル化状況や企業間取引に関連して今後生じるIT環境・取引環境・政策環境などの変化への対応などを示したもの）について、デジタル庁などの関係省庁との連携の下、当該実装データモデルの官公需取引を中心とした拡張可能性について調査・検討を実施。 ・企業間取引分野（サプライチェーン領域(5)）の実績 —企業や業界、国境を越えて、データを共有・活用するデータ連携基盤の設計原則・基本方針、それに基づいたシステムで具備すべき機能を、先行ユースケースの自動車の蓄電池のトレーサビリティ管理を事例として、構想設計を示した「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版」を公開（令和6年5月）。当該ガイドラインは公益DPF認定制度における準拠基準に指定。さらに、欧州電池規則の改定に伴うガイドライン1.0版の作成を検討。 —データ連携基盤の蓄電池トレーサビリティシステムの運営を担う（一社）自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センターと連携。	・左記の取組により、スマートビル領域のアーキテクチャに関して民間を中心とした社会実装フェーズへ移行したことを高く評価。また、本プロジェクトは、民間企業等による発意（データ連携に係るテーマを民間企業等から募集するインキュベーションラボ）に端を発したプロジェクトであったことを高く評価。 ・左記のGIF金融データモデルについて、デジタル庁や財務省において官庁会計システムにおける次世代システムの更新計画に活用が検討されている点を評価。 ・左記、ガイドラインの公表、公益DPFによる蓄電池トレーサビリティシステムの運用といった取組により、自動車蓄電池サプライチェーンでのカーボンフットプリント算出に向けたデータ連携が可能となり、信頼性を確保しつつデータを共有できる仕組みが加速したことを高く評価。	
--	--	--	--

	—欧州を中心に加速する化学物質規制及び循環型社会に係る規制などに対して、我が国のサプライチェーン情報連携の仕組みを確立するためのCMP（Chemical and Circular Management Platform）プロジェクトチームを設置（令和6年11月）（蓄電池に続くサプライチェーン領域の拡大）。	・蓄電池に続くサプライチェーン領域としてCMPに取組を拡大し、民間企業や政府の意向を踏まえ、迅速に体制を構築し、着手したことを評価。	
	○ウラノス・エコシステム活動の推進 ・我が国産業の国際競争力の強化に資するため、複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的として、引き続き経済産業省とともに、ウラノス・エコシステムを推進。 ・データ連携システムの運用及び管理を行う事業者のうち優良な取組を行う者を認定する公益DPF認定制度の開始（令和6年7月）に伴い、「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版」が同制度における準拠基準に指定（令和6年7月）。 ・ウラノス・エコシステムを産業界に広く浸透させていくことを企図し、企業・業界・国境を横断した産業分野でのデータ連携及び利活用に関する「ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル（ODS-RAM）」を公開（経済産業省と共同作成）（令和7年2月）。 ・Catena-Xと自動車業界向けデータの相互運用の検証（PoC）を目指し覚書を締結（令和6年4月）。異なる環境下で事業を展開している企業同士が、信頼性のあるサステナビリティ関連データを容易に交換できることを実証。デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）とCatena-Xにより、グローバルなデータ連携の可能性について、海外へプレスリリースを同時発信（令和7年3月）。 ○公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用 ・公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度（公益DPF認定制度）の施行にあたり、デジタル基盤センターに公益プラットフォーマー認定グループを新設するとともに、認定審査事務規程などの関連規程を整備。 ・情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第41条第1項第2号に則り、認定の基準となる文書として「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係）」を指定したことを公開（令和6年7月）。 ・第1号認定事業者として（一社）自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター；ABtC（Automotive and Battery Traceability Center）を認定し公開（令和6年9月）。	○ウラノス・エコシステム活動の推進 ・左記、公益DPF認定制度の開始やODS-RAMの公開といった取組により、ウラノス・エコシステムが着実に進展していることを高く評価。また、欧州Catena-XとのMoUに基づき、データスペースの相互運用性のPoCを実証したことにより、企業の参加障壁を下げるとともに、データ連携の対象拡大など今後の取組につながる成果を得たことを高く評価。 ○公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用 ・左記の取組により、公益DPF認定制度の運用・審査体制を迅速に整備し、最短で第1号認定を実現した点を評価。	

	○ビジョン検討やアーキテクチャ設計を行う領域などの拡大 ・【再掲】欧州を中心に加速する化学物質規制及び循環型社会に係る規制などに対して、我が国のサプライチェーン情報連携の仕組みを確立するためのCMP（Chemical and Circular Management Platform）プロジェクトチームを設置（令和6年11月）（蓄電池に続くサプライチェーン領域の拡大）。	○ビジョン検討やアーキテクチャ設計を行う領域などの拡大 ・【再掲】蓄電池に続くサプライチェーン領域としてCMPに取組を拡大し、民間企業や政府の意向を踏まえ、迅速に体制を構築し、着手したことを評価。	
	○社会にあるべきガバナンスの研究、その他 ・SoS（System of Systems）として構成されるCPS（Cyber Physical System）の設計及び管理・運用に求める必須の要求を示した「SoS-CPSのシステム設計原則」を公開（令和7年3月）。 ・アーキテクチャ定義とその合意のため、具体的な定義事項をまとめたDADCアーキテクチャ成果物グリッドを公開（令和7年3月）。 ・各検討領域に共通で求められる要件となるガバナンスの在り方について、令和5年度に引き続き、京都大学法政策共同研究センター（CISLP）と連携し、「SoS-CPS安全設計ディスカッションペーパー」を公開（令和7年3月）。他方、取引のデジタル完結及びデータ利活用の社会実装・運用に係るガバナンスの在り方について、令和5年度に引き続き、東京大学と連携。令和7年度に研究成果を反映した成果物を公開予定。 ・トラストの基本的な考え方を整理し示した「トラスト入門」を公開（令和7年3月）。 ・デジタルライフライン実現化プロジェクトの成果（ビルディングブロックなど）をオープンソース化して、Githubにより社会へ提供開始（令和7年3月）。 ・アーキテクト人材育成に向けた取組として、Society5.0を実現する上で、国内に必要となるアーキテクト育成・循環の仕組みを構築するため、新規入構者に対するシステムズエンジニアリング研修を実施。 ○DADCの取組の発信 ・CEATEC2024にて、デジタル社会の実現、社会課題の解決、イノベーションの創出を後押しするウラノス・エコシステムの全容について、現在地と将来像を解説した講演を実施（参加者：315名）。 ・建築業界日本最大級のイベントであるJAPAN BUILD（東京ビックサイト）にて、スマートビルプロジェクトの活動意義や取組状況を紹介（令和6年12月）。 ・【再掲】（一社）スマートビルディング共創機構の設立準備が整ったことをスマートビルディング・カンファレンス2025（会場に設けた300席がほぼ満席）にて発表（令和7年3月）。 ○DADCの組織改革 ・各プロジェクトを急速に進展させている中で、プロジェクト共通のアーキテクチャ設計や産業界を巻き込んだウラノス・エコシステムを戦略的に進めていくことに加え、DADC内の活動を機動的・効果的に進めるための組織体制の	○社会にあるべきガバナンスの研究、その他 ・デジタルアーキテクチャ設計、データ連携を推進するために必要な共通技術やリファレンスモデルについて、学術的知見を踏まえながら検討し、策定・公開しているとともに、アーキテクト人材の育成が進展しており、今後の取組に係る基盤構築が進展した点を評価。 ○DADCの取組の発信 ・左記のとおり、デジタルアーキテクチャの普及を進展させていることを評価。 ○DADCの組織改革 ・左記のとおり、DADCがより機動的・効果的に活動できるよう、内部の意思決定手続きや業務体制を整備したことを評価。	

	抜本的な見直しを実施。また、機動性・柔軟性に富んだ運用が可能な「プロジェクトチームに関する規程」を策定・運用。 —企画機能の抜本的強化のためアーキテクチャ戦略企画部を、ドメイン別のプロジェクトを機動的・効果的に進めるためアーキテクチャ社会実装部を設置し、再編。アーキテクチャ戦略企画部の下にウラノス・エコシステムチーム、アーキテクチャ社会実装部の下にデジタルライフライン実現化プロジェクトチームなどを設置（令和6年7月）。 —「公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度」の開始に伴い、デジタル基盤センターに公益プラットフォーム認定グループを設置（令和6年7月）。 —経済産業省から依頼を踏まえ、CMPプロジェクトチームを設置（令和6年11月）。		
<その他の指標> ○「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」DL数 ○重要情報を扱うシステムの利用にあたり、安全性・信頼性と経済性・利便性を高度に実現するシステムの利用を支援するガイドの作成と推進 <評価の視点> ○重要情報を扱うシステムの利用にあたり、安全性・信頼性と経済性・利便性を高度に実現することに資するか。	○重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド ・「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」（以下、「重要情報ガイド」という）の普及促進のため、重要情報ガイドの適用効果などを記載した「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド（別冊）活用の手引き」（以下、「活用の手引き」という）を機構ウェブサイトから公開（令和6年7月）。 ・ページビュー/ダウンロード数（令和7年3月末時点） —重要情報ガイドページ：21, 868PV/10, 353DL（令和6年4月～令和7年3月）、63, 309PV/33, 269DL（累計） —活用の手引きページ：13, 147PV/5, 951DL（令和6年4月～令和7年3月） ・重要情報ガイドの公開後、経済産業省と連携し、想定される利用者に向けた説明会を実施。	○重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド ・左記の取組により、官民の重要情報を扱うシステムにおける安全性・信頼性と経済性・利便性の実現に寄与しているものと評価。 ・民間ベンダーにおいても、重要情報ガイドに基づいた対応を複数確認しており、普及促進の取組が着実に成果を上げ、業界全体の発展に寄与しているものと評価。	

<その他の指標> ○水道情報活用システムの全国説明会での講演回数 ○水道情報活用システムの普及展開に向けたガイド等の提供及び水道事業者の当該システムに対する認知度・理解度向上の機会の提供 <評価の視点> ○水道事業者が当該システムに対する認知度・理解度を向上させ、システム導入の推進に資するものか。	○水道情報活用システムに関する事例集及びガイドブックの公開及び周知活動 動 ・水道情報利用システムの普及展開に向け「水道情報活用システム事例集」及び「水道情報活用システムガイドブック」を機構ウェブサイトに公開（令和6年4月）。 ・同システムの概要紹介並びに上記事例集及びガイドブック配布のためのリーフレットを作成し、機構ウェブサイトから公開（令和6年6月）。 ・上記事例集などの機構ウェブサイトのページビュー/ダウンロード数は、13,185PV/14,037DL（令和6年4月～令和7年3月） （内訳：事例集7,360DL、ガイドブック5,310DL、リーフレット1,367DL） ・上記事例集などの公開後、各区域の事業を管轄する地方整備局と連携し、水道事業者などへの情報提供を実施。 ・水道分野の全国会議である、水道研究発表会（主催：日本水道協会）にて上記事例集などに関する論文発表を実施（令和6年10月）。	○水道情報活用システムに関する事例集及びガイドブックの公開及び周知活動 ・左記の取組により、水道情報活用システムに対する認知度・理解度向上の機会を提供したことを高く評価。	
	○水道情報活用システムの普及展開 ・水道情報活用システムの全国説明会（主催：一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会）にて同システムに関する説明を計6地域で実施。 ー令和6年11月 長野市、盛岡市、青森市、さいたま市 ー令和7年2月 京都市、名古屋市 ・建設技術講習会（主催：（一社）全日本建設技術協会）にて同システムに関する講演を水戸市で実施（令和6年10月）。 ・長野県内の令和6年度水道研修会（主催：長野県）にて同システムに関する講演を長野市で実施（令和7年1月）。 ○ベンダー誘致 ・水道事業者がデータ利活用サービスを採用するハードルを低減し、同システムの普及促進を加速させるため、水道関連のサービスやコンサルティングを提供する企業に対し、同システムへの参画を複数企業に打診し、2社が参画。	○水道情報活用システムの普及展開 ・左記の取組により、同システムの認知度向上、関係者との関係深化、集中的な支援活動への繋がり、更なる課題調査・分析やガイドなどの更新・増補などへの進展などが図られているものと評価。 ○ベンダー誘致 ・左記のとおり、新規参画者を獲得したことを評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
○ソフトウェアエンジニアリング実態調査アンケート回収数	○ソフトウェアエンジニアリングの動向調査と課題抽出	○ソフトウェアエンジニアリングの動向調査と課題抽出		
○データスペース入門のDL数	・日本のソフトウェアエンジニアリングを抜本的に見直すべく、現状の課題や目指す姿の把握のために国内外のソフトウェアエンジニアリング動向の調査を実施。	・海外動向調査では、先進的研究機関や団体の著名人複数にインタビューを実施し、海外の先進的な取組について周知したことを評価。		
○DX実践手引書のDL数	ー海外動向調査（文献調査、インタビュー）：令和6年6月～令和6年10月	・内製化した国内ソフトウェア動向調査において、過去最大の873件の回答を得られたことを高く評価。また、アンケートの結果を誰もが分析できるオープンデータとしてまとめ、1か月以内に公開できたことを高く評価。		
○データスペース関連の資料公開数	ー国内動向調査（アンケート）：令和6年12月～令和7年2月			
○データ利活用に必要なガイド等の公開数	・海外動向調査は主に欧米の先進的ソフトウェア企業、研究機関、団体対象に、モデルベース開発など4テーマに関して文献調査とインタビューを実施し調査レポートを公開（日本語版：令和6年10月、英語版：令和6年12月）。			
○ソフトウェアエンジニアリング高度化に関わる調査の実施とその結果の公開	ーウェブサイトページビュー数/コンテンツDL数：日本語版* 8, 304 PV/ 1, 728 DL、英語版 907PV/343DL （令和6年3月末時点、*日本語版は、令和6年4月公開資料を含む）			
○組込み/IoT関連産業に関してDXをはじめとする業界の状況を踏まえた分析	・国内ソフトウェア動向調査はソフトウェアに対する考え方やソフトウェア開発の実態、産業分野ごとのレガシーシステムの現状や課題を把握することを目的に「2024年度ソフトウェア動向調査」を実施。また、機構職員がアンケートの作成から依頼・回収まですべて内製で実施。企業799件、個人74件の計873件の回答を得られ、回答データを匿名化した上でそのままオープンデータとして公開（令和7年2月）。			
○デジタル社会の基盤となるシステム・ソフトウェア・データに係るインフラとしてデータスペースを推進	ーウェブサイトページビュー数： 2, 599 PV（令和7年3月末時点）			
○データ環境に係るインフラやエンジニアリング高度化検討のための体制を運営	○ソフトウェアモダナイゼーションの推進	○ソフトウェアモダナイゼーションの推進		
○ウェブサイト上で公開している、情報連携等の有益なコンテンツの維持管理及び拡充を実施	・デジタル社会の基盤となるソフトウェアがもたらす価値を最大化し、産業競争力の強化と社会の持続的発展を実現すべく、日本社会や産業界の目指す方向性からのバックキャストで検討する「ソフトウェアモダナイゼーション委員会」と、現状の課題を起点としたボトムアップで検討する「レガシーシステムモダン化委員会」の2つの委員会を設置し、双方向から検討を実施。	・左記の取組を通し、ソフトウェアの価値を最大化して持続可能な経済社会の実現を促進するための道筋を示したことを高く評価。		
＜評価の視点＞	ーソフトウェアモダナイゼーション委員会（令和6年6月～継続、計7回）	・2つの委員会の公開ページは、合計3万アクセスを超え、産業全体のモダン化に向けて各企業が取り組むべきことに対する理解度の向上に貢献したことを高く評価。		
○ソフトウェアエンジニアリングの高度化、認知度・理解度の向上に資する活動であ	ーレガシーシステムモダン化委員会（令和6年9月～令和7年3月、計4回）			
	・ソフトウェアモダナイゼーション委員会では、昨今の日本の現状を踏まえ、ソフトウェアに関する国内外の動向などを参考に、ソフトウェアがもたらす価値を最大化する観点から日本社会や産業界の目指す方向性を議論し、レポートを公開（中間レポート：令和6年10月、年度末報告書：令和7年3月）			

るか。 ○組み/IoT関連産業に関して新たな技術等に関する調査分析及び発信に資するものか。 ○データスペースの認知度・理解度の向上に資する活動であるか。 ○データ環境の高度化に係る検討に資する活動であるか。 ○情報連携等に必要なリテラシーの向上に資する活動であるか。	ーウェブサイトページビュー数/コンテンツDL数（中間レポート）： 9,479 PV/1,425 DL(令和7年3月末時点) ・レガシーシステムモダン化委員会では、業種ごとのレガシーシステムの現状と課題および横断的な課題を明らかにし、対応策を検討。検討結果をまとめた総括レポートは令和7年度公開予定。 ーウェブサイトページビュー数： 25,322 PV（令和7年3月末時点） ○オープンソースの推進 ・国内外の有益なOSS情報を発信するウェブページにてOSSに関する最新情報を継続的に発信。 ーウェブサイトページビュー数： 49,153PV(令和7年3月末時点) ・オープンソース推進活動についてのコラムの連載開始。第1弾としてオープンソースエコシステムに関するリサーチの内容を紹介（令和6年12月）。 ーウェブサイトページビュー数： 2,661PV(令和7年3月末時点) ・オープンソースに対する国内の機運を高めることを目的として、IPAが主催して「Open Source Meetup オープンソース戦略をオープンに議論する会」を開催（令和7年3月）。 ー参加者： 45名（定員50名） ー資料ダウンロード数： 311DL(令和7年3月末時点) ○データスペースの推進 ・データスペースの理解度向上を目的とした以下のガイドブックを公開。合計で15,409ダウンロードを達成。 ー「ワンスオンリー入門ガイド」（令和6年8月） 1,985DL（集計期間：令和6年8月～令和7年3月） ー「参考資料・ツール集」（令和6年10月） 1,280DL（集計期間：令和6年10月～令和7年3月） ー「データ利活用・データスペースガイドブック第1.0版」（令和6年11月） 6,425DL（集計期間：令和6年11月～令和7年3月） ー「相互運用性向上のための参照モデル活用ガイド」（令和6年12月） 1,114DL（集計期間：令和6年12月～令和7年3月） ー「API標準設計ガイド・基礎編」（令和7年3月） 649DL（集計期間：令和7年3月） ー「データ利活用・データスペースガイドブック第2.0版」（令和7年1月） 3,956DL（集計期間：令和7年1月～令和7年3月） ・データを活用したビジネス戦略を検討する経営者やシステムの設計や運用を行う技術者など、各ターゲットに向けた以下の読本シリーズを公開。合計で21,116ダウンロードを達成。 ー「経営者のためのデータ経営読本」（令和6年5月）	○オープンソースの推進 ・継続的な情報発信により5万件近くのアkses数を得られ、OSSの認知度・理解度の向上に貢献したことを高く評価。 ・オープンソースエコシステムに関するリサーチ内容を途中段階から段階的に周知するとともに、ミートアップイベントを主催し戦略的にオープンソースに取り組む必要性を訴求。ミートアップイベントでは民間企業、スタートアップ、行政、自治体といった様々な属性の参加者を得られるなど、国内の関心を集めたことを評価。 ○データスペースの推進 ・左記の普及促進活動とその成果は、データスペースの認知度・理解度の向上に貢献していることを示しており、その点を高く評価。 ・経営者や経営層が持つべきデータ利活用のための基礎知識や、CDOの役割、組織として高めるべきデータマチュリティの考え方などを解説した資料を作成し公開したことで、特に経営者や経営層のデータ利活用に関するリテラシー向上へ寄与したことを高く評価。	
--	--	---	--

	9,549DL（集計期間：令和6年5月～令和7年3月） —「データを軸にした司令塔CD0読本」（令和6年9月） 7,432DL（集計期間：令和6年9月～令和7年3月） —「データ経営の総合力を高めるデータマチュリティ読本」（令和6年12月） 1,714DL（集計期間：令和6年12月～令和7年3月） —「信頼できるパートナーになるためのデータガバナンス読本」（令和7年1月） 2,421DL（集計期間：令和7年1月～令和7年3月） ・上記ガイドブックや読本シリーズなどの普及のため、有名経済誌や2大検索エンジン、SNSなどにおけるバナー広告掲載を実施。関連するWebサイトページビュー数が広告掲載前と比較し、約6倍に増加。 —メディア（リンククリック数） Google（15,812クリック）、Yahoo!（15,627クリック）、MicroAd UNIVERSE Ads（2,797クリック）、Facebook（1,586クリック）、日経ビジネス（20クリック） —Webサイト（開始前12日間合計／開始後12日間合計／アクセス数倍率） データスペースの推進（1,059／6,119／5.8倍） データスペースアカデミー（587／4,968／8.5倍） <u>○データ環境に関する検討体制の運営</u> ・データ環境の推進に係る活動を検討する体制として、データ環境推進委員会を設置し、令和6年度 of 取組状況を踏まえた上で、今後のデータ環境推進に必要な取組のロードマップを公開(令和7年3月)。 ・データ環境推進委員会の技術検討の場として同委員会にデータモデルWGを設置し、GIF(政府相互運用性フレームワーク)のデータモデル改訂に関する検討を実施。本検討内容を踏まえた成果を、コアデータモデルや実装データモデルとして解説資料(※)を作成。※当該資料は、デジタル庁サイトより公開(令和7年3月)。 ・国内外のデータ施策の最新状況や実際のデータ利活用の取組に関する知見を深める場の提供として、データ社会推進協議会（DSA）とともに共催イベント「第2回データ未来会議」を開催(令和7年2月)。また、DSAが主催・共催組織の1つであるイベント（DataspacesWeeks2024、令和6年10月開催）に機構は後援として参加、パネルディスカッションへの参加、講演などを実施。 <u>○データ利活用のためのガイド等の維持管理及び拡充</u> ・コンテンツを提供しているサーバ群の利用状況を効率的に監視し、外部からの攻撃への対処を適切に行うことで事故のない運用を継続。 ・データ利活用の事例を一覧形式で示した「データ利活用事例集」を定期的に更新し公開（令和6年6月、9月、令和7年1月、3月）。 ・機構の所有するデジタル資産の蓄積と今後の永続的管理という観点から、ジ	<u>○データ環境に関する検討体制の運営</u> ・左記の取組、体制構築により、データ環境の高度化に対応するための検討を実施し、公表資料やイベントの開催といった具体的なアウトプットにつなげている点を高く評価。 <u>○データ利活用のためのガイド等の維持管理及び拡充</u> ・日々行われるサーバへの大量アクセス攻撃に適切に対処することで、外部の利用者がデータ設計などで常時必要とするIMIのコア語彙などの情報を途切れることなく提供していることを評価。 ・国内外のデータ利活用の事例を継続的に収集し、定期的に情報更新をしつつ公開したことで、時流に即したデータ利活用事例の発信を続けている点を評	
--	---	--	--

	ジャパンリンクセンター(JaLC) (※)に入会申請手続きを行い、DOIの登録を開始するとともに、基本的なドキュメントに関してDOIのリストを公開。 ※DOI (Digital Object Identifier) 財団から、国際的な識別子であるDOI登録機関に認定された日本で唯一の機関。	価。	
--	--	----	--

[illegible]

	修了生3名を講師として、自身の失敗事例やそこから学んだ教訓などを講義。 - 令和6年度の未踏アドバンスト事業の公募に引き続き、優秀な外国人材の受け入れのため、令和7年度の公募においても英語版の公募要領等を作成・公開（令和7年1月）。 ○未踏ターゲット事業の実施 - 令和6年度未踏ターゲット事業量子コンピューティング分野では、「量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」に携わる25名（12件）、うち令和4年度から公募を開始したカーボンニュートラル部門では2名（1件）の人材を新たに発掘し育成。全体会議（キックオフ会議（令和6年6月）、中間報告会2回（令和6年9月、11月））を実施し、育成期間の成果を一般公開する成果報告会（令和7年2月）をハイブリッドで開催。また、育成期間中に3件のソフトウェア等を公開し、次世代イノベーションを創出。 - 令和6年度未踏ターゲット事業リザーバーコンピューティング分野では、「リザーバーコンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」に携わる8名（5件）の人材を発掘し育成。全体会議（キックオフ会議（令和6年6月）、中間報告会2回（令和6年9月、11月））を実施し、育成期間の成果を一般公開する成果報告会（令和7年2月）をハイブリッドで開催。また、育成期間中に2件のソフトウェアなどを公開し、次世代イノベーションを創出。 「量子コンピューティング技術シンポジウム2024」をオンラインで開催（令和6年12月）。量子コンピューティング技術の実用化・産業化の時代を迎え目指すべき社会やその実現に向けた産業人材育成、ユースケースづくり支援、既存技術に対する優位性・有効性の情報発信を提供し、技術者のみならず、企業の経営層・管理職、学生など、幅広い層から約360名が参加。 - 未踏人材の活躍機会の拡大などに向け、（国研）産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）と量子コンピューティング技術の産業化を担う人材の育成及びこれによる量子技術の産業化の推進に向け、連携協定の締結に向けて合意（締結は令和7年4月）。 ○育成規模の拡大及び応募者増に向けた施策 - 令和7年度未踏事業への応募者を確保するため、動画やウェブ記事・広告、特設サイトなどを公開（令和6年11月）。特設サイトページビュー数：累計195,753PV（公開期間：令和6年11月1日から令和7年3月31日）。 ○自己収入策の検討 - 未踏会議2025において展示エリアの一部を有料化し、未踏事業修了生9者より計165万円の出展料を自己収入として確保。	○未踏ターゲット事業の実施 - 左記の取組を通じて、量子コンピューティング技術、リザーバーコンピューティング技術の発展、活用に寄与する人材を世の中に輩出したこと、次世代イノベーションの創出に貢献したことを高く評価。 ○育成規模の拡大及び応募者増に向けた施策 - 左記の取組を通じて、令和7年度未踏事業では、令和6年度未踏事業を超える応募者を確保したことを評価。 ○自己収入策の検討 - 左記の取組を通じて、機構の自己収入の拡大に貢献したことを高く評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価		評価
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○優れたIT人材の人的ネットワークが活性化しているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化 ・ 育成期間中に開催されるPM個別ミーティング、全体会議（キックオフ会議、中間報告会、成果報告会）などにおいて、未踏事業修了生や産業界及び学术界の有識者との交流の場を提供。 ・ 未踏事業及び修了生の認知度を向上させ、新たな社会価値創出を促すために修了生の活躍状況を紹介する資料を公開。 ・ 未踏事業の意義や修了生の活躍を促進するため、未踏会議2025を開催（令和7年3月9日）。修了生51組による展示や講演を行うことで、未踏事業の更なる魅力を発信した（会場来場者数854名、ライブ配信視聴者数約8,587名）。 ・ 未踏IT人材発掘・育成事業、未踏ターゲット事業において、育成期間の成果を一般公開する成果報告会を開催。 ・ 未踏ジュニア（（一社）未踏）などと引き続き連携。	○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化 ・ 左記の取組を通じて、新たな社会価値創出に向けた未踏人材コミュニティを活性化したことを評価。 ・ 左記の取組を通じて、令和7年度未踏事業では、令和6年度未踏事業を超える応募者を確保したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③DX推進指標による自己診断 実施組織数（大企業に限る）	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ③ 276組織（目標値比125.5%）			
＜その他の指標＞ ○DX認定申請数 ○DX認定数 ○DX認定制度の着実な運営 ○DX認定・審査業務の改善やシステム整備等の効率化 ○各企業がDXを推進する上で有用なレポートの提供	〔主な成果等〕 ○「DX認定制度」等の着実な運用 ・経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（DX認定制度）の申請受付や問合せ対応、審査・認定事務を着実に実施。初回申請904件に再申請2,310件を加えた3,214件（前年度比121%）の申請を受付。加えて、584件の様々な問合せにも丁寧・適切に対応。 ・令和6年4月1日から令和7年3月1日までに、新規450社（前年度比121%）、更新314社を認定し公表。 ・経済産業省が令和6年9月にとりまとめたデジタルガバナンス・コード3.0でDX認定基準が改訂されたことに伴い、新基準による申請要項及び申請チェックシートの改訂及び新基準による審査への切り替えを実施。 ・東京証券取引所と経済産業省、機構が共同で実施する「DX銘柄制度」の事務局業務を実施。DX銘柄2024については着実に審査を進め、令和6年5月27日にDX銘柄2024発表会を開催（参加者340名）。 ・「DX銘柄2024選定企業レポート」を公開（令和6年5月）。令和7年3月末時点のDL数は10,712件（昨年比422.7%）。 ・DX銘柄2025についても着実に受付（提出311社）やローコードツールを用いた効率的な審査支援等を行い、DX銘柄2025の企業選定を着実に実施。	○「DX認定制度」等の着実な運用 ・「DX認定制度」は、昨年度からの大幅な件数増加を受けて、審査業務の効率化施策を積極的に実施し、審査・認定業務を着実に進めたことを高く評価。その上で、前年度を大幅に上回るDX認定数を達成した点を高く評価。 ・DX銘柄2024発表会について綿密な事前準備などにより成功裏に終了させた点、DX銘柄2024選定企業レポートの普及が進んだ点、DX銘柄2025についてローコード開発サービス（SaaS）を用いた審査事務の自動化など着実かつ効率的に審査を進めた点を評価。 ・左記レポートのダウンロード数は1万件を超えるなど、参考資料として各企業が取り組むDXに対する理解度向上に貢献したことを高く評価。		
＜評価の視点＞ ○DX認定制度等の着実な運営、改善がなされているか。 ○企業がDXを推進する上で有用な情報を提供しているか。	○DX認定制度の審査業務を効率化するシステム整備 ・DX認定、DX推進指標、DX銘柄の事業者からの申請や提出受付や審査管理機能などを有するDX推進事業システムの年間を通した安定運用、及び各種効率化のための機能改善を実施。 ・増加傾向にあるDX認定申請書の様式不備の削減による審査効率化を目的に、認定の申請方法を現状の申請書類（WordやExcel形式）のアップロードによる提出からウェブフォームへの入力へ変更するシステム開発に着手（令和7年度導入予定）。 ○DX推進指標の運用と普及活動	○DX認定制度の審査業務を効率化するシステム整備 ・左記の取組により、システムの安定運用、次年度の審査業務効率化に繋げたことを評価。 ○DX推進指標の運用と普及活動		

	・DX推進指標自己診断レポートの収集を着実に実施。1,349組織からの提出、うち276の新規大企業から提出。 ・DX推進指標ベンチマーク速報版（令和6年11月公開）及び確報版（令和7年2月公開）を自己診断結果提出企業2,670社に提供。 ・これまでに収集したデータから全体的な傾向、企業規模別や先行企業の特徴などを分析し、「DX推進指標 自己診断結果 分析レポート（2023年版）概要版」及び「DX推進指標 自己診断結果 分析レポート（2023年版）」を作成し公開（令和6年5月）。合計12,084件（昨年比92.4%）のDL数を達成。 ・DX推進指標の利用者5,111者に対してアンケートを実施し、503者から回答を得た。その結果、94%が「役に立った」と評価した。一方で、さらなる改善を図るため、経済産業省と連携し「企業DXを推進する指標の在り方に関する検討会」を設置し、DX推進指標の見直しに着手した。 ・DXに関する情報を発信するウェブサイト「DX SQUARE」を運営。具体的なDX事例の紹介のほか、機構が行うDXの各種施策の紹介、DXについて学習できる様々なコンテンツを提供。令和6年度は28万5,596PV（昨年度比118%）を達成。デジタルスキル標準など機構内他センターの事業、DX推進パスポートやデジタルガバナンス・コード3.0といった他組織と連携した記事を提供し、多数のPVを得るなど、重要施策に関する普及を実施。	・積極的なPR活動により大企業による新規実施数について、目標値を上回る276組織を達成したことを評価。 ・左記の公表情報が、多くの企業においてDX推進計画を作成する上での参考資料などとしての活用につながったことを高く評価。 ・利用者アンケートによる効果測定を通じて成果を把握し、委員会を設置して指標の改善に着手した点を高く評価。 ・「DX SQUARE」のPV数の増大、質の高い情報発信をして継続している点を高く評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ○各地域のニーズに応じたメンター等派遣件数 ○連携組織数 ○地域の取組成果の普及及び地域間連携促進に向けた地域間の交流の場や機会の提供 ＜評価の視点＞ ○IoT/ICTによる地域課題の解決や新事業創出に関する取組支援、及び地域におけるIoT/ICTの技術などの社会実装の推進に資するものか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] <u>○地域DX推進ラボへの移行促進及び選定</u> ・日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、地域における経済発展とウェルビーイングの向上を目的として令和4年11月に制度化した「地域DX推進ラボ」について、経済産業省と連携し、地方版IoT推進ラボに対し地域DX推進ラボへの移行を促し、第三弾選定として5地域を選定（令和7年3月末時点110地域）。 <u>○地域のIoT/ICTプロジェクトの創出及びDX推進支援</u> ・地域企業のDX認定取得に向けたデジタル人材による伴走支援プログラム「ふるさとCo-LEADプログラム」の試行開始（令和6年12月～）。実績のあるデジタル人材を活用した伴走支援を実施（対象企業6社）。 ・地域におけるIoT/ICTの知見向上及びDX推進を後押しするため、IoT・AI活用促進セミナー、DX推進セミナーなどの講師、新事業創出に向けたメンターを延べ75件（事業開始から累計913件）派遣。 ・地域DX推進ラボ／地方版IoT推進ラボ事務局の運営（ポータルサイト運営、問合せ対応）を実施。各ラボの取組成果を地域DX推進ラボ／地方版IoT推進ラボポータルサイトにて延べ236件（事業開始から累計2,259件）の記事として発信。 ・「CEATEC2024」において、19地域のラボを出展（令和6年10月）。4,189件の来場者情報を取得。 ・各地域を横断した共通課題などに取組、地域同士の連携を促進するため、地域意見交換会／ラボ懇談会を実施。取組テーマや分野に親和性のあるラボ間の関係強化に努めるとともに、課題解決に向けた支援を実施。意見交換会は2回実施し、1回目は、愛媛県ラボ、新居浜市ラボ、経済産業省、機構他の計11名が参加（令和6年11月）し、2回目は、直方市ラボ、佐賀県ラボ、福岡市ラボ、北九州市ラボ、経済産業省、機構他の計18名が参加（令和7年2月）。ラボ懇談会は、毎月開催し、全国各地の地域DX推進ラボ/地方版IoT推進ラボ、経済産業省、機構他の計延べ686名が参加。 <u>○DX推進に向けた地域の団体・自治体・支援機関との連携</u> ・中部DX推進コミュニティへの参加（全9回参加） ・尾州地域のDX推進コミュニティへの参加（全5回参加）	<u>○地域DX推進ラボへの移行促進及び選定</u> ・左記のとおり、継続的に地域DX推進ラボを拡大していることを評価。 <u>○地域のIoT/ICTプロジェクトの創出及びDX推進支援</u> ・左記の取組を通じて、ビジネス拡大、人材育成、実証実験の支援や、個別プロジェクト支援、DX推進など、地域の経済発展に寄与したことを評価。 <u>○DX推進に向けた地域の団体・自治体・支援機関との連携</u> ・左記のとおり、地域の団体・自治体・支援機関と新たな協力関係を構築できたとともに、地域のコミュニティへの参加や連携を通じ、地域のDX推進に貢		

	・中国地域DX推進支援ネットワークの立ち上げ支援（セミナーの実施2回） ・佐賀県産業化スマート化センターとの連携（打ち合わせ3回実施） ・地銀を中心とした支援機関へのDX推進と意見交換の実施（全10支援機関と打ち合わせを実施） ・島根県との包括連携協定に向けた検討（打ち合わせ2回実施） ○機構内連携の推進と地域展開に関する支援 ・機構内の部署横断の連携会議の開催（全12回） ・DXセミナー企画「Japan DX Conference」への参加（全国6か所） ・デジタル人材関連の連携支援（めぶきFG打ち合わせ、中部経済産業局打ち合わせ） ・イノベーション関連の連携支援（青森県打ち合わせ、佐賀県展示会） ・セキュリティ関連（愛媛県展示会、大分県セミナー、徳島県セミナー） ○地域ソフトウェアセンター等、関連組織・団体とのネットワーク強化 ・全国9か所の地域ソフトウェアセンターと連携活動を促進するために意見交換を実施。 ・（一社）ソフトウェア協会との地域展開に向けた連携の協議。	献したことを評価。また、地域の団体・自治体・支援機関に対しIPA施策の地域への普及展開を進めたことを評価。 ○機構内連携の推進と地域展開に関する支援 ・左記の取組を通じて、機構内で情報共有と連携強化を推進したことを評価。 ○地域ソフトウェアセンター等、関連組織・団体とのネットワーク強化 ・左記の取組を通じて、地域ソフトウェアセンターとの関係強化ができたことを評価。また（一社）ソフトウェア協会との連携に向けた協議を開始したことを評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	○安全性評価に係る調査、基準等の検討／安全性評価の実施手法に関する検討	○安全性評価に係る調査、基準等の検討／安全性評価の実施手法に関する検討		
○政府の要請を受け、速やかにAIセーフティ・インステイテュート(AISI)を設立するとともに、関係機関等と連携を開始し、体制の整備を実施	・AIシステムの安全性を評価する際の基本的な考え方を示す評価観点ガイドや、AIシステムの安全性を評価する手法の1つであるレッドチーミング手法について基本的な留意事項を示した「AIセーフティに関するレッドチーミング手法ガイド1.00版」を公開（令和6年9月）。その後、市場の関心を踏まえ、評価対象とするAIシステムを拡大し、1.10版としてアップデートし公開（令和7年3月）。リビングドキュメントとして、内容の更新を継続検討。	・左記の取組について、AISI設立後の約半年の間に、AIシステムの安全性に関する評価観点や評価手法について、ガイドの形で早期に成果物（1.00版）を公表したこと、さらにアップデートを実施し、年度内に1.10版の公表まで至ったことを高く評価。		
＜評価の視点＞	・「広島AIプロセス」と「AIソウルサミット」の成果を踏まえ、AIの安全性を実現するために必要な活動の全体像である「AIセーフティに関する活動マップAM AIS（Activity Map on AI Safety）」を作成し、ディスカッションペーパーとして公開（令和7年2月）。	・左記の取組について、特に諸外国との意見交換時に高い関心を得ており、今後の国内外での議論を進めていく上でのベースとなり得る成果物として高く評価。		
○グローバルな動向に対応できているか。	・AIシステムに対する特有のセキュリティ攻撃を俯瞰すべく、学術論文などで発表されたAIやAIシステムに対する攻撃とその影響をまとめた「AIシステムに対する既知の攻撃と影響」を公開（令和7年3月）。	・左記の取組について、内製にて調査し、取りまとめたことを高く評価。		
○国内のニーズに答えているか。				
	○他国の関係機関（英米のAISI等）との国際連携に関する業務	○他国の関係機関（英米のAISI等）との国際連携に関する業務		
	・米国国立標準技術研究所（NIST）のAIリスクマネジメントフレームワーク（RMF）と日本のAI事業者ガイドラインとのクロスウォーク結果を公開（令和6年9月）。	・左記の取組により、国際的な相互運用性確保に貢献した点を高く評価。		
	・他国のAISI相当機関との意見交換を積極的に実施し、令和6年度後半にはAISI国際ネットワーク（日米英含む10カ国・地域）に参画して、AI安全性に関する共通のテーマについて議論。	・左記の取組について、AIセーフティに関する国際的な議論の中心的役割を果たしたことを高く評価。		
	○普及啓発に関する業務	○普及啓発に関する業務		
	・各成果物について、AISIのウェブサイトに掲載。また、AISIから公表したガイドについては、簡潔に要点を纏めた「AIセーフティ・アプローチブック（AIセーフティの普及に向けた文書）」を作成し、公開（令和7年3月）。	・左記の取組について、AIシステムの安全性を評価する際の基本的な考え方やAIシステムに対する攻撃とその影響の普及啓発に努めた点を高く評価。		
	・国内外からの依頼を受け、AISIの取組や成果物に関する講演やパネル登壇を多数実施。年度累計約100件の講演対応を実施。	・人員不足の中、約100件の講演などを行った点を高く評価。		
	・AIセーフティ評価の活動を広く一般に普及させ、AIの利活用を促進させることを目的とし、民間事業者を中心に参画機関間の連携を図る場として、事業実証ワーキンググループを設置。	・左記の取組について、民間事業者を中心に参画機関間の連携を図る場を設置したことを高く評価。		

4. その他参考情報

予算と決算の差額は、今中期目標期間より複数年度の収益化単位を導入したことにより、情報処理推進事業経費の事業費が翌年度へ繰越となったこと等のため。

I－2 デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

1．当事務及び事業に関する基本事項			
I－2	デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進		
関連する政策・施策	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 「デジタル田園都市国家構想基本方針」	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情促法第 47 条
当該項目の重要度、困難度	重要度高・困難度高：（指標 2－2）	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和 6 年度行政事業レビューシート 予算事業 I D 003893、019883

2．主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中期目標／中期計画	デジタルスキル標準及び I T スキル標準等の情報アクセス数	毎 年 度 261,438 件 以上	令和元年度から令和3年度の 年度当たり平均アクセス数は 217,865 件	計画値	261,438 件	261,438 件	—	—	—		予算額 （千円）	525,447	2,735,797	—	—	—
				実績値	337,946 件	334,416 件	—	—	—		決算額 （千円）	510,004	456,722	—	—	—
											経常費用 （千円）	386,704 【ほか 5,605,936】	476,168 【ほか 5,979,055】	—	—	—
									経常利益 （千円）	2,935 【ほか 388,413】	5,256 【ほか 433,265】	—	—	—		
									行政コスト （千円）	416,394 【ほか 5,620,071】	530,362 【ほか 5,943,823】	—	—	—		
									行政サービス 実施コスト （千円）	—	—	—	—	—		
									従事人員数 （人）	17 【ほか 59】	26 【ほか 59】	—	—	—		
	「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビ DX）」のアクセス数 [重要度高・困難度高]	毎年度 30 万件以上	「マナビ DX」の 通年のアクセス数は 30 万件	計画値	300,000 件	300,000 件	—	—	—		注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 注 2）財務情報及び人員数に関する情報は、試験勘定分を外数として記載。					
				実績値	589,180 件	394,681 件	—	—	—							
				達成度	196.4%	131.6%	—	—	—							

		情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数	毎 年 度 544,090 人以上	令和3年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く）は544,090 人	計 画 値	544,090 人	544,090 人	—	—	—	
					実 績 値	683,295 人	741,884 人	—	—	—	
					達 成 度	125.6%	136.4%	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ ①デジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数 ②「マナビDX」のアクセス数 【基幹目標】〔重要度高・難易度高〕 ③情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ① デジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数について、334,416件（目標値比127.9%）を達成。 （実績の詳細） —生成AIなどの新技術を反映した迅速なデジタルスキル標準（DSS）の見直しや普及・情報発信活動により、目標を超える情報アクセス数を達成。主な成果物の令和6年度情報アクセス数： デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2023年度）：22,789件 DSS関連：138,468件 ITSS+アジャイル領域関連：98,253件 ② 「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）」のアクセス数（基幹目標）について、394,681件（目標値比131.6%）を達成。 （実績の詳細） —令和6年3月にサイトリニューアルを行い、講座提供事業者向けに、DSS-Pに沿った申請を容易に行える機能を追加し、「マナビDX」への申請業務の利便性を向上することで、登録講座数が令和5年度末時点の634講座から令和6年度末時点において738講座に増加。また、SNSアカウントを活用したユーザーログイン機能の追加や、「お気に入り」や「学習プラン」機能の実装など、リピーター向けサービスの提供や、情報処理技術者試験合格者へのチラシ配付、広告出稿などの新たな取組も実施した結果、目標を超えるサイトアクセス数を達成。 ③ 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、741,884人（目標値比136.4%）を達成。 （実績の詳細） —令和6年度の応募者数は741,884人、前年度比108.6%、平成15年度以来の70万人超となり、過去20年間で最多。 —指標達成のため、SNS（X、Facebook）の活用、企業訪問（オンラインなど含む）、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開。 —ITパスポート試験（iパス）の年間応募者数は過去最多の309,068人となり、12年連続で前年度を上回るとともに、初めて30万人を突破し、10万人超を7年連続で、20万人超を4年連続で達成。	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：左記のとおり、令和6年度計画における定量基準を達成し、質的にも令和6年度計画の目標を上回る成果を得ているものと評価。 ＜課題とその対応＞ 〔令和5年度大臣評価での「指摘事項」〕 ○（有識者意見）マナビDXのKPIについて、PVが大きく伸びていることは素晴らしい。今後、申込数／修了数／活躍している人の数など出口となるKPIにも広げていけるとさらに良いと思う。 （課題、対応状況） —マナビDXの利用者が各学習サービスサイトにて利用した申込数、修了数、あるいは活躍している人数などは、今後デジタル人材育成プラットフォームとのシステム連携の中で計測機能を実現すべく検討を開始。	＜評価に至った理由＞ ・定量的にはAの基準を満たしている。社会全体のIT、デジタル人材への社会の関心の高まりなど他律的要因や当該法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ — ＜その他事項＞ —	

	—受験手数料収入は全体で55.6億円（前年度比約108.6%）、うちiパスは23.2億円（前年度比約103.8%）。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・デジタル人材育成施策の変革期にあたり、令和6年度政府補正予算を踏まえ、施策を強力に推進するため、デジタル人材センターを人材エコシステム開発部（「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」構築）、人材スキルプロモーション部（DSS、マーケティング・プロモーション）、人材スキルアセスメント部（国家資格・試験など）、企画部の4部に再編し、専門人材の確保を含め必要な体制整備を迅速に実施。 ・令和6年度政府補正予算を踏まえ、個人や組織の学びを促進しデジタル人材を育成することを目的とした機構共通プラットフォームである「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」の要件定義を開始。マナビDXの統合、生涯IDによる各種サービス展開、収益モデルなどの具体的な検討を開始。 ・令和6年度政府補正予算を踏まえ、経済産業省と連携し、試験制度改革の検討を実施。具体的には、DXを推進する人材の育成やデジタル技術活用のトレンドを踏まえ、試験区分の見直しや問題作成・試験実施方法について検討し、令和7年2月に経済産業省主催の第5回デジタル人材のスキル・学習の在り方ワーキンググループにおいて、情報処理技術者試験の目指す方向性を提示。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①デジタルスキル標準及びIT スキル標準等の情報アクセ ス数	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ① 334,416件（目標値比127.9%） 〔主な成果等〕			
＜その他の指標＞	○デジタル人材育成の推進のための組織変革	○デジタル人材育成の推進のための組織変革		
＜評価の視点＞ ○我が国の産業界においてリ スキリングを促進し、デジ タル人材の拡充に繋がるも のか。 ○我が国のデジタル人材の流 動化や適材化・適所化を促 すものか。 ○第4次産業革命への対応に 向けて、求められる人材の 役割・スキルに資するもの か。	・デジタル人材育成施策の変革期にあたり、令和6年度政府補正予算を踏まえ、 施策を強力に推進するため、デジタル人材センターの組織を4つの部に再編。 一人材エコシステム開発部：個人スキル情報に基づく学びの機会や、組織のDX 推進情報を提供する「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」の構築 を担当。 一人材スキルプロモーション部：DSSによる人材成長戦略と部門間の横展開、 マーケティング・プロモーションの強力な推進を担当。 一人材スキルアセスメント部：情報処理技術者に係る国家資格・試験に加えて 自主事業としてアセスメント全般施策を担当。	・左記のとおり、「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」構築や試験制 度改革、今後のマーケティング・プロモーション活動など、より強力にデジ タル人材育成施策を推進するために必要な体制整備（専門知見を有する人材 の獲得を含む）について、政府の意向を踏まえつつ、迅速に実施した点を高 く評価。		
	○デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術などに関わ る調査	○デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術などに関わ る調査		
	・DXへの取組状況、先端デジタル領域において不足が懸念されるデジタル人材 の学び直しや労働移動などの調査を平成30年度から毎年継続的に実施。 ・これまでの調査結果や文献・公開情報などから策定した、デジタル人材の適 材化・適所化を推進するために企業・組織及び個人が実施すべき施策原案に 関する事例調査を令和5年度に実施し、それらを整理した事例集として「事 例企業における自律的な学び促進の取組み」を公開（令和6年4月）。さらに、 収集した事例、施策を広く企業などが活用できるように「「自律的な学び」 を促進するためのドライバー」として普遍化し、10の具体変革施策案と併せ た「デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2023年度）全体報告書」を 公開（令和6年7月）。全体報告書、個人調査報告書、事例集のアクセス総数 22,789件。 ・DXを推進する中小・中堅企業におけるデジタル人材確保・育成の全体像とそ のステップを抽出してモデル化した「デジタル人材育成モデル」を公開（令 和6年6月）。アクセス数13,056件。 ・これらの報告書は32件の外部媒体に掲出。	・左記報告書は令和4年度から継続的に実施してきた調査結果を活用し、デジタ ル人材の自律的な学びの発出、継続についてのメカニズムを解明したものを 報告書にとりまとめたことで、「デジタル人材育成モデル」とあわせて普遍 化、モデル化により社会全体が共有する形式知として、より多くの企業など の活用が期待され、結果として多くのアクセス数があり、外部媒体でも取り 上げられたことを高く評価。		

	○デジタルスキル標準（DSS）やITSS+の普及・促進活動、見直し ・「ビジネスアーキテクト」への補記として「プロダクトマネージャー」に期待される役割、主な業務・スキルなどを定義し、さらに令和5年度のDXリテラシー標準（DSS-L）に引き続き、DXを推進する人材育成において生成AIに関する影響を検討し反映したDX推進スキル標準（DSS-P）の改訂版を公開（令和6年7月）。 ・令和7年度のDSS改訂を見据え、重点課題である「ビジネスアーキテクト」の類型人材や「データマネジメント」に関する国内・海外の実態調査を実施。 ・先進的にDXに取り組む企業へヒアリングを実施し、デジタル人材育成の先進事例を整理するとともに、ポータルサイト「DX SQUARE」でインタビュー記事の掲載やウェブサイトでDSS活用事例集として公開し、DSSの利活用を促進（令和7年3月末時点の掲載数：18社）。 ・DXを推進する人材として活躍している個人へのヒアリングを実施し、「デジタル人材キャリアインタビュー」として、ウェブサイトで公開。デジタル人材のキャリア形成事例として個人向けにキャリアアップのヒントを提供（令和7年3月末時点の掲載事例数：7件）。 ・「2024年度デジタル人材育成情報共有会：デジタル人材育成・デジタルスキル標準活用のヒントがここに」を開催（令和7年3月7日、申込者数：937名、参加者数：751名）。当部で取り組むデジタル人材育成施策の紹介と、前述のDSS活用に関する企業ヒアリングを実施した3社による事例紹介のイベントを実施。事後アンケートでは、各社の事例への感想やウェビナー全体の感想など自由記述欄への書き込みも多く、「自社の悩みと類似しており、その打ち手は参考になった」「今後もこういったイベントを開催して欲しい」といった高評価なコメントや今後のイベントテーマとして期待する内容などの意見を収集。 ・デジタルリテラシー協議会（Di-Lite）参画団体として、「DX推進パスポート」の発行・普及活動を実施。令和7年3月13日までの申請に対して3月31日時点で7,172件（うちiパス合格者による申請は6,145件）のバッジを発行し、「IT・ソフトウェア領域」「数理・データサイエンス領域」「AI・ディープラーニング領域」の3領域において、全てのビジネスパーソンが持つべきデジタル時代の共通リテラシーである「Di-Lite」の普及活動に貢献。 ○Reスキル講座の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援 ・経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座（通称：「Reスキル講座」）認定制度」の技術審査事務及び申請様式などの改善に対して、必要な支援・作業を事務局として実施。 ・第14回認定申請（令和6年4月受付）以降の認定対象講座に係るレベル緩和拡充措置について、技術的な観点から制度変更を支援。運用上での大きな混乱	○デジタルスキル標準（DSS）やITSS+の普及・促進活動、見直し ・DX推進が活発な国内企業と海外のDX推進国の状況を照合することにより、最新のビジネスアナリスト（ビジネスアーキテクト類型人材）の役割定義と、データマネジメント推進人材の育成の方向性が確認できたことを評価。 ○Reスキル講座の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援 ・左記の取組において、特にユーザーの関心が高いと思われる企業のDSS活用事例紹介に重きを置いた内容を実施した結果、900名を超える申込者数（前年度比約109.1%）、歩留まりが8割に留まるなど関心を集めたほか、申込者アンケートにおいて「IPAのセミナーに初めて参加」と回答した方が59%と新たなユーザーを獲得したことを高く評価。事後アンケートは、452名が回答し（回答率60.2%）、そのうちウェビナーへの参加目的が達成できたと回答した割合が88%を超えており、実績で記載したアンケート結果の通り視聴者から高評価を得ただけでなく、現在DSSを「まだ活用していない」と回答した182名のうち、今後活用の可能性があるとした回答者が151名（83.0%）になるなど、活用検討を促すきっかけになるとともに、今後のデジタル人材育成施策を検討するうえでも多くの参考材料を収集できたことを高く評価。 ・左記の取組において、オープンバッジを発行し、利用者を拡大させることで、改めて検定の受験に対するモチベーションを促し、世の中に流通できるスキルの見える化を図り、デジタルリテラシー底上げに貢献したことを評価。 ○Reスキル講座の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援 ・レベル緩和拡充に係る制度変更において、各種運用の見直しにより第14回認定申請への実装を間に合わせたことを評価。	
--	---	---	--

	なく実装完了。 ・第14回認定申請件数は122件（過去最多）、第15回認定申請（令和6年10月受付）件数は114件、合計236件と令和6年度は過去最多の件数となったが、スケジュール通り審査を実施。	・年々増加する申請件数に対して、限られた審査期間で計画的に実施できるように体制、審査方法などの継続的改善を行ったことにより、遅延等を発生させることなく審査を完了させたことを評価。	
--	---	---	--

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ③ 741, 884人（目標値比136. 4%） [主な成果等]			
＜その他の指標＞ ○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験を着実に実施 ○情報処理安全確保支援士の登録・更新業務を着実に実施 ○法定講習を着実に運営	【再掲】○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・デジタル人材育成施策の変革期にあたり、令和6年度政府補正予算を踏まえ、施策を強力に推進するため、デジタル人材センターの組織を4つの部に再編。 一人材エコシステム開発部：個人スキル情報に基づくマナビの機会や、組織のDX推進情報を提供する「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」の構築を担当。 一人材スキルプロモーション部：DSSによる人材成長戦略と部門間の横展開、マーケティング・プロモーションの強力な推進を担当。 一人材スキルアセスメント部：情報処理技術者に係る国家資格・試験に加えて自主事業としてアセスメント全般施策を担当。	【再掲】○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・左記のとおり、「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」構築や試験制度改革、今後のマーケティング・プロモーション活動など、より強力にデジタル人材育成施策を推進するために必要な体制整備（専門知見を有する人材の獲得を含む）について、政府の意向を踏まえつつ、迅速に実施した点を高く評価。		
＜評価の視点＞ ○我が国のIT人材の質の高度化やセキュリティ人材の育成、試験の活用拡大に繋がるものであるか。	○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実な実施 ・令和6年度政府補正予算を踏まえ、経済産業省と連携し、試験制度改革の検討を実施。具体的には、DXを推進する人材の育成やデジタル技術活用のトレンドを踏まえ、試験区分の見直しや問題作成・試験実施方法について検討し、令和7年2月に経済産業省主催の第5回デジタル人材のスキル・学習の在り方ワーキンググループにおいて、情報処理技術者試験の目指す方向性を提示。 ・令和6年度の情報処理技術者試験（春期試験・秋期試験・CBT方式試験）、情報処理安全確保支援士試験（春期試験・秋期試験）を着実に実施。 ・人材ニーズやスキルニーズへの対応、及び受験しやすさの向上によるIT人材育成・確保の推進を目的として改訂した、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験の出題構成及び出題範囲などに基づく出題を令和6年度春期試験から着実に実施。 ・近年の技術動向・環境変化などを踏まえた改訂（DXを推進するために必要となる知識を評価するための対応、「数理・データサイエンス・AI（応用基礎レベル）モデルカリキュラム」のキーワードなどの取込みなど）に対応した出題を令和6年10月から着実に実施。 ・過去問題をより多くの国民に有効活用してもらうことを目的に、エンベデッドシステムスペシャリスト試験の問題作成に関わった有識者（試験委員）に	○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実な実施 ・左記取組により、試験制度改革に着実に着手していることを高く評価。 ・左記の取組により、引き続き大規模な国家試験として、着実に実施・拡大していることを高く評価。 ・左記の取組を令和6年度春期試験から着実に実施し、IT人材育成・確保の推進に貢献した点を高く評価。 ・DX推進を担う人材に必要な素養や専門的なスキルを評価できるよう出題範囲・シラバスを改訂し、令和6年10月から着実に出題に反映・実施した点を高く評価。		

	よる座談会を実施し、令和6年度10月に公表。 ○産業界・教育界への広報活動の強化と不断のコスト削減等による試験の活用の促進と収益の改善 ・産業界・教育界などに対して、企業訪問、学校ガイダンス参加、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、iパスを始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進。その結果、令和6年度の応募者数は741,884人、前年度比108.6%（58,589人増）となり、平成15年度以来の70万人超、過去20年間で最多。受験手数料収入は55.6億円（前年度比約108.6%）。 ・iパスの年間応募者数は309,068人となり、12年連続で前年度を上回るとともに、初めて30万人を突破し、10万人超を7年連続で、20万人超を4年連続で達成。iパスの受験手数料収入は23.2億円（前年度比約103.8%）。 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 ・「情報処理安全確保支援士」制度の実施機関として、令和6年度春期及び秋期試験の問題作成及び試験を着実に実施。春期試験は応募者19,565名、合格者2,769名。秋期試験は応募者24,032名、合格者2,615名。 ・令和6年10月1日付で1,294名、令和7年4月1日付で1,173名の登録手続きを行い、2,467名の情報処理安全確保支援士（登録セキスぺ）が新たに誕生。また、令和6年10月1日付更新者として6,072名（更新率82.3%）、令和7年4月1日付更新者として1,627名（85.7%）の手続きを行い、令和7年4月1日時点の登録者総数は23,751名となった。登録セキスぺは3年に1回の登録更新があり、登録証の帯の色は、初回登録時がグリーン、1回目の更新時はブルー、2回目の更新時以降はゴールドに変わるが、令和6年10月1日時点で登録者総数22,845名のうち令和5年10月1日以降にゴールド登録証を11,646名（令和5年10月1日：4,852名、令和6年4月1日：1,580名、令和6年7月1日：4名、令和6年10月1日：5,210名）に発行し、ゴールド登録証の保有者が登録セキスぺ全体の50.9%となり、半数を超過。 ・情報処理安全確保支援士ポータルサイトにおいて、登録セキスぺに特化した情報配信等を引き続き実施。登録セキスぺの利便性向上のため、令和6年6月にトップページの改修を実施。 ・情報処理の促進に関する法律第26条に則り、「オンライン講習」及び「IPAが行う実践講習」を実施。有識者委員会（講習統括委員会、講師認定委員会、カリキュラム検討委員会）の知見を参考にしながら、教育品質を維持。令和6年度のオンライン講習の受講者は20,324名、受講者の満足度平均は3.80（5段階評価）。主に登録後3年目までの登録セキスぺを対象とした「実践講習A」の受講者は1209名、受講者の満足度平均は4.34（5段階評価）。主に登録後4年目以降の登録セキスぺに受講を推奨する「実践講習B」の受講者は2,506名、受講者の満足度平均は4.20（5段階評価）。	○産業界・教育界への広報活動の強化と不断のコスト削減等による試験の活用の促進と収益の改善 ・左記の普及広報活動により、応募者数が増加したことを高く評価。 ・iパスについては、12年連続で前年度応募者を上回るなど、試験の活用の促進と収益の維持を実現した点を高く評価。 ・令和6年10月に実施された「IT資格実態調査」（日経クロステック）において、保有している資格、取得したい資格の上位を情報処理安全確保支援士、情報処理技術者試験の各区分が占めていることから、試験が有用であると外部で評価されていることを高く評価。 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 ・左記の試験を着実に実施したことを評価。 ・登録申請業務、資格の更新業務を着実に運営し、手続きを滞りなく実施したこと、積極的な普及・周知活動により高い更新率を維持していることを評価。 ・左記の取組により、登録セキスぺの利便性を向上させたことを高く評価。 ・講習の実施機関として、「オンライン講習」及び「IPAが行う実践講習」を着実に実施したこと、また、国家資格の講習としての品質を維持し、受講者の満足度では高評価を獲得したことを高く評価。	
--	--	--	--

	・登録セキスぺの目指すキャリアパスに応じた受講分野の選択肢を増やすため、機構が行う実践講習として、産業サイバーセキュリティセンターが実施する短期プログラムである「業界別サイバーレジリエンス強化演習(CyberREX)」と「制御システム向けサイバーセキュリティ演習(CyberSTIX)」の受講を促進。 ・令和6年度の「民間事業者等が行う実践講習」は14実施機関48講習が合計334回開催され、1,961名の登録セキスぺが受講。また、令和7年度の募集・審査業務について経済産業省に協力。16実施機関、56講習に決定（令和7年4月1日）。 ○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施 ・情報処理安全確保支援士に対して、講習受講、登録更新申請等に関する案内や、講習未受講者・登録更新未申請者に対するフォローメールを配信。登録更新対象者に対してはメール、電話、更新の案内はがきによるフォローを実施。更新の案内はがきは、令和6年5月に対象者5,537名、令和6年12月に対象者1,341名に対して送付。 ・令和6年能登半島地震の被災地に関する救済措置として、登録住所が災害救助法の適用市町村で令和6年3月31日が更新期限の登録セキスぺに対する登録更新申請期限を令和6年6月30日に延長することを受け、対象者7名に特別措置としての対応を実施。 ・登録資格保持者向けの制度説明会を、オンデマンド配信で令和6年7月4日～8月15日、令和7年1月7日～2月17日に実施し、計3,959名が視聴。視聴後のアンケートでは、それぞれ61.8%、71.3%が登録したいと回答し、89.6%、90.3%が制度に関する理解が深まったと回答。情報処理安全確保支援士による資格活用事例の講演では、それぞれ90.6%、92.8%が有益だったと回答。参加者アンケートでは、「登録のメリットについて十分に理解できた」「資格の有効性、保持することの社会的意味合いが分かりやすく説明されていた」などの反応。 ・登録セキスぺインタビューを1件、活用企業インタビューを1件公開し、資格の活用事例として周知。イベント・セミナーにて制度案内パンフレットを配布するなど、各所と連携して制度の活用を促進。	・登録セキスぺの様々なニーズに応えるため、左記の演習の受講を促進したことを評価。 ・左記の取組により、登録セキスぺが受講する講習の選択肢が広がったことを評価。 ○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施 ・改正情促法に伴う更新制の導入など制度の変更点などを含め、講習の受講義務と期限、登録更新申請の方法などについて情報処理安全確保支援士に対して広く周知し、きめ細かなフォローを実施することで講習受講率、登録更新率の向上に努めていることを評価。 ・令和6年能登半島地震の被災地に関する救済措置の対象となった登録セキスぺに対して適切な対応を行い、特別措置を実施したことを高く評価。 ・制度説明会では3,959名の視聴者に対し、制度の概要や活動事例の紹介、登録のメリットなどを伝えて登録の働きかけを実施。これらの積極的な普及活動により、令和6年度の登録者数は2,467名、登録者総数23,751名（令和7年4月1日時点）となったことを評価。情報処理安全確保支援士試験合格者累計39,343名のうち、15,227名が登録。累計登録率は38.7%%となり、令和5年度実績の37.8%%から上昇させたことを評価。 ・登録セキスぺインタビューと活用企業インタビュー計2件を公開し、パンフレット配布などにより制度の活用を促進する活動を行ったことを評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○アジア共通統一試験（ITPEC試験）の着実な実施	○アジア共通統一試験（ITPEC試験）の着実な実施		
○日系企業における外国人IT人材の活躍促進に寄与するものであるか。	・国内のデジタル人材の不足感が続く中、その不足を補う施策として、アジア共通統一試験を着実に実施。令和6年度（春期試験・秋期試験）の応募者数は6,391人と、前年比約102.4%（148人増）。 日本の基本情報技術者試験の出題構成や出題範囲の変更に追随した形で、アジア共通統一試験を実施すべく、各国の問題作成者が作成した問題に対して、日本の情報処理技術者試験委員が引き続きレビューを行い、問題作成能力の向上を支援。 ・ITPEC試験運用システムについて、試験の出題構成の変更とOSのバージョンアップに対応するために、前年度から更新したシステムを各国に提供し、併せて移行支援を実施。	・左記のとおり令和6年度の応募者数は増となり、アジア広域における日系企業の外国人IT人材の育成に寄与したことを評価。 ・左記のとおりITPEC試験運用システムを各国への提供等を通じて、着実に継続的な実施に貢献したことを評価。		

4. その他参考情報
予算と決算の差額は、今中期目標期間より複数年度の収益化単位を導入したことにより、情報処理推進事業経費の事業費が翌年度へ繰越となったこと等のため。

I－3 サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－3	サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保		
関連する政策・施策	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 「国家安全保障戦略」	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情促法第 47 条
当該項目の重要度、困難度	重要度高・困難度高：（指標 3－1）	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和 6 年度行政事業レビューシート 予算事業 I D 003893、003589、007098、007100、003588、003948

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中期目標／中期計画	国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答 〔重要度高・困難度高〕	3 分の 2 以上	毎年度、上位回答 3 分の 2 以上を維持。	計画値	上位回答を 3 分の 2 以上						予算額（千円）	8, 174, 538	15, 042, 305	－	－	－
				実績値	96. 6%	100. 0%	－	－	－		決算額（千円）	7, 111, 390	13, 867, 817	－	－	－
				達成度	144. 8%	150. 0%	－	－	－		経常費用（千円）	8, 479, 466	9, 104, 367	－	－	－
	大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数 〔重要度高・困難度高〕	0 件	－	計画値	0 件	0 件	－	－	－		経常利益（千円）	△663, 064	1, 459, 718	－	－	－
				実績値	0 件	0 件	－	－	－		行政コスト（千円）	8, 604, 701	9, 259, 313	－	－	－
				達成度	100%	100%	－	－	－		行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
				計画値	6 組織	7 組織	－	－	－		従 事 人 員 数（人）	168	190	－	－	－
				実績値	8 組織	12 組織	－	－	－		注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。					
				達	133. 3%	171. 4%										

				少なくとも1組 織を増加。	成 度						
		連携する自治 体・中小企業等 の団体数	50 団体以 上	単年度当たり、 10 団体増加す ることを想定。	計 画 値	10 団体	10 団体	-	-	-	
					実 績 値	16 団体	12 団体	-	-	-	
					達 成 度	160%	120%	-	-	-	
		第5期中核人材 育成プログラ ム以降の修了 者が行ったサイ バーセキュ リティ対策の 向上に資する 活動数	1,000 件以 上	令和6年度にお いては360件以 上を想定。	計 画 値	170 件	360 件	-	-	-	
					実 績 値	357 件	981 件	-	-	-	
					達 成 度	210%	272.5%	-	-	-	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	S
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ②継続的な意見交換を実施する海外主要機関数 ③連携する自治体・中小企業等の団体数 ④第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ①-1 関係機関の満足度調査における上位回答（基幹目標）について、100.0%（目標値比150.0%）を達成。 （実績の詳細） ―セキュリティ関連事業の令和6年度の取組について、関係する政府機関などに対して、事業の満足度に関するアンケートを実施。回答数31件のうち、31件が、4段階中上位2段階の高い評価（上位2段階の回答数の割合100.0%）。 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（基幹目標）について、0件を達成。 （実績の詳細） ―大規模サイバー攻撃事態は発生しなかったことから、官邸連絡室の設置はなし。 ② 継続的な意見交換を実施する海外主要機関数について、12機関（目標値比171.4%）を達成。 （実績の詳細） ―インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク、中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおけるOTセキュリティトレーニング実施などを通じた継続的な意見交換 1) 令和5年度から引き続き意見交換を行った機関 ・Cybersecurity and Infrastructure Security Agency（US） ・Idaho National Laboratory（US） ・Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology（EU） ・駐日欧州連合代表部 ・駐日英国大使館 2) 令和6年度から新たに意見交換を開始した機関 ・Department for Science, Innovation & Technology（UK） ・National Cyber Security Centre（UK） ・National Cyber Security Agency（NCSA Thailand） 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の相互承認	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：左記のとおり、年度計画上の評価指標において計画を達成し、質的にも所期の目標を上回る成果を得ていることを評価。 ＜課題とその対応＞ ―	＜評価に至った理由＞ ・当該法人の業績向上努力により、特に政府全体の最重点政策である「サイバー対処能力強化法等」の検討において、当初からNISC等関係機関と密な連携を図り、必要な情報提供や提案を実施するといった質的な成果等もあり、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果であるS評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	や将来的な連携に向けた意見交換 1) 令和6年度から新たに意見交換を開始した機関 ・National Institute of Standards and Technology (NIST) ・Cyber Security Agency of Singapore (CSA) ・台湾「デジタル産業署」 ・Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) (上述の実績と重複) 令和5年度から引き続き議長を務め会議を主導 ・Common Criteria Recognition Arrangement (CCRA) ③ 連携する自治体・中小企業等の団体数について、12団体（目標値比120%）を達成。 （実績の詳細） ―連携した団体の詳細は次のとおり。 宮崎県警察／宮崎県サイバーセキュリティ協議会／一般社団法人長崎県情報産業協会／YOKOSUKA情報セキュリティプロジェクト／北陸サイバーセキュリティ連絡会／宮城県サイバーセキュリティ協議会／特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会／防衛省／一般社団法人サイバーリスク情報センター サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（CRIC SC3）／日本行政書士会連合会／一般社団法人交通ISAC／一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会 ④第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、981件（目標値比272.5%）を達成。 （実績の詳細） ―帰任後に行った活動調査より、主な活動は、現場などにおける教育プログラムの作成、改善、社内教育、訓練の実施など(50件)、システムのセキュリティに係る運用、保守の改善の提案又は実施（48件）、セキュリティ機能の設計、改善の提案又は実装（40件）など。また、修了者の社会へのサイバーセキュリティ向上に貢献する取組としては115件あり、具体的にはセミナーでの講演、人材育成プログラムでの講師など。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・国家支援型標的型サイバー攻撃対策として、サイバーレスキュー隊（J-CRAT）及びサイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）を継続運用。とりわけ、政府関係組織や業界団体へのブリーフィング、APT攻撃やサイバー情勢に関する情報提供を通じて、政府関係組織との対処支援での連携を図るなど、重要インフラ・重要産業分野・政府関係機関などに対するサイバー攻撃の早期発見・被害低減などに貢献。		
--	---	--	--

	・地政学・経済安全保障の見地とサイバーセキュリティの見地との統合的分析を行うとともに、潜在的な攻撃ターゲットとなるリスクがある関係企業方面に向けた脅威ブリーフィングを含め、対外発信を推進。 ・独立行政法人などの情報システムに対する不正な通信の監視、独立行政法人など30団体に対する監査（NISC委託事業）、デジタル庁3システムの監査、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP制度）の運用など、引き続き政府のセキュリティ施策に貢献。 ・高圧ガス保安法などの改正による原因究明調査の対象業界（高圧ガス、ガス、電気）への調査を実施する際の調査官について、今後の対象業界拡大も想定し、重要インフラ産業基盤企業の中核人材育成プログラム修了者を中心に広く活用。 ・産業界主導による業界連携のプラットフォームとしての体制強化のため、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）の法人化に向けての運営支援を行い、令和7年1月1日付でCRIC SC3が設立され活動を開始。これにより、サプライチェーン・サイバーセキュリティのレジリエンス向上に資する活動基盤の確立に貢献。 ・「SECURITY ACTION制度」（セキュリティ対策の自己宣言制度）は、宣言者数39万件を達成。また、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」は、累計46事業者78サービスを登録。「情報セキュリティ安心相談窓口」は、チャットボット相談の提供など国民へのアプローチを強化し、相談件数が1万2千件を達成。 ・「脆弱性関連情報届出受付制度」について、着実な運用（累計受付件数19,385件）を行うとともに、脆弱性対策情報の公表（116件、緊急対策1件、注意喚起1件）、及び特定分野・組織への優先的な情報提供（電力分野：3回、政府機関：3回）を実施。 ・IoT製品のセキュリティ対策の強化のため、経済産業省とともに「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の立上げに向けた準備を進め、令和7年3月25日より★1の申請受付を開始。ニュースリリースを2件発表（令和6年9月30日、令和7年3月25日）。また、制度の安定的な運用と利用拡大を図る観点から、政府調達などへの義務付けなどインセンティブ付けに向けた働きかけを政府関係機関及び業界団体に対して実施。海外類似制度との相互承認に向け、シンガポール、英国、米国及びEUの関係当局との交渉に経済産業省とともに参加。	
--	--	--

	・若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプを開催。全国大会80名、ネクスト10名、ジュニア6名が参加。また過去の修了生が講師等を行うなど、人材育成のエコシステム確立に貢献。 ・重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための短期プログラムでは、中核人材育成プログラムの修了者がファシリテータとして参加することでエコシステムを実現。さらに、地域経済産業局や経済団体等と連携して中核人材育成プログラムの修了者や受講者の講演などの機会を創出し、企業・地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者や受講者の活躍を支援。 (詳細は、各調書の通り。)		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 100.0%（目標値比150.0%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 ○サイバー状況把握力の強化（サイバー情勢研究室） ・独立行政法人、事業者のCRO／CISO、J-CSIPのSIGなどを対象とした情勢ブリーフィングを計7回実施。これらを通じて、安全保障環境や地政学的視点を踏まえたサイバー情勢に関する情報共有を図り、今後の政策策定に役立つ情報を提供。 ・情勢研究室週報を35本累積。昨年度から継続してセキュリティセンター内への展開を行うとともに、周知対象を機構の役員まで拡大し、安全保障環境や地政学的視点を踏まえた総合的な情勢共有を実施。 ・専門家の視点を加味したサイバー情勢分析の実施と、サイバー安全保障に関する専門家のプラットフォーム形成に努め、サイバー情勢把握に向けた機構の取組などの共有及び委員同士の情報交換を目的とした第1回目の会合を実施。 ・外部組織での講演及びワークショップを11回、外部媒体への寄稿・執筆や出演を7回対応。これらにより、安全保障関係者や国民一般に対してもサイバー情勢に係る情報を提供。 ・J-CSIP参加組織に向けた新たな情報提供の一環として、国内外の公開情報からAPT攻撃やサイバー情勢に関して注目すべき記事などをピックアップしたメール配信を2024年12月から開始。おおよそ隔週で「APTニュース」及び「情勢ニュース」を発出し、各6本ずつ配信。 ○標的型サイバー攻撃への対応を通じた国の安全保障への貢献 ・サイバーレスキュー隊（J-CRAT）の運用を継続し、被害組織に対するレスキュー活動として初動対応支援を実施。 ・脅威インテリジェンスのレポートサービスなどを活用し、脅威情報の収集・分析によって、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化及び拡大するとともに標的型サイバー攻撃に対する能動的な被害予防活動を実施。	○サイバー状況把握力の強化（サイバー情勢研究室） ・左記の取組により、政府関係機関など必要な関係者に的確な脅威情報を共有し情報共有の強化・拡大に貢献した点及びJ-SCIP等を中心とした企業関係者から新しい視点を得られたとの高い評価を受けた点を評価。 ・左記の取組により、セキュリティセンター内のサイバー状況把握力及び脅威情報のトリアージ能力の向上に貢献した点を高く評価。 ・左記のとおり、より深いサイバー情勢分析の実施、サイバー安全保障に係る高い専門性の下での情報共有と若手・次世代の人材育成を行う場を立ち上げ、活動を開始した点を評価。 ・左記の取組により、これまでの安全保障分野では手薄だった新領域においてサイバーや情報戦・認知戦の脅威の視点を得られたとの評価を安全保障関係者から受けたこと、あわせてメディアなどを通じて国民一般をも含めた広範な脅威情報の発信ができたことなど、官民全体のサイバー情勢認識の向上に貢献したことを評価。 ・左記の取組により、J-SCIP参加組織を中心とした民間企業に対し、技術的視点と地政学的視点を統合した分析を提供し、必要な関係者に的確な脅威情報の発信を行い情勢面での意識向上に貢献した点を評価。 ○標的型サイバー攻撃への対応を通じた国の安全保障への貢献 ・J-CRATのレスキュー活動では緊急対応を要する案件について被害組織への初動対応を行い被害低減に貢献するとともに、組織的な攻撃者による標的型サイバー攻撃の活動状況、具体的攻撃事例などの収集、分析で得られた知見に基づく、注意喚起、情報発信などの予防活動を通じて、政府機関・重要組織などにおける標的型サイバー攻撃に対する対策レベル向上に大きく貢献。ま		

	- サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）の運用を継続し、参加組織からの44件の情報提供を受け、必要に応じて検体の収集、分析・解析・匿名化を行い、25件の情報共有を実施。 - サイバー情勢研究室と連携したJ-CSIP参加組織向けセミナーなどを5回開催（令和6年6月、10月、12月、令和7年2月、3月）。	た、政府などからの要請に基づいた社会的影響の大きいサイバー攻撃被害組織への初動対応支援や注意喚起情報の発出、及び関係機関と連携したセキュリティ人材の育成への協力など一連の政府施策への貢献に対しては関係機関から高い評価を獲得している点を高く評価。 J-CSIPの運用継続の中で参加組織からの情報提供を受け、分析・解析・匿名化を行った上で情報共有を実施するなど、省庁の枠組みを越えた情報共有体制を引き続き有効機能させ、重要インフラ・重要産業分野に対する標的型攻撃などサイバー攻撃の早期発見・被害低減に大きく貢献した点を評価。またサイバー情勢に関するウェビナーの開催や、参加組織との意見交換の実施など情報発信力強化や連携強化に向けた取組を実施した点を高く評価。	
	○国民及び関係主体からの相談、届出対応 経済産業省の告示に基づき、「コンピュータウイルス・不正アクセス届出窓口」を継続運用するとともに、活動状況に関するレポートを公開（令和7年2月）。	○国民及び関係主体からの相談、届出対応 左記の取組により、被害状況の把握に努め、主に企業や組織におけるセキュリティ対策に関する意識向上や被害拡大防止に貢献した点を評価。	
	○国民に対するサポート体制の強化 「情報セキュリティ安心相談窓口」を継続運用し、12,777件（前年度比：111%）の相談に対応。このうち、「サポート詐欺」の相談件数は4,490件（前年度比：99%）。 - 国民向け注意喚起を実施。（「安心相談窓口だより」にて2件、「安心相談窓口公式X」にて51件。） - 令和6年6月よりチャットボット相談サービスを開始。（1,025件の利用実績）	○国民に対するサポート体制の強化 - 国民向けのセキュリティ事案が増加する状況において、多数の相談対応を実施するとともに、新たな相談チャネルを開始し、国民からの相談などに対するサポート体制の強化に貢献した点を評価。 - 相談対応から得られた情報などを注意喚起として発信した点を評価。	
	○関係機関や関係主体との連携強化 - セキュリティプレゼンター登録者かつ登録セキスペの資格を持つ者の中から、セキュリティ相談などの活動実績を有する者一部に対し、補助事業で作成したマネジメント指導要領を展開して育成し、支援機関と連携した中小企業向けサイバーセキュリティ相談会（3地域計6回）に派遣。さらに、同要領を基に登録セキスペによる中小企業に対するセキュリティマネジメント指導を計100件実施。中小企業等に対するセキュリティコンサルが可能な登録セキスペを可視化したリスト（アクティブリスト）を試作。 「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」について、新たな基準をもとに適合性審査を行い、累計46事業者78サービスを登録。	○関係機関や関係主体との連携強化 左記の取組などを通じて、中小企業のサイバーセキュリティに関するきめ細かい相談対応や支援を積極的に実施できる体制の構築・強化に寄与した点を評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○サイバーインシデントが発生した際の対応が可能な体制や能力、機能を有しているか。 ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 100.0%（目標値比150.0%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 ○サイバーインシデント調査の体制構築 ・高圧ガス保安法などの改正による原因究明調査の対象業界（高圧ガス、ガス、電気）への調査を実施する際の調査官について、今後の対象業界拡大も想定し、重要インフラ産業基盤企業の中核人材育成プログラム修了者を中心に広く活用。 ・引き続き、専門家による技術検討委員会において原因究明調査に必要な能力を検討し、調査官向けの演習を構築及び実施。また、調査に必要な環境を引き続き整備。 ○制御システムの安全性・信頼性検証事業 ・「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」が引用するNIST文書 Cybersecurity Framework の最新版 2.0 と、その補足文献 (SP1299, SP1300, SP1301, SP1302, SP1303, SP1305) の和訳を作成し、機構から令和6年11月と12月に公開。 ○社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透 ・米アイダホ国立研究所 (INL) との連携を活用し、INL が開発する Consequence-Driven Cyber-Informed Engineering (CCE) と Cyber-Informed Engineering (CIE) の現状調査を実施し、米国エネルギー省 (DoE) が推進するインフラセキュリティ基準を把握し、経済産業省などと共有することで、我が国のインフラセキュリティ指針検討の一助に貢献。 ・海外で発生した重要産業やインフラ企業のインシデント事例 (ノルウェー、インド、台湾) の聞き取り調査を実施し、実態を把握。 ・「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」に基づく実践研修をオンライン配信にて2回実施（令和6年6月、12月）。延べ496社955名（前年度比106%）が参加し、うち178社がリスク分析に取り組む旨の意思を表明。 ・中核人材育成プログラム受講生向けのリスク分析に係る講義（オンライン形	○サイバーインシデント調査の体制構築 ・制御システムの防御手法などに精通した専門家、人材について中核人材育成プログラム修了者を活用することにより産業サイバーセキュリティセンター内でのエコシステムを構築。国からの要請に相応しい体制構築を行ったことを高く評価。 ○制御システムの安全性・信頼性検証事業 ・左記の取組について、NISTからも高い評価を得ている点を評価。 ○社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透 ・左記の取組により、我が国のインフラセキュリティ確保の検討材料を提供した点を評価。 ・左記の取組により、公開情報を超えた知見を得た点を評価。 ・左記の取組について、全国から多数の参加者を確保し、リスク分析への取組についても多くの事業者の意思確認することができた点を評価。		

	式）を実施。 ・実施したスマート工場のリスク分析結果から具体的な実施事例を作成し、「ガイド別冊：制御システムに対するリスク分析の実施例 第2版 事例2」を公開（令和6年12月）。 ・モデル化したスマート工場のリスク分析事例に最新事例を加味した「スマート工場のセキュリティリスク分析調査 第2版」を公開（令和6年10月）。 ・重要インフラ事業者2者のリスク分析を実施し、評価を完了。 ○重要サプライチェーンを担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化 ・防衛省、経済産業省、機構の3者で連携協定を締結（令和6年12月）し、情報連携や機構の施策普及を合意。 ・医療サプライチェーンへ機構施策の活用を推進すべく、日本医師会と連携し、静岡県医師会（令和6年12月）、徳島県医師会（令和7年1月）、宮崎県医師会（令和7年3月）にてインシデント対応机上演習を開催。 ・日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会と連携し、会員向けにセキュリティ相談会及びマネジメント指導を実施。	・左記の取組により、最新の脅威情報と技術動向に基づくリスク分析を可能とし、重要インフラ事業者のセキュリティレベル向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、事業者に対してリスク分析に沿った新たな気づきを提供できた点を評価。 ○重要サプライチェーンを担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化 ・左記の取組により、重要サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策状況の把握や具体的な関係事業者との連携が進展し、サイバーセキュリティ対策の意識・水準の向上に寄与した点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数【基幹目標】 〔重要度高・難易度高〕 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 100.0%（目標値比150.0%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 ○独法等に対する不正な通信の監視 ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監督の下、独立行政法人などの情報システムに対する不正な通信の監視業務を着実に継続し、独立行政法人などに対してサイバー攻撃などに関する監視結果など、適切な情報提供を実施。 ・NISCの監督の下、最新の技術を用いて監視・分析などの機能強化を図るため、独立行政法人などの現地調査を行った上で機能強化の設計及び構築を行い、監視・分析などに係る能力やその他機能の向上の観点から、システム強化を実施。 ○政府セキュリティ施策への貢献（独法等監査） ・独立行政法人などに対し「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（R5年度版）」に基づく規程・体制などの整備・運用状況を検証し、改善のために必要な助言などを行うマネジメント監査に加え、サイバー攻撃に対する技術的な対策状況を検査し、改善のために必要な助言などを行うペネトレーションテスト及び前年度に情報セキュリティ監査を実施した法人に対するフォローアップを実施。 ・令和6年度は、マネジメント監査及びペネトレーションテストについて、それぞれ30法人分、フォローアップについては20法人分の報告書をNISCへ提出。 ・本年度の監査を通じて得られた知見を基に、独立行政法人など全体の情報セキュリティ水準の更なる向上に資する施策などを検討するための提案、及び監査をより効率的に実施するための提案を含む全体監査報告書をNISCへ提出。 ○政府セキュリティ施策への貢献（デジタル庁システム監査） ・デジタル庁からの委託によって、デジタル庁が整備・運用するシステムの安定的・継続的な稼働の確保と、国民への行政サービスなどを安定して安全に	○独法等に対する不正な通信の監視 ・左記の取組により、NISCとの緊密な連携を図りつつ、各組織の安全な環境維持に貢献している点を評価。 ・左記のとおり、監視・分析などに係る機能強化のため、最新技術を用いた機能強化を予定どおり完遂した点を評価。 ○政府セキュリティ施策への貢献（独法等監査） ・左記の取組により、各組織が自組織のセキュリティ対策実施状況を客観的な視点から再認識するとともに、機構の助言などを参考に各組織自身による情報セキュリティ対策のPDCAサイクルの確立に貢献している点を評価。 ○政府セキュリティ施策への貢献（デジタル庁システム監査） ・左記の取組により、デジタル庁が整備・運営するシステムの安定的・継続的な稼働の確保などに貢献している点を評価。		

	提供することを着実に進めるために、システム監査を実施。 - 令和6年度は、デジタル庁が整備・運用する3つのシステムについてシステム監査を行い、監査報告書をデジタル庁へ提出。 - 本年度の監査を通じて得られた知見を基に、監査実務の遂行上、改善が必要な事項について、システム監査実施手順書を改訂するとともに、デジタル庁が整備・運用するシステムの共通の課題となり得る事項に関する提案を含む全体監査結果報告書をデジタル庁へ提出。 ○クラウドサービスの安全性評価 - 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP制度）及び低リスクのSaaSサービスを対象にしたISMAP-LIU（ISMAP for Low-Impact Use）の運営・審査業務を着実に実施し、ポータルサイト上に令和6年度末時点で76サービスが登録されたクラウドサービスリストを公開。 - ISMAP制度における監査プロセスの効率的な運用の検討にあたり、海外動向の調査を実施。米国政府機関におけるクラウドセキュリティ認証制度であるFedRAMPに関する調査を継続実施し、制度所管省庁に調査結果を共有。 - 制度運営や審査の効率化などの改善を制度所管省庁とともに検討・実施。具体的な対応策として、審査体制の見直し、ISMAPポータルサイトの改修を検討。 ○政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保 - 機構ウェブサイトにて「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（調達要件リスト）」での情報提供を継続。 - JC-STAR発足に伴い、IoT分野の追記及び既存記載内容を見直し、調達要件リストの改訂ドラフト版を作成完了。関連府省庁での照会後に改訂版調達要件リストを公表するための準備を実施（令和7年6月頃公開予定）。	○クラウドサービスの安全性評価 - 左記の取組により、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保及びクラウドサービスの円滑な導入に貢献している点を評価。 - 左記の取組により、ISMAP制度の見直しに資する情報を提供した点を評価。 - 左記の取組について、制度所管省庁とともに、具体的な検討を実施した点を評価。 ○政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保 - 左記の取組について、セキュリティ要件を満たす機能を有した、安全性の高いIT製品等の選定・調達に寄与している点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ②継続的な意見交換を実施する海外主要機関数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力の強化に資する活動成果であるか。 ○国際関係の維持・強化に資するものか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ② 12機関（目標値比171.4%） [主な成果等] ○海外の関係機関との連携構築・強化 ・インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク、中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおけるOTセキュリティトレーニング実施などを通じた継続的な意見交換 1) 令和5年度から引き続き意見交換を行った機関 ・Cybersecurity and Infrastructure Security Agency (US) ・Idaho National Laboratory (US) ・Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) ・駐日欧州連合代表部 ・駐日英国大使館 2) 令和6年度から新たに意見交換を開始した機関 ・Department for Science, Innovation & Technology (UK) ・National Cyber Security Centre (UK) ・National Cyber Security Agency (NCSA Thailand) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の相互承認や将来的な連携に向けた意見交換 1) 令和6年度から新たに意見交換を開始した機関 ・National Institute of Standards and Technology (NIST) ・Cyber Security Agency of Singapore (CSA) ・台湾「デジタル産業署」 ・Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU)（上述の実績と重複） 令和5年度から引き続き議長を務め会議を主導 ・Common Criteria Recognition Arrangement (CCRA) ○海外の人材育成を行う機関との連携事業の実施 ・令和5年度に実施した人材育成を行う海外機関に関する調査を契機として、	○海外の関係機関との連携構築・強化 ・海外主要機関と顔の見える関係を構築し継続して情報交換し、機構の取組を発信していくことは、グローバルにつながるサイバー空間において重要であり、中期計画策定時の令和6年度の目標から、さらに5機関追加し達成（達成率171.4%）したことを高く評価。 <		

	日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)との連携事業を実施。 ・具体的には、タイ・バンコクにてAJCCBC及びオランダ政府と協働し、ASEAN地域の政府関係者を対象に、OTセキュリティを含む重要情報インフラ保護に関する人材育成プログラムを提供。ASEAN諸国を中心に9か国から22名の参加があり、当センター講師が提供したサプライチェーンリスクマネジメントを主題とした講義及びワークショップを実施。	れ、また、事前事後の効果測定では、全ての受講者の理解度が向上した点を評価。	
	<u>○インド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習、ワークショップ等</u> ・米国政府及び欧州委員会と緊密に連携し、「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を東京にて開催。研修生38名に対して、ハンズオン演習、業界別シナリオに基づくワークショップなどを提供。	<u>○インド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習、ワークショップ等</u> ・米国とはワークショップでの連携を通じて、ネットワーク脅威の解析やインシデント対応等の知見やノウハウを共有するなど、関係強化に繋げた点を評価。	
	<u>○国際標準化を含めた国際整合性の確保</u> ・ISO/IEC標準化ではWG2及びWG3での副コンビーナとして活動。また、connect car関連では自動車工業会と、暗号関連では規格提案国内会社と連携。 ・CCRAでは、CC認証での日本の代表機関として貢献。機構職員が運営委員会議長としてCCRAの運営を担当。 ・JC-STARのISO/IEC標準規格掲載に向けた活動に注力。 ・令和8年春のCCRA会合の日本への招致に向けた準備を実施。	<u>○国際標準化を含めた国際整合性の確保</u> ・暗号技術、カーセキュリティ、製品認証、AIセキュリティなどについて、国際標準化を通じた日本技術の競争力強化、及び国際標準化機関などでの重要役職への就任、並びにCCRA会合の開催招致による日本のプレゼンス向上に寄与している点を評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③連携する自治体・中小企業等の団体数	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ③ 12団体（目標値比120%）			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕 ○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上	○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上		
＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」について、中小企業関連団体と連携して普及活動を推進。令和6年度内でガイドライン本編のデータは130,306件(前年度比101.7%)のダウンロード数となった。 ・経営指導員／税理士などへの研修会への講師派遣を52件実施してガイドラインの実践に関して指導できる者の拡大に取り組むとともに、地域機関・団体などへの講師派遣を71件実施してガイドラインの普及を推進。 ・中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会を2回（令和6年8月、令和7年3月）開催し、経済団体、士業団体、支援機関などと情報共有を実施。また、参加団体と共催するセミナーを1回開催するなど中小企業支援者向けの普及活動を連携して実施。 ・「SECURITY ACTION制度」の参加企業数は、累計395,161件を達成（令和5年度から57,857件増加）。 ・「SECURITY ACTION制度」について、国及び地方公共団体が実施する10の補助事業において要件化・加点要素化に取り組み、参加企業数を拡大。 ・デジタル基盤センターと連携し、地域DX推進ラボや地域ソフトウェアセンターなどへセキュリティセンターの施策を紹介し、イベントへの合同出展や講師派遣などを実施。 ・セキュリティプレゼンター（累計登録数1,921名）に対し、メールマガジンや勉強会などの開催を通じて機構施策の周知を図るとともに、情報セキュリティ対策支援サイトを通じた活動紹介や中小企業支援組織から機構への講師派遣依頼のうち48件を紹介することによって、中小企業とのマッチングの場を提供。 ・サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）の運営支援について、令和6年度では、総会2回（令和6年5月、11月）、運営委員会2回（令和6年7月、9月）を実施。 ・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の新規登録審査を2回実施し、累計46事業者78サービスを登録。また、同サービスの公式サイト の改善に取り組むとともに、地域連携活動などにおいて普及活動を実施。	・左記の取組により、地域の中小企業へ効果的・効率的な普及啓発を促進し、中小企業におけるセキュリティ対策実施の気運の向上に寄与した点を評価。 ・左記制度の認知度向上及び登録者数の増加によって、中小企業のセキュリティ対策意識の向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、機構のみのリソースではリーチすることができない中小企業への普及啓発に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、経済団体・業界団体などのイニシアティブによる中小企業におけるセキュリティ対策の促進に貢献した点を評価。 ・左記制度の運営及び普及によって、中小企業のセキュリティ対策が促進されるとともに、中小企業における対策状況の可視化による取引の信頼性向上に繋げた点を評価。		

	・経営者向けセキュリティ机上演習を計16回、リスク分析演習を計2回、セミナー開催支援を26回実施。 ・地域のセキュリティ関係機関など12機関と連携協定締結を含む協力体制を構築し、これらの機関とコミュニケーションを行うことによって、機構からのサイバーセキュリティ関連情報を提供するとともに、地域での課題や取組についての情報を入手。 ・中小企業などにおけるサイバーセキュリティ対策の実態及び課題などを明らかにし、規模・業種などに応じた費用対効果の高いサイバーセキュリティ対策の分析・整理することを目的とした「中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」を実施。令和7年2月に速報版として調査結果を公表、確報版を令和7年5月公表に向けて、分析とりまとめを実施。 ○国民への普及啓発 ・中小企業の経営者、IT担当者、情報セキュリティ担当者、教育担当者などに対し、地域団体などが実施するセミナーへの支援を44回や、講習会への講演者の派遣を65回行うことによって、サイバーセキュリティ対策の重要性やその対応方法について説明を実施。 ・国内で開催されるサイバーセキュリティ関連のイベント（展示会、シンポジウムなど）に計9回参加・出展し、サイバーセキュリティの動向についての情報収集、機構の施策・制度の紹介、及びサイバーセキュリティ関連機関、団体、企業などとの情報交換を実施。 ・作成した映像コンテンツをDVDにまとめて、企業、組織などにおけるセキュリティ教育などでの活用を推進。また、リモートワークに対応するため、動画ファイルのダウンロード提供も引き続き継続。 ・公的機関、民間団体、企業が提供するサイバーセキュリティに関する情報を集めたポータルサイト「ここからセキュリティ！」を平成24年度の公開以降継続して運用。令和6年度のページビューは、計379,151件。 ・新たに地域のセキュリティ関係機関など12機関と連携協定締結を含む協力体制を構築。これらの各機関に対して、機構の支援策などについての情報提供や、各機関の会合での講演、各機関へ講師派遣・机上演習などを実施。 ・中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会主催による「中小企業支援者向け情報セキュリティセミナー」を開催し、機構及び他参加機関の施策や取組について講演を実施。 ○情報セキュリティコンクールを通じた情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化 ・令和6年度の「情報セキュリティコンクール」は、昨年度募集していた「4コマ漫画」「活動事例」を廃止し、「標語」「ポスター」に特化した募集を実施。 ・募集期間令和6年8月1日～9月9日にて全国の小中高生から、標語作品26,397	・左記の取組などにより、中小企業におけるセキュリティ意識の向上が図られ、自発的なセキュリティ対策及びレジリエンス向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組について、目標を大幅に上回って達成（達成率120%）したことを高く評価。また、地域のニーズに沿ったサイバーセキュリティに関する情報共有や対策に貢献した点を評価。 ・左記の調査により、中小企業におけるセキュリティ対策の実情を把握することで、今後の関連施策の検討に際して有用な情報を提供した点を評価。 ○国民への普及啓発 ・左記の取組により、中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運の向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、サイバーセキュリティの重要性と対策について、国民や企業に対して広く浸透させ、意識の底上げに貢献した点を評価。 ・左記の自治体・中小企業などとの連携について、目標を大幅に上回って達成（達成率120%）したことを高く評価。また、この連携を通じて、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化に繋げた点を評価。 ○情報セキュリティコンクールを通じた情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化 ・左記の取組により、小中高生におけるセキュリティ意識の醸成に貢献したことを評価。	
--	---	--	--

	点、ポスター作品4,239点、合計30,636点の応募。3月に受賞者の賞状授与式を実施。 ・教育関係者や警察など、個々の現場に近い団体などとの連携を拡大させ、機構が提供する情報が必要とされる現場に届き、有効に活用されるように情報提供チャンネルを拡大。 ・全国の県教育委員会及び政令指定都市の教育委員会への情報セキュリティコンクールの後援を依頼し、情報提供チャンネルを拡大。 ・情報セキュリティコンクールの協力団体である警察や自治体、教育委員会などに受賞作品の貸出しを行い、普及啓発を実施。作品については電子データで共有を実施。	・左記の取組により、機構から提供した情報が他機関においても有効に活用された点を評価。 ・左記の取組により、情報提供チャンネルの拡大に繋げた点を評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○システムの脆弱性に対する対策推進	○システムの脆弱性に対する対策推進		
○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・制度における届出受付機関として「脆弱性関連情報届出受付制度」を継続運用し、平成16年7月の制度開始以降、19,385件の脆弱性関連情報を受付。令和6年度は、116件の脆弱性対策情報を公表するとともに、1件の緊急対策及び1件の注意喚起を公表。また、特定分野・組織への優先提供として6回（電力分野：3回、政府機関：3回）の情報提供を実施。 ・脆弱性対策情報データベース「JVN iPedia」を継続運用し、令和6年度として25,963件の案件を新規登録。その他脆弱性体験学習ツール「AppGoat」など各種ツールを継続提供するとともに、脆弱性対策情報収集ツール（mjcheck4）を継続公開し、脆弱性対策におけるSBOM（Software Bill of Materials）の活用に寄与。 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの要請に基づき地方公共団体が運用するウェブサイト（21地方公共団体、153サイト）に対してサーバ設定、ブラウザ通信などを簡易的にチェックし、サイバー攻撃に対する準備状況を確認。 ・政府機関や独立行政法人、地方公共団体などに対し、Open Bug Bounty（OBB）に掲載されたウェブサイトの脆弱性をNISC、第二GSOC（Government Security Operation Coordination team）やJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）経由で20件提供。 ・脆弱性対策を普及・啓発するために、29件のセミナーなどへ講師を派遣。また、メディアからの取材に9件対応。	・左記の取組により、IT製品やインターネット環境を安全に利用できる環境整備に貢献している点、重要分野・組織における早期の脆弱性対策に大きな貢献を行った点を高く評価。 ・左記の取組により、開発側、利用者側双方のセキュリティ対策推進に大きく貢献している点を評価。 ・左記の取組により、公的機関が運営するウェブサイトのセキュリティ対策レベル向上に貢献している点を評価。		
	○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等	○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等		
	・東京都水道局向けのセミナーにて「工場のスマート化と制御システムのセキュリティリスク」と題しIoT機器を付加した制御システムのセキュリティ対策の重要性を解説。 ・RISTフォーラム『制御システムへのサイバー攻撃の脅威とセキュリティリスク分析』としてIoT機器を付加した制御システムのセキュリティ対策の重要性を解説。	・左記の取組により、IoT機器とそのシステムのセキュリティ課題と対策について、広く一般に周知した点を評価。		
	○情報セキュリティ白書等による情報提供	○情報セキュリティ白書等による情報提供		
	・令和6年7月30日に「情報セキュリティ白書2024」公開し、PDF版の無料ダウ	・左記の白書について、ダウンロード数は昨年度版の同時期比159%を達成し、		

ンロード及び有料冊子の販売を開始。白書では、被害が相次ぐランサムウェア攻撃、サプライチェーンを狙った攻撃の手口や対策、ロシア・ウクライナ戦争など民間を巻き込むサイバー戦等の海外の動向、虚偽情報拡散の脅威と対策、AIセキュリティなどの幅広いテーマを採用。ダウンロード数は81,101件となり、昨年度版同時期の51,123件を上回った。また、普及活動としてASPICクラウドセキュリティ研究会でオンラインによる講演を実施。 ○サイバーセキュリティ経営可視化ツール及びプラクティス集の改訂 ・「サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0」の利活用の促進に向け、講演を1件実施、また経営ガイドラインプラクティス集と可視化ツールの普及啓発を図るとともに、更なる利便性向上に向けての見直しを行い、可視化ツールの英語版の作成を実施。 ○情報漏えいに係る内部不正防止の推進に関する調査 ・企業を対象とした営業秘密管理の実態調査を実施。本調査では、近年の最新動向（生成AIやクラウドサービス等の利用、在宅勤務等の普及、雇用形態の多様化、外為法への対応など）を踏まえつつ、企業における営業秘密の漏えいの発生状況、漏えい対策等の実態に関するウェブアンケート調査（回答者1,200人）を実施。調査結果について、過年度に実施した調査を踏まえながら、近年の最新動向を反映した情報提供を目指し、令和7年度上期の公開に向けた取りまとめを実施。 ・年間を通じて、内部不正防止に関する講演や取材の対応を実施。また、講演2件、取材対応1件あり、関連報道については8件掲載。営業秘密官民フォーラムの活動を通じて機構のサイバーセキュリティの取組の情報発信を毎月実施。 ○サプライチェーンセキュリティ対策評価制度策定に向けた検討 ・サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）において、サプライチェーン・サイバーセキュリティ成熟度モデル検討SWGを設置し、令和6年度において会合を6回実施。経済産業省とともに、国内外の関係機関、業界団体などと連携しつつ、セキュリティ対策評価制度の基本構想の検討。令和7年4月に中間とりまとめを策定。 ○新技術を活用した環境変化に対する脅威・動向の調査 ・AIの脅威とリスクの動向とガバナンス強化の海外動向を調査。米国調査ではAIに起因する選挙リスクとAIガバナンスについて、文献調査及びAI政策やセキュリティの有識者10名からヒアリングを実施し、米国大統領選挙におけるAI脅威の実態、大統領令、AI権利章典、及びAI RMFなどのAIガバナンス政策の有効性を調査。また、金融セクターについて、AIの利用実態と具体的な対策状況について11名からヒアリングを実施。欧州調査では、文献調査を中心	サイバーセキュリティに関する昨今の関心の高まりに応えた点を高く評価。 ○サイバーセキュリティ経営可視化ツール及びプラクティス集の改訂 ・左記の活動により、「サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0」の普及啓発に貢献した点を評価。 ○情報漏えいに係る内部不正防止の推進に関する調査 ・左記の取組について、定期的実施された調査結果から企業における営業秘密保護に関する課題・対策を抽出し、企業における対策推進に資する示唆を国民に提供できるように調査を実施している点を評価。 ○サプライチェーンセキュリティ対策評価制度策定に向けた検討 ・左記の取組について、企業・業種の垣根を超えたシステム・サービスの連携や、サプライチェーンの複雑化により、サイバー攻撃による脅威が増大する中、個々の企業だけでなく、サプライチェーン全体の強靱性を向上させる本制度への業界等からの期待は大きく、その制度検討に貢献した点を評価。 ○新技術を活用した環境変化に対する脅威・動向の調査 ・AIのセキュリティについては、国内外で脅威やリスクについての関心が高まっており、AIに関するガイドラインは整備されつつあるものの、AIシステム、AIコンポーネントのレベルであり、社会実装されたときの影響については、まだ十分な議論が行われていない状況。その中で、国内外の実態を調査し、有識者の意見を収集することによって把握した情報を発信する活動は、AISIの活動とも連携しており、今後の更なる対策の検討につなげた点を評価。ま
---	--

	に、ENISA報告に見るサイバー脅威の動向、主要インシデント、EU圏のサイバーセキュリティ政策、AI政策の動向を調査。 ・国内有識者14名からAIセキュリティに関する意見を収集。さらに、有識者7名と意見交換会を行い、AIセキュリティの脅威認識や課題を共有。 ・令和6年度の成果として、米国調査報告2件、国内調査報告1件をテクニカルレポートとして公開。3件合わせて25,519件ダウンロード。 ・AIの活用場面におけるセキュリティの着目点の検討や利用者の心理や行動への影響を調査。利用者品質の国際標準と照らして要件を整理し、国内外のシンポジウム等で報告し、有識者と意見交換を実施。	た、AI利用を促進する上で、利用者から見たAIの品質の議論は必要であり、今後の国際標準化も見据えた活動を行った点を評価。	
--	--	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ④第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ④981件（目標値比272.5%） [主な成果等] ○重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための	○重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための		
＜その他の指標＞	○中核人材育成プログラムの実施 ・中核人材育成プログラムでは第7期を令和6年6月に修了し、修了者を65名輩出するとともに、第8期を令和6年7月に開講し、57名の受講者を受入れ（令和7年6月修了）。	中核人材育成プログラムの実施 ・第8期中核人材育成プログラムでは業界・企業への呼びかけにより、これまで参加が無かった半導体業界など新たな業界の参加を実現できたことを高く評価。		
＜評価の視点＞ ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力の強化に資する活動成果であるか。	○中核人材育成プログラムにおける実践的な演習環境の提供と最先端の設備の維持、模擬システム等の拡充 ・施設基盤ネットワークや演習用ネットワークの運用及び最先端の機器などへの更改を行い、最先端の設備の維持を実施。 ・前年度に引き続き、地域においても制御システムのサイバーセキュリティ演習を行うことを目的に、新たな可搬型プラントを2機構築し、演習実施に向けて検討。 ・前年度構築した汎用性の高い可搬型の発電プラントを用いた演習を構築し、地域企業にてトライアルを実施。これを踏まえ、ブラッシュアップをしたうえで来年度は実際に地域での演習を実施予定。	○中核人材育成プログラムにおける実践的な演習環境の提供と最先端の設備の維持、模擬システム等の拡充 ・左記の取組により、円滑かつ最先端の演習を実施できる環境を提供したことを評価。		
	○責任者向けプログラム「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」の実施において中核人材育成プログラムの修了者による協力が増加 ・業界別のシナリオに基づき実施するCyberREXにおいて、中核人材育成プログラムの修了者から延べ9名（前年度から3名増）がファシリテータを担当。 ・事後アンケート結果における4段階評価（値が高いほど有益）の平均値は3.6であり有益という結果を獲得。	○責任者向けプログラム「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」の実施において中核人材育成プログラムの修了者による協力が増加 ・中核人材育成プログラムで育成した修了者が指導する側に回るエコシステムを進展させたことを評価。 ・事後アンケートにおいて、演習が役立ったと評価する回答が複数あり、修了者によるファシリテートが適切かつ効果的に実施できたことを評価。		
	○実務者向けプログラム「ERABサイバーセキュリティトレーニング」の内容をアップデートして実施 ・電力小売事業に関わるERAB（Energy Resource Aggregation Business）事業者向けに実施するトレーニングの集合講習において、ERABの現状及びニーズを踏まえ、新たな実機を用いた実演（動画によるデモ）を追加するアップデ	○実務者向けプログラム「ERABサイバーセキュリティトレーニング」の内容をアップデートして実施 ・ERABの現状及びニーズを踏まえたアップデートによって、より充実した内容のトレーニングを提供できたことを評価。 ・事後アンケートにおいて、演習が役立ったと評価する回答が複数あり、ERAB		

	ートを実施。 ・集合講習の事後アンケート結果における5段階評価（値が高いほど満足）の平均値は4.4であり満足度の高い結果を獲得。 ○中核人材育成プログラム修了者の活動が円滑に推進するよう支援し、受講者及び修了者の成果を広く社会に公表するとともに日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出 ・第5、6、7期中核人材育成プログラム修了者を対象に帰任後に行った活動調査より、981件の回答が得られ、主な活動は、現場などにおける教育プログラムの作成、改善、社内教育、訓練の実施等(50件)、システムのセキュリティに係る運用、保守の改善の提案又は実施（48件）、セキュリティ機能の設計、改善の提案又は実装（40件）など。また、修了者の社会へのサイバーセキュリティ向上に貢献する取組としては115件あり、具体的にはセミナーでの講演、人材育成プログラムでの講師など。 ・「Interop Tokyo 2024」（令和6年6月開催）では5人の修了者と17人の受講者がブースプレゼン及びInteropのメインの講演に登壇し、各々の取組を広く発表。 ・昨年度に引き続き大阪においては、関西経済連合会など後援のもとトークセッション「サイバーインシデントに関する政府の取組と物流・交通業界に求められる対策とは」を開催。また、今年度は広島において中国経済連合会などの後援を得て、トークセッション「今知っておくべきサイバーセキュリティ最前線」を開催。両トークセッションあわせて40人以上の聴講者に対し、セキュリティ教育とその対策について意識向上の機会を創出。	事業者への演習が適切かつ効果的に実施できたことを評価。 ○中核人材育成プログラム修了者の活動が円滑に推進するよう支援し、受講者及び修了者の成果を広く社会に公表するとともに日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出 ・中核人材育成プログラムの成果として、目標値を大幅に超える修了者の活動数（981件、達成率272.5%）を確認できたことを高く評価。これまでの修了者の実績や各地域での講演会を通じて中核人材育成プログラムの知名度は向上しており、我が国の重要インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ向上の核になる人材育成の拠点となっている。 ・中核人材育成プログラムの修了者及び受講者の取組を発信することで、企業や地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者などにとっても自身の活躍の機会となることから、それらの機会を地域経済産業局や経済団体と連携して積極的に創出できたことを評価。	
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成	○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成		
○我が国のIT人材等の質の高度化やセキュリティ人材の育成を踏まえたものか。	・「セキュリティ・キャンプ全国大会2024（以下、全国大会）」はセキュリティ人材を発掘・育成することを目的に（一社）セキュリティ・キャンプ協議会（キャンプ協議会）と協同で開催。5泊6日合宿形式で、期間は夏休み時期の令和6年8月12日～17日の5日間と、キャンプ協議会主催イベント1日の計6日間。定員規模は例年の80名程度、応募者数は497名となり、選考により80名採択し育成。過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師27名、チューター10名を登用。 ・「セキュリティ・キャンプネクスト2024」について全国大会と同時開催。応募者数は144名となり、選考により10名を採択し育成。過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師5名、チューター2名を登用。 ・「セキュリティ・キャンプジュニア2024」について全国大会と同時開催。応募者数は25名となり、選考により6名を採択し育成。過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師4名、チューター1名を登用。 ・地域におけるセキュリティ人材の早期発掘と育成を目的に、キャンプ協議会と協同で「セキュリティ・キャンプ地方大会」を開催。令和6年度は全国12カ所で開催。北海道は講師2名チューター2名、岩手は講師2名チューター2名、宮城は講師2名チューター2名、東京は講師3名チューター2名、山梨は講師3名チューター2名、愛知は講師2名チューター2名、三重は講師2名チューター2名、石川は講師2名チューター2名、大阪は講師2名チューター2名、広島は講師2名チューター2名、熊本は講師2名チューター2名、沖縄は講師2名チューター2名をセキュリティ・キャンプ修了生より登用。 ・修了生に対するフォローアップ事業として、修了生同士や講師などとの修了年度を超えた交流の場の提供、及び修了後の活動成果発表を通じた修了生の認知度向上と産業界での活躍支援を目的とした「セキュリティ・キャンプフォーラム2025」を令和7年3月15日に開催。昨年度まで実施していたパネルディスカッションを変更し、修了生の活動や取組の成果のパネル展示を行い発表する場を提供。	・左記の取組について、円滑に実施できたことを評価。また、修了生の講師、チューター登用について、人材育成のエコシステムが確立しつつあり、毎年新たな講師が出てきていることから、活動が活性化していることを評価。また、「セキュリティ・キャンプフォーラム2025」において、聴講者からも高い評価を頂き、今後の事業実施への反映や方針検討の意見を得たことを評価。 ・セキュリティ・キャンプ修了生への年次アンケート結果では、社会人となった方の職業について、情報セキュリティにかかわる業務に従事している割合は約60%となっており、セキュリティ業界への優秀な人材の輩出に貢献している点を評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○IT製品セキュリティ認証制度の活用推進	○IT製品セキュリティ認証制度の活用推進		
○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・ 認証数はJISEC（申請30、完了30、認証中23）、JCMVP/ CAVP (Cryptographic Algorithm Validation Program)（申請23、完了23、確認中13）。 ・ CCRAの日本VPA（Voluntary Periodic Assessment）受検を実施し、不適合指摘事項なく適正運営されていることを国際的に確認。 ・ 国策レベル案件（次期個人番号カード、QKDなど）でのJISEC認証作業実施中。令和7年度上期に完了予定。	・ 左記の取組により、安全なIT製品の供給に寄与している点を評価。今後の国策レベル案件での認証制度の更なる活用促進を期待。		
	○セキュリティ製品ラベリング制度の創設準備	○セキュリティ製品ラベリング制度の創設準備		
	・ 機構をスキームオーナー兼ラベル発行機関とし、自己適合宣言（★1、★2）と第三者認証（★3、★4）のハイブリッド構成とする「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の創設を経済産業省とともに準備し、令和7年3月25日より★1の申請受付を開始。 ・ ★1の適合基準・評価手順等を策定・公開。★3（ネットワークカメラ、通信機器）の適合基準の検討を開始。適合基準検討のために、委員会及びWGを計4回開催。 ・ JC-STARプロモーション用のプロモーションロゴ、チラシ、ポスターを作成。制度説明会3回、外部講演・展示会など9回実施。ニュースリリース2件公表。 ・ 経済産業省とともに、シンガポール、英国、米国、EUとの相互承認に向けた交渉を開始。特に、シンガポールと英国については適合基準の擦り合わせまで進展。	・ 左記の新たな制度について、経済産業省と連携し、計画通りに発足させた点を高く評価。また、制度の利用拡大に向け、新たな適合基準作りの推進とプロモーション活動、国際相互承認の交渉など、今後のIoT製品のセキュリティ向上への大いなる貢献が期待できる仕組みを構築した点を高く評価。		
	○情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の活用推進	○情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の活用推進		
	・ CRYPTREC事務局としてCRYPTREC検討会／委員会を運営し、CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理を実施するとともに、以下のガイドライン／ガイダンスを作成。 ―委員会／WGを合計9回開催 ―暗号鍵管理ガイダンスPart2作成 ―CRYPTREC暗号技術ガイドライン（耐量子計算機暗号）作成 ―TLS暗号設定ガイドライン改定版公開 ・ 「CRYPTRECシンポジウム2024」（令和6年9月2日）をNICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）と共同開催（デジタル庁、総務省、経済産業省後援）。	・ 左記の取組により、適切な暗号技術の選択、及び暗号技術の適切な利用・運用に向けた必要な対策の促進に貢献していることを評価。		

		参加者346名。 ・金融庁主催の「PQC移行検討会報告書」の執筆に協力。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
なし

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項				
Ⅱ		業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和 6 年度行政事業レビューシート 予算事業 I D 003893	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、 平均値等、必要な情報
一般管理費 (人事院勧告を踏 まえた給与改定分、 退職手当を除く)	実績値 (千円)	—	211, 198 (R4 年度実績値)	205, 066 (組替後：400, 066) うち効率化対象経費： 197, 672 (組替後：392, 672)	388, 064 うち効率化対象経費： 380, 891	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、当年度政策的経費 のうち翌年度効率化対象経費 分を加算
	上記削減率 (%)	毎年度平均で前年度比 3% 以上の効率化	—	2. 9% うち効率化対象経費： 3. 0%	3. 0% うち効率化対象経費： 3. 0%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
	達成度 (%)	—	—	97% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
業務費 (新規・拡 充分を除 く)	実績値 (千円)	—	4, 641, 907 (R4 年度実績値)	4, 817, 009 (組替後 5, 760, 169) うち効率化対象経費： 3, 564, 351 (組替後 4, 507, 511)	5, 702, 568 うち効率化対象経費： 4, 462, 435	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、当年度政策的経費 のうち翌年度効率化対象経費 分を加算
	上記削減率 (%)	毎年度平均で前年度比 1% 以上の効率化	—	0. 9% うち効率化対象経費： 1. 0%	1. 0% うち効率化対象経費： 1. 0%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
	達成度 (%)	—	—	90% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
(参考) 一般管理費＋業務費	実績値 (千円)	—	4, 853, 105 (R4 年度実績値)	5, 022, 075 (組替後 6, 160, 235) うち効率化対象経費： 3, 762, 023 (組替後 4, 900, 183)	6, 090, 632 うち効率化対象経費： 4, 843, 326	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、当年度政策的経費 のうち翌年度効率化対象経費 分を加算
	上記削減率 (%)	—	—	1. 0% うち効率化対象経費：	1. 1% うち効率化対象経費：	—% うち効率化対象経費：	—% うち効率化対象経費：	—% うち効率化対象経費：	

					1. 1%	1. 2%	–%	–%	–%	
--	--	--	--	--	-------	-------	----	----	----	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
＜主な定量的指標＞ ①機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア ②一般管理費の効率化率 ③業務経費の効率化率	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ①機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコアについて、2.2（目標値比 100%）を達成。 ②一般管理費について、前年度比3.0%の効率化を達成。 ③業務経費について、前年度比1.0%の効率化を達成。 （実績の詳細） ー一般管理費は、381百万円（前年度比3.0%減少）、業務経費は、4,462百万円（前年度比1.0%減少）で、それぞれ計画以上の効率化を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・組織運営の礎として理事長のリーダーシップの下、第五期中期目標期間のミッション、ビジョン、バリュー（MVV）（令和5年4月策定）を組織目標や人事評価に活用する等、引き続き励行。 ・政府などの意向を踏まえつつ、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター、セキュリティセンター、デジタル人材センターの体制を大幅に再編するなど、迅速かつ機動的に組織体制を変更。 ・予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」により、役員・幹部のモニタリングを強化するとともに、より迅速かつ円滑な経営判断を実現。また複数年度の収益化単位の運用により、不用額を約2.1億円に抑制（前中期計画期間平均約10億円／年）、無駄のない予算執行に大きく貢献。 ・交渉による本部事務所に係る賃借料の大幅な値下げ（年間約6千5百万円）により、極めて困難な固定費削減を実現（令和6年4月）。また、政府方針などに基づく新規業務追加や人員増がなされる中において、関係省庁や関係機関、事業者などとの連携を一層強化し、業務効率化や品質を向上させる観点から、新たな拠点の整備を決定し進行。 ・機構の人材確保のため、新卒採用のプロモーション強化、中途採用におけるエージェント型採用の本格導入により採用を強化。職員数（令和6年度末時点）666名（前年度71名増）と人材確保が進展。また、人事評価の公平性向上	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題とその対応＞ [令和5年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）予算増、人員増について検討してほしい。 （課題、対応状況） ー予算について、関係省庁における予算要求において必要な貢献を行う。また、人員について、エージェント型等の採用方法の活用や処遇改善を含む人事制度改革を通じて、増強に努めているところ。	＜評価に至った理由＞ ・所期の目標を達成しており B評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ー ＜その他事項＞ ー	

	のための絶対評価の導入、高度人材育成のためのプロフェッショナル職の検討、将来の管理職・幹部候補人材確保のためのグループリーダー（課長職）等の処遇改善の検討など、人事制度改革を推進。 ・財務会計業務の効率化のため、財務会計システムにおける出張／旅費機能及び固定資産管理機能の運用を開始。 ・IPA-DXに係る成果としては以下。 －組織ガバナンスとして、デジタル改革会議によるDXの進展などについてリアルタイムでのモニタリングを実施。また、IT全体最適化を目的とした機構内の情報システム全体図作成を通じた状況把握を実施。さらに、PMO (Portfolio Management Office) を通じた事業部門のシステム企画支援、プログラム管理のフロー策定、モニタリング強化を実施。 －「IPA-ID」プロジェクトにおいてビジネスPoCを実施し、ユースケースストーリーとペルソナ分析を作成。事業部門と協働してシステム要件を定義書として整理。 －パブリッククラウドを前提とした機構共通のクラウド基盤への移行を目的に、マルチクラウド環境を構築。 －全機構にわたって安全に生成AIを利用できる環境を整備し、職員による生成AIの利用率を向上。全機構から参加者を募るプロンプトアイデアソンを開催し、全機構にわたりチャレンジを奨励する文化の醸成を促進。 －DMO (Data Management Office) を設置し、業務データのデータベース化を進めることで、情報の一元管理による業務効率化を促進。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ [主な成果等]			
＜評価の視点＞	○PDCAサイクルに基づく業務運営（業務の改善）が行われているか	○PDCAサイクルに基づく業務運営及び機動的・効率的な業務の運営	○PDCAサイクルに基づく業務運営及び機動的・効率的な業務の運営	
○PDCAサイクルに基づく業務運営（業務の改善）が行われているか	・令和5年4月に策定した機構のミッション、ビジョン、バリュー（MVV）について、組織目標や人事評価に活用する等、引き続き組織内部への浸透、励行を実施。 ・第五期中期計画における機構事業を円滑かつ効率的に運営できるようにするため、政府などの意向を踏まえつつ、主に以下の組織体制の見直しを実施。	・ミッション、ビジョン、バリュー（MVV）を組織目標や人事評価に活用する等、組織内部に浸透させる具体的な工夫が行われていることを評価。 ・政府の意向や施策の方向性を踏まえ、都度、迅速に組織体制を見直したことを評価。		
○リソース配分を弾力的に行い、柔軟かつ機動的に必要な体制を構築しているか。	ーセキュリティセンターの組織体制について、国家安全保障戦略を見据え、サイバー状況把握・対処調整（オペレーション）、セキュリティマネジメント（アーキテクチャ）、リテラシー支援（キャパシティビルディング）の3つの機能に応じて再編（令和6年4月）。			
○業務運営の効率化のため、部署間の連携、縦割り排除等の取組が行われているか。	ーデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの組織体制について、企画機能の抜本的強化のためアーキテクチャ戦略企画部を、ドメイン別のプロジェクトを機動的・効果的に進めるためアーキテクチャ社会実装部を設置し、再編。アーキテクチャ戦略企画部の下にウラノス・エコシステムチーム、アーキテクチャ社会実装部の下にデジタルライフライン実現化プロジェクトチームなどを設置（令和6年7月）。また、CMP（Chemical and Circular Management Platform）プロジェクトチームを設置（令和6年11月）。 ー「公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度」の開始に伴い、デジタル基盤センターのデジタルトランスフォーメーション部に公益プラットフォーム認定グループを設置（令和6年7月）。 ーデジタル人材センターの組織体制について、「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」の構築に向けて人材エコシステム開発部を新設するとともに、人材スキルプロモーション部及び人材スキルアセスメント部に改編（令和6年12月）。 ・運営費交付金の配分について、令和6年4月に1次配分、令和6年8月に2次配分、令和6年12月に3次配分（令和6年度政府補正予算の対応）、令和7年1月に4次配分（令和6年度政府補正予算の対応）を実施。 ・業務に関するより有効なPDCAサイクルの構築のため、一定の業務単位ごとの事業計画を策定。事業計画は、業務内容の適切性の評価や進捗管理を行うとともに、予算配分や執行の妥当性評価にも利用。例えば、上期終了時点において、各業務の実績及び下期の見込みと実施すべき内容を確認し、反映させて更新するなど、上記の運営費交付金の配分とも連動してPDCAを実施。	・機構としての重要な取組方針について、政府の動向や業務ごとの施策ニーズを踏まえ、機動的・戦略的に運営費交付金の配分や業務執行に反映させる仕組み（役員・幹部による集中レビュー、業務単位の事業計画の活用など）が構築され、円滑に運用されていることを高く評価。		

	・上記の運営費交付金の配分や事業計画の検討プロセスにおいて、機構としての重要な取組方針を反映させるべく、役員・幹部による集中レビューを実施。戦略的な運営費交付金の配分や業務執行を実現。 ・期初において年度計画を策定するとともに、令和6年度政府補正予算を踏まえ年度計画を変更（令和6年12月）。また、上期終了時点において定量指標などに係る目標の達成状況、下期の達成見込みを把握し、達成が危ぶまれるものに関しては取組の加速化・テコ入れを行い、目標を達成した。 ・PMOにおいて情報システム全体計画及び年度計画を策定。機構全体に対して実施中及び実施予定の情報システム企画の調査を行い、全システムの予算情報を集約し、機構全体のIT戦略の統括を推進。情報システム案件の審議及びリリース審査を52件実施。 ・人材確保に関する計画に基づき、令和6年度事業に必要な職員を採用。また、事業の拡大や変化に応じて柔軟な職員採用も実施。 ・無駄なく、効率的な予算執行の追求、またIPA-DXの推進に貢献するため、以下の取組を新たに実施。 ①「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。また、月次の執行実績を正確に把握するために、各部署にて記載する様式を見直すなど、継続的な改善を実施。 ②第五期中期計画期間から複数年度の収益化単位を全面的に導入しており、継続的に見直しを実施。 ・経済産業省商務情報政策局との間で定例会議を開催し、情報共有や時宜に応じた政策議論を実施。必要に応じて、機構内における業務の方針や政策的な優先順位・資源配分の検討に反映。 ○機動的・効率的な組織関連 ・機構全体の業務運営等に関して部署横断的に議論・検討・情報共有を行う会議体として、役員会をはじめ、幹部連絡会、企画部長連絡会、管理部門連絡会、戦略企画委員会といった各レベルにおける会議を定期開催。 ○情報サービス産業関係団体との連携関連 ・関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催。より戦略的な関係を模索・構築するために、「デジタル社会の実現に向けた各業界の将来像と課題」を議題として意見交換を実施するとともに、議論の内容を今後の施策検討に活用すべく、内部用SNSを活用して機構内に展開。 ○調達プロセスの改善 ・財務課題に関する検討委員会の開催（令和6年11月）を引き続き行うとともに、調査事業報告書を活用しつつ、マニュアル類の修正等を随時見直すなど	・年度計画における定量指標等の各目標を達成するために、期中において達成状況を把握し、達成のために必要な施策を講じる仕組みを構築・運用し、結果として全ての定量目標を達成したことを高く評価。 ・機構全体の情報システムの一元的な管理を推進し、IPAクラウド等による将来のIT投資及びIT運用に係る最適化のための環境を整備したことを評価。 ・人件費予算の見込み及び実績を把握しつつ、エージェント型等の採用方式を新規に導入・活用し、人材確保につなげた点を評価。 ・予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と継続的な改善により、執行促進を図るなどの役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断、及び機動的・戦略的な運営費交付金の配分を実現したことを高く評価。 ・複数年度の収益化単位により、不用の抑制、柔軟、機動的、無駄のない予算執行を実現したことを高く評価。 ○機動的・効率的な組織関連 ・左記会合の継続開催により、部署横断的な認識共有、議論、意思決定に繋がっていることを評価。 ○情報サービス産業関係団体との連携関連 ・左記団体とトップレベル・組織間での連携を維持・強化するとともに、各施策に関する業界ニーズを把握し、機構内の関係部署における施策検討に結び付けたことを評価。 ○調達プロセスの改善 ・今後の効率的な調達手続きなどに向けた、マニュアル類の修正の取組を行ったことを評価。	
--	---	---	--

	の業務改善を実施。		
--	-----------	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコアについて、2.2（目標値比100%）を達成。			
＜その他の指標＞	[主な成果等] ○機構のデジタル経営基盤の強化	○機構のデジタル経営基盤の強化		
＜評価の視点＞ ○機動的・効率的な組織・業務運営のためのシステム面での対応ができているか。	・ 全社MVVを各部署にブレイクダウンして運用していることに加え、個人の業績目標設定にも活用するなど、個人レベルに落とし込んだDX推進状況のモニタリングを実施。 ・ 機構のデジタル改革案件の企画・実施について審議・報告する会議体である「デジタル改革会議」を年間通じて開催し、ITガバナンス、オープンイノベーション、チェンジマネジメントに対する変革の推進状況をリアルタイムにモニタリングする機能を確立。 ・ 事業部門の事業及びシステム企画を組織的に支援するPMOにより、ITガバナンスを行使しつつ機構のIT戦略の統括を推進。 ・ 全職員が安全に生成AIを利用できる環境「チャットUI」を展開。 ・ 機構内のDXカルチャーの醸成を図るために目指すべき組織文化を定義。文化醸成に向けて、アイデアコンテストとしての生成AIに係る「プロンプトアイデアソン」を開催。全部門から30名の参加を集め、機構が自ら変革するためのアイデアを抽出。 ・ 機構内の情報システムの連携状況を調査し、機構初の試みとして、システム全体図（システム一覧表、機構内システム全体像、機能システム構成図、サブシステム構成図）を作成。 ・ 「WISDOM-DX」などのAIに関する技術の共同研究の促進や試行回数増大を目的とし、以降も反復的な事業として遂行できるよう機構と他法人の共同事業実施に係る制度を整備。 ・ 経営ビジョンの達成を支える、非財務情報に係る機構の役割を明確化し、価値創造プロセス図を作成。 ・ 「DX意識調査（有効回答数548名/全職員638名）」を通じた職員のDXに対する理解や課題意識に関する定点モニタリングを実施。 －職員属性による有意性分析により、所属部門での認識の違いなどを観測。 －自由記述（推進上の障壁に関する意見217件、打ち手の提案に関する意見201件）の分類及び今後の施策の検討に生成AIを活用。分析期間を60%短縮する	・ 左記の取組、特に、生成AIに係るプロンプトアイデアソンなどの文化涵養施策を通じたチェンジマネジメントの推進による挑戦する文化の醸成、オープンイノベーション推進のための共同事業制度の整備、情報システム全体最適化に向けた全システムの見取り図の作成などにより、参考指標であるDX推進指標自己診断における成熟度レベル平均スコアを0.5ポイントと大幅に上昇させ、目標を達成したことを評価。		

	とともに生成AIを活用したアンケート分析手法を確立。		
--	----------------------------	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画																																
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
	主な業務実績等	自己評価	評価																													
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞																															
＜その他の指標＞	[主な成果等]																															
＜評価の視点＞	○新卒採用業務の効率化及び強化	○新卒採用業務の効率化及び強化																														
○事業や組織見直しに合わせた人員体制の整備ができているか。	・より質の高い人材を効率的に選考することを狙い、一部選考プロセスの専門事業者へのアウトソーシング（BPO）を実施。 ・首都圏だけでなく、地方の優秀な学生への採用プロモーションを積極的に実施し、採用イベントへの出展や大学などの訪問を拡大（令和5年度20回、令和6年度37回）。その結果、応募者数は112名（前年度比58%増）となった。 ・採用活動の早期化へ対応するため、前年の9月から学生への訴求を開始し、併せて新卒選考スケジュールも前倒しで実施。	・左記のとおり、採用業務を改善するとともに、プロモーション活動を拡大したことにより、応募者数が前年度に比べ約60%増加し、優秀な新卒職員の確保につなげた点を評価。																														
	○中途採用業務の改善	○中途採用業務の改善																														
	・職員採用スタイルを受動型から能動型に転換し、大手民間企業と同様な採用方式としてエージェント型を令和6年度より本格導入。その結果、機構が要求するスキルに合致した者のエントリーと募集開始から内定までのリードタイムの改善を実現。 ・令和6年度末の職員数は666名と前年度末の595名から71名増となり、事業内容に合わせた採用を推進。また、採用実績（以下）のとおりプロパー・嘱託職員などの直接雇用も継続実施。	・左記のとおり、採用業務を改善するとともに、事業内容に合わせた必要なスキルを有する人材の確保につなげた活動を評価。																														
	<table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td><td>増減</td></tr><tr><td>新卒プロパー</td><td>12</td><td>7</td><td>5</td></tr><tr><td>中途プロパー</td><td>27</td><td>34</td><td>△7</td></tr><tr><td>嘱託</td><td>43</td><td>43</td><td>0</td></tr><tr><td>特定任期付</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>民間出向</td><td>77</td><td>55</td><td>22</td></tr><tr><td>計</td><td>163</td><td>143</td><td>20</td></tr></table>		令和6年度	令和5年度	増減	新卒プロパー	12	7	5	中途プロパー	27	34	△7	嘱託	43	43	0	特定任期付	4	4	0	民間出向	77	55	22	計	163	143	20			
	令和6年度	令和5年度	増減																													
新卒プロパー	12	7	5																													
中途プロパー	27	34	△7																													
嘱託	43	43	0																													
特定任期付	4	4	0																													
民間出向	77	55	22																													
計	163	143	20																													
	○複線型キャリアパスの導入に向けた設計	○複線型キャリアパスの導入に向けた設計																														
	・高度専門人材の確保・育成のため、複線型キャリアパスにおける職員区分を整理し、令和7年度の導入に向けたプロフェッショナル職の定義及び設計を完了。（令和7年5月に制度開始。）	・左記の取組について、検討を着実に進展させた点を評価。																														
	○職員研修	○職員研修																														
	・令和6年度研修計画を策定の上、職員研修（基本研修、階層別研修、目的・テ	・左記のとおり、職員のスキルや受講管理により業務効率化がなされるととも																														

	ーマ別研修）を実施。 ・新たな知見の獲得や学び直しのためのリスク研修、基礎的な業務スキルの習得を目的としたリモートコミュニケーション研修や英語研修（英会話含む）、職員が講師を担当して実施する1 Hourセミナー（1時間で最新状況を学ぶ全職員向け研修）など、多用な研修を実施。 ・タレントマネジメントシステム（カオナビ）に職員の研修受講履歴を登録管理。また、同システムの受講管理機能を試行導入し、職員研修の受講管理に係る工数を削減。 ○職員情報の整備及び人事評価制度の見直し ・カオナビに職員の保有資格や研修受講履歴、異動履歴を適宜登録し、人材の情報基盤を拡充。過去の所属部署を検索可能とするなど、職員データの活用方法を拡大し、利便性を向上。 ・人事評価制度において、成果をあげた者を適切に評価できるよう絶対評価を導入（令和6年10月）。事業遂行や能力発揮状況に応じた個人を評価及び処遇となるよう改善。 ○人事制度の見直し ・職員エンゲージメント向上施策の一環として、特に改善が必要なグループリーダー（課長職）などのライン管理職について、民間事業者などと機構職員の報酬水準を比較し、処遇改善案を策定（令和7年5月より導入）。 ・前年度に見直した有期雇用職員の契約更新プロセスを本格運用。併せて、任期付職員制度の改正案を設計。 ・【再掲】複線型キャリアパスにおける職員区分を整理し、令和7年度の導入に向けたプロフェッショナル職の定義及び設計を完了。（令和7年5月に制度開始。） ・職員エンゲージメント向上策として、構内公募制の導入やキャリアカウンセリング窓口を設置。 ○出向元組織からの受入れの効率化 ・163名（民間出向者は77名）の新規着任者を受け入れ、着任時のオリエンテーションの充実、早期戦力化を目的としたバディ制度（出向者の相談役を設置）の導入により、オンボーディングに関する体制を整備。	に、研修機会を充実し、職員の能力向上に寄与した点を評価。 ○職員情報の整備及び人事評価制度の見直し ・左記のとおり、機構の人事基盤の整備により、工数削減に係る検証を実施した点を評価。 ・絶対評価制度の導入により、事業遂行や能力発揮状況に応じて個人を評価及び処遇できるよう改善し、人事評価における公平性を高めた点を評価。 ○人事制度の見直し ・左記の取組について、職員エンゲージメントの向上、将来の管理職・幹部候補人材や高度専門人材の確保、組織ガバナンスの安定化のため、具体的な対策を検討し、令和6年度に導入、又は令和7年度の導入に向けた準備を完了した点を高く評価。 ○出向元組織からの受入れの効率化 ・民間の優れた人材の確保が進むとともに、新規入構者の早期戦力化が図られている点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	評価
	＜主な定量的指標＞ ②一般管理費の効率化率 ③業務経費の効率化率 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○一般管理費及び業務経費の効率化率が達成されているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ② 前年度比△3.0%（△12百万円） ③ 前年度比△1.0%（△45百万円） [主な成果等] ○業務経費等の効率化 ・運営費交付金（新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除く）について、一般管理費は381百万円となり、前年度に比し3.0%減少。同様に、業務経費は4,462百万円となり、前年度に比し1.0%減少。	○業務経費等の効率化 ・一般管理費については3.0%、業務経費については1.0%効率化し、所期の目標を達成したことを評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ○調達等合理化計画に基づく一者応札の低減に向けた取組 ○随意契約に関する内部統制の確立 ○契約監視委員会の開催及び回数 ○役職員等に対する契約事務に関する研修及び回数等 ＜評価の視点＞ ○調達等合理化計画に基づき、適正な契約が行われているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] <u>○調達等合理化関連</u> ・令和6年度の契約件数は前年度に比べ4件増加して269件となった。一方で、契約金額は3.0億円減少して78.9億円となった。このうち、競争性のない随意契約については、契約件数は46件と前年度に比べ17件の減少（前年比△27.0％）となったことに対し、契約金額は30.1億円で前年度に比べ1.2億円の減少（△3.9％）と小幅な減少にとどまった。件数が減少した主な要因は、令和5年度において複数年となる案件（7件）が含まれていること等によるものである。 また、競争性のある契約については、前年度に比べ契約件数は21件増加して223件となった。一方で、契約金額については1.7億円減少して48.8億円となった。このうち、競争入札等における一者応札となった契約については、前年度に比べ6件増加して55件となった。その主な要因は、応札想定業者のリソース不足による辞退（19案件）などのやむを得ない事由により発生したこと等によるものである。なお、一者応募となった契約については、前年度に比べ4件増加して17件となっている。 ・新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）に係る役員会等への付議率は100％実施（計画：付議率100％）。 ・契約監視委員会（6月・12月開催）においては、契約実施状況、フォローアップを行った既往年度分も含む一者応札・一者応募案件の改善状況、新規の取り扱いとなる競争性のない随意契約の適正性等について点検し確認がなされた（計画：2回以上）。 ・職員等への契約研修については、調達事務の初心者に対する項目を見直し、内容等の充実を図った。年2回実施（計画：年2回以上）。 ・契約に係る情報及び契約関連規程類について、適時適切にウェブサイトで公表を継続した。	<u>○調達等合理化関連</u> ・競争性のない随意契約の役員会等への付議は、計画どおり付議率100％実施、職員等研修及び契約監視委員会についても、それぞれ計画どおり2回の実施が達成していることを評価。 ・令和6年度調達等合理化計画に基づき、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択による契約の適正化を推進し、少額随意契約を除く案件について、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認を行い、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等により調達を行うとともに、一者応札から複数応札への改善を図るため、事前に仕様書等のチェックを実施し、競争性・透明性の向上に努めた。また、結果として、一者応札となった案件については、速やかに事後調査を行い、原因等を把握し、その後の調達において公告期間の延長等の改善を図るなど、調達手続きの適正性を維持しつつ、さらなる複数応札への改善・向上を図る取組を継続的に実施していること等から、調達に係るガバナンス等は適切に機能していることを評価。 なお、契約監視委員会による点検においても、契約実施状況は適切性、フォローアップを行った既往年度分を含めた一者応札・一者応募案件の継続的改善への取組状況、競争性のない随意契約の適正性等について適切に実施されているとの確認がなされている。 また、職員等への契約研修について、調達事務の初心者に対する項目を見直し内容等の充実を図っていることを評価。 引き続き、契約に係る情報について適時・適正な公開を行っており、透明性を確保している。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○ITガバナンスの整備	○ITガバナンスの整備		
○ITガバナンスの整備ができているか。	・理事長をオーナーとする「デジタル改革会議」を8回開催し、DX推進施策の実行計画と進捗状況に対する透明性を向上させ、機構横断的にモニタリングが可能な場として機能。	・特に、機構の全情報システム全体の見取り図を機構として初めて作成し、ボトルネックを把握しつつシステム連携ポイントの抽出を実現。多くの事業者においてITガバナンスの行使は重要課題であり、システム全体見取り図の作成はハードルの高い作業であるとされている。自ら難度の高い業務を遂行し、産業界の範たる姿を顕現させた点、機構自身に対してはIT全体最適化に向けた足掛かりを構築した点を評価。		
○機動的・効率的な組織・業務運営のためのシステム面での対応ができているか。	・デジタル改革会議の議論を踏まえ、組織規程を改定し、デジタル改革推進部が機構全体の情報システムを統括することを明記することにより、以下の取組を実施し、ITガバナンスの整備が進展。			
○情報システムの利用者に対する利便性が向上されているか。	・【再掲】機構内の情報システムの連携状況を調査し、機構初の試みとして、システム全体図（システム一覧表、機構内システム全体像、機能システム構成図、サブシステム構成図）を作成。			
○機動的・効率的な組織・業務運営のための業務プロセスが構築されているか。	・事業部門の事業企画及びシステム企画を組織的に支援するPMOを運営。プログラム管理、モニタリングやレビューの仕組み構築を通じたITガバナンスの整備を実施（機構全体のプログラム管理フローの策定、「システム企画調整会議」の審議事項の明文化、リリース判定会議の実施など）。			
○コスト最適化を踏まえて機構標準とするSaaSを検討しているか。	・利用減少傾向にあるシステムに対する廃棄基準を策定し、システムのPDCAサイクルを確立。			
○データに基づいた経営判断を推進しているか。	○クラウドシフトの推進	○クラウドシフトの推進		
○魅力ある勤務環境を構築できているか。	・政府のクラウド・バイ・デフォルトの方針に則り、機構の情報システムをパブリッククラウドへの移行を目指し、マルチクラウド環境の共通基盤の構築を目的として設置されたクラウドタスクフォースを運用。	・機構システムのクラウド移行に向けて、ガバメントクラウドへの移行計画と歩調を合わせ、回線敷設やPoCなどの所定のプロセスを円滑に進めていることを評価。		
	・同タスクフォースにて、クラウド移行に向けたオンプレミス環境とのハイブリッドクラウド環境でのAD（Active Directory）連携を実施し、一部SaaSサービスの利用にて個別パスワードを不要とする仕組み（シングルサインオン）を導入。クラウド運用管理、ネットワーク、統合データベース、課金管理についての要件定義及びPoCを完了。閉域クラウド回線の検証導入を実施し、機構内LANとの疎通確認を完了（令和6年10月）。			
	・デジタル庁が実施する「ガバメントクラウド」の対象に独立行政法人も含まれることを踏まえ、令和7年度中を目標とした展開計画を検討。			
	○機構のデジタルトランスフォーメーション（IPA-DX）	○機構のデジタルトランスフォーメーション（IPA-DX）		
	・全職員が安全に生成AIを利用できる環境「チャットUI」を展開（令和7年1月）。	・全職員が生成AIを利用可能な環境を構築し、加えて要機密情報の入力を可能		

	ガイドラインを制定し、要機密情報を利用できる環境を整備。PoC及びベストプラクティスの発信を通じて職員の生成AIに対するリテラシー向上を果たし、3か月間で利用率40.5%を達成。なお、AI・生成AIに関する機構内の活用状況・文化醸成について常時モニタリングを実施。 ・職員のニーズを踏まえたデータの利活用および管理効率化の推進を目的にDMO（Data Management Office）を組成。機構内の業務データのデータベース化23件（DX推進指標、DX意識調査結果、セキュリティ管理規程の申請状況他）。全機構の共通マスタの作成等に取り組み、3件のデータモデル、1件のマスタデータを設計。 ・企業活動などの自動分析・評価システム「WISDOM-DX」の分析手法を強化したスマートシミュラリティ分析サービス（β版）を機構内に提供（令和7年3月）。人材育成、地域展開、広報事業、事業計画、職員エンゲージメント調査などのデータ分析を実施。情報処理技術者試験における小中学生向け問題の自動生成の新技术を創出。また、機構成果物による効果の客観的評価の新技术を創出。データに基づく意思決定による業務の付加価値向上を継続。 ・【再掲】機構内のDXカルチャーの醸成を図るために目指すべき組織文化を定義。文化醸成に向けて、アイデアコンテストとしての生成AIに係る「プロンプトアイデアソン」を開催。全部門から30名の参加を集め、機構が自ら変革するためのアイデアを抽出。 ・「IPA-ID」プロジェクトにおいてビジネスPoCを実施し、ユーザーストーリー及びペルソナ分析を作成し業務要件を整理。マナビDXなど国民へ直接サービスを提供している事業部門と協働し、システム要件を要件定義書として整理。 ○業務革新・業務効率の向上 ・機構の共通業務の可視化・課題抽出・改善検討に業務プロセス改善の標準手法BPM(Business Process Modeling)の継続的適用を機構内に浸透させ、インシデント対応初動ガイド、少額随契処理フローおよび支払い手続きなどを可視化し、業務での活用を促進。 ・ドキュメントファイルやメールを用いて申請する煩雑な業務プロセスに対し、kintoneを用いて11件の業務アプリを開発し、手続きを簡略化。 ・機構内ポータルサイトの刷新と拡充により、職員の業務理解と業務処理の利便性を促進。機構内ポータルへの月平均アクセス数：2,888件（令和6年4月～令和7年3月） —利用者視点で目的及び担当部門ごとに参照できるユーザビリティの高い構成へリニューアル（令和6年9月）。 —リスク管理Gと連携し、インシデント対応初動ガイドなど、職員に周知すべき情報を新ページにて共有。 —人事部と連携し、エンゲージメント向上施策に関する共有ページを新設。 ・年間を通じて継続的に職員からのDXに関するニーズや課題を収集するため、	としつつRAG（Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成）を導入したことにより、文書作成、文書要約や翻訳、情報整理やアイデア抽出などのあらゆる局面における機構業務の時間短縮及び効率向上を果たした点を評価。 ・プロンプトアイデアソンの開催を通じて、ある職員の成果を別の職員が利用することに対する評価環境を構築し、また役職員同士が相互に讃え合うことの価値を体感させ、機構における縦割りの排除につながり、マインドセットレベルから業務効率の底上げにつなげた点を評価。 ○業務革新・業務効率の向上 ・ボトルネック業務に係る業務フロー作成やkintoneアプリ作成、チャット空間におけるコミュニティ形成等の職員に寄り添った施策を断続的に実行し、業務効率を低下させる要因を絶えず除去し続けた点を評価。	
--	--	--	--

	チャット型プラットフォームの「助け合い広場」（投稿数35件、返信143件）を運営。 ・職員が煩雑な利用申請を省略して迅速にSaaSの利用を開始できるよう、動作検証・安全性検証及び利用ガイドを定めた「標準SaaS」の既存12サービスに動画エディター及びBIツールを追加して職員へ展開。 ・SaaS利活用を進めるため、Microsoft 365 E5を調達。職員から要望があったSaaSを「標準SaaS」に追加するほか、令和7年度以降のメール環境移行を目標としてExchange Onlineへの移行を進めるため構築作業を調達。 ・耐障害性や可用性の向上を目的としてデータセンター環境を調達し、環境を構築。次年度以降に各種サーバを移行することを予定。 ○データに基づく迅速な経営判断の実現 ・【再掲】職員のニーズを踏まえたデータの利活用および管理効率化の推進を目的にDMO（Data Management Office）を組成。機構内の業務データのデータベース化23件（DX推進指標、DX意識調査結果、セキュリティ管理規程の申請状況他）。全機構の共通マスタの作成などに取り組み、3件のデータモデル、1件のマスタデータを設計。 ・各種業務におけるデータの利活用及び管理の効率化のためのkintoneアプリを構築および展開。データカタログ 1件、予実管理ダッシュボード 5件、IPA-DXダッシュボード 1件、情報セキュリティ管理ダッシュボード 3件、職員情報ダッシュボード 1件（令和6年8月以降の約1,000件の人事異動で活用し、異動情報管理を効率化）。 ・全機構横断型の顧客情報共有を目的に機構役職員共通で利用する名刺管理ソフト（Sansan）を機構役職員へ展開。名刺読込累計枚数18,171枚。名刺検索利用数5,512件。 ・【再掲】「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。また、月次の執行実績を正確に把握するために、各部署にて記載する様式を見直す等、継続的な改善を実施。 ○業務の効率化に向けた勤務環境の構築 ・リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を目指し、リモートワークを柔軟に取り入れた新たなワークスタイルの定着を継続的に推進するとともに、審議会議の開催についてもオンラインでの開催を積極的に取り入れつつ、対面参加とのハイブリッド開催を継続運用。また、新たな勤務環境として導入したサテライトオフィスの運用を継続しつつ、来客対応なども含めたオペレーションの再整理や業務担当者間で対応可能とするマニュアル整備など、より機動的かつ効率的に運用可能とする管理体制、手順を整備。 ・産業界や政府関係機関などとの更なる連携強化に向け、霞ヶ関近郊への新拠	・データセンターに機構の情報システムを移設し、耐障害性を高めつつ、費用対効果の高いIT環境を備え、業務継続性を向上させた点を評価。 ○データに基づく迅速な経営判断の実現 ・データマネジメントに係る組織編制を通じて、機構におけるマスタデータの管理を効率的に行い、将来の情報システム全体最適化とシステム連携に向けたデータやコンテンツの符号化、データの属性や所有者などの情報を整理することをもって、デジタル完結による飛躍的業務効率向上のための橋頭保を築いた点を評価。 ・【再掲】予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と継続的な改善により、執行促進を図るなどの役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断に貢献したこと、及び機動的・戦略的な運営費交付金の配分に貢献したことを高く評価。 ○業務の効率化に向けた勤務環境の構築 ・リモートワーク対応の推進、サテライトオフィスの運用などにより、機構全体の業務効率化を進めるための勤務環境の構築と継続的改善がなされていることを評価。 ・新たな事業拡大への対応及び産業界や政府関係機関等との連携強化のため、
--	---	---

	点整備について方針をとりまとめ、その方針を踏まえた形で赤坂（溜池山王）に新たにオフィスビルを選定し、賃貸借契約を締結。令和7年度の新拠点での業務開始に向け、レイアウト工事等の執務環境整備に着手。 ・本部事務所の賃借料に関してビルオーナーとの交渉により、令和6年4月から対前年比で約10%の契約単価の値下げ（年間約6千5百万円の値下げ）を実現。 ・ICTも活用した業務効率化の観点から、法人文書管理システムによる文書管理業務および決裁業務の実施を継続。システムを安定運用するとともに機構のITインフラ移行方針や政府方針も踏まえ次期システムのクラウド化について検討を着手。さらに、クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、機構内の契約案件への適用を企画し、利用者向けマニュアルの整備や契約を所管する複数部門への利用展開を推進し、一部事業への先行的な導入を推進。 ・本部オフィスの全執務室にイントラ無線を配備し、執務室や会議室の場所によらない業務の継続を可能化。 ・端末のセキュリティ対策強化として振る舞い検知型ウイルス対策ソフトを全職員の執務端末に整備。 ・執務用端末について、出張時や通信環境がない場所においてもすべてのソフトウェアを利用できる環境を目指し、端末の仕様について、デジタル庁の仕様を参考に変更し、調達を実施。 ・職員からの執務用端末やIT環境の問合せに運用しているITヘルプデスクについて、IT環境の知見があるオペレーターが対応するよう体制を強化。	困難な固定費の圧縮をしつつ、新拠点の整備を着実に進めている点を高く評価。 ・組織や業務の拡大に伴い増大する文書データにも柔軟に対応しつつ、システムの安定運用を継続し、法人文書管理業務を着実に実施していることを評価。また、電子契約の利用拡大に向けた環境整備を進め、一部事業への先行的な導入等を通じて機構内の各種契約に係る業務効率化に貢献したことを評価。	
--	--	--	--

4. その他参考情報
＜会計検査院指摘を踏まえた取組＞ 令和6年2月の往査にて、機構で調達するVMWare Horizon Clientライセンスが契約ごとに更新日が異なっており、更新日を合わせることで価格面におけるスケールメリットをより得られるのではないかとの指摘。当該ライセンスを一括で調達することによりコストの削減が見込まれることの確認ができたため、令和6年10月より調達時期を揃えて調達。

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項				
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項			
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和6年度行政事業レビューシート 予算事業ⅠD 003893	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

項目別調書No.Ⅲ（総合）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	B
＜主な定量的指標＞ ①地域事業出資業務に係る関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 地域事業出資業務について、令和4年度決算額と比較した令和6年度末の関係会社（地域ソフトウェアセンター）株式評価差額金の増加（130百万円）及び受取配当金などの経常収益（15百万円）の合計145百万円（目標値比145%）を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・一般勘定の自己収入について、中核人材育成プログラム等受講料、ITセキュリティ評価及び認証制度における認証申請手数料、未踏会議における展示料収入、各種書籍販売収入など、352百万円（前年度と同水準）を達成。 ・試験勘定において、ITパスポート試験（iパス）の応募者数309,068人と過去最多となり、受験手数料収入は前年度比で約3.8%増加し23.2億円。12年続けての増収を実現。受験手数料収入全体では前年度比で約8.6%増加し、55.6億円。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約4.7億円減少し、約5.6億円となった。持続的な試験運営のための財務の改善を達成。 ・【再掲】 予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」を運用し、執行促進を図るなど、役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断に貢献。また複数年度の収益化単位の運用により、不用額を約2.1億円に抑制（前中期計画期間平均約10億円／年）、無駄のない予算執行に大きく貢献。	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題とその対応＞ [令和5年度大臣評価での「指摘事項」] ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域SC（ソフトウェアセンター）の経営改善が不可欠であり、次年度においても、地域SCの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域SCの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 (課題、対応状況) ー地域SCに対し、各事業の取組状況や実績に関する報告書を提出依頼するなどの措置を行い、地域SCの経営改状況に応じた指導、支援等の対応を実施。		＜評価に至った理由＞ ・所期の目標を達成しており、B評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域SC（ソフトウェアセンター）の経営改善が不可欠であり、次年度においても、地域SCの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域SCの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。	

	・【再掲】交渉による本部事務所に係る賃借料の大幅な値下げ（年間約6千5百万円）により、極めて困難な固定費削減を実現（令和6年4月）。 （詳細は、各調書の通り。）		<その他事項> —
--	--	--	-------------------------------

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○運営費交付金債務残高の適正化／収益化単位ごとの適正な予算執行管理	○運営費交付金債務残高の適正化／収益化単位ごとの適正な予算執行管理		
○運営費交付金について、計画的な執行がなされたか。	・【再掲】無駄なく、効率的な予算執行の追求、またIPA-DXの推進に貢献するため、以下の取組を新たに実施。 ①「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。また、月次の執行実績を正確に把握するために、各部署にて記載する様式を見直すなど、継続的な改善を実施。 ②第五期中期計画期間から複数年度の収益化単位を全面的に導入しており、継続的に見直しを実施。 ・運営費交付金については、令和6年度政府補正予算も踏まえつつ、弾力的な業務遂行の機会を確保するため、収益化単位別に配分を4回実施。「経営ダッシュボード」や複数年度の収益化単位の運用と合わせて、予期せぬ運営費交付金の不用額の発生抑制に努め、より適正な予算執行を実現。 ・調達案件別に会計手続きの見える化を実行。事業執行部門における会計手続きの進捗把握方法を統一・一覧化し、事業執行部門・財務部門の進捗管理・共有によって、業務停滞・手続き漏れなどの一層のリスク発生抑制に努めた。 ・【再掲】本部事務所の賃借料に関してビルオーナーとの交渉により、令和6年4月から対前年比で約10%の契約単価の値下げ（年間約6千5百万円の値下げ）を実現。 ○決算情報の公表の充実等 ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）等に基づき決算情報・セグメント情報の公開方法の変更に適切に対応。引き続き、セグメント別の決算報告書の作成、事業報告書及び事業等のまとまりごとの予算・決算の概況を記載。また、事業報告書については国民その他の利害関係者により見やすい事業報告書の作成に努めた。	・【再掲】予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と継続的な改善により、執行促進を図るなどの役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断、及び機動的・戦略的な運営費交付金の配分を実現したことを高く評価。 ・【再掲】複数年度の収益化単位により、不用の抑制、柔軟、機動的、無駄のない予算執行を実現したことを高く評価。 ・運営費交付金の執行状況を適時・適切に把握し、予期せぬ運営費交付金の不用額の発生を極力抑制するための仕組みを運用しつつ、運営費交付金の収益化単位別に、適正に予算を配分したことを評価。 ○決算情報の公表の充実等 ・セグメント別の決算報告書の作成、事業報告書及び事業等のまとまりごとの予算・決算の概況を記載し、財務内容等の透明性を継続していることを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○受益者負担の拡充、自己収入策の検討	○受益者負担の拡充、自己収入策の検討		
○適切な受益者負担を求める措置が取られているか。	・経費を勘案し適切な受益者負担の拡充の下、自己収入の確保に努めた。この結果、一般勘定において、中核人材育成プログラム・短期プログラム等各種演習受講料等（326百万円）、ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）における認証申請手数料（21百万円）、未踏会議における展示料収入（165万円）、各種書籍販売収入など（3百万円）、合計352百万円（前年度と同水準）を確保。 ・【再掲】令和6年度においては、令和6年度政府補正予算の成立を踏まえ、個人や組織の学びを促進しデジタル人材を育成することを目的とした機構共通プラットフォームである「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」の要件定義を開始。また、マナビDXのプラットフォーム統合を図るとともに、生涯IDによるデータの収集・分析に基づく各種サービスの検討を行い、自己収入につながるビジネスモデル、収入源の検討を開始。	・産業サイバーセキュリティセンターで実施されている各種プログラムの受講料、ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）における認証申請手数料、書籍販売収入等について、引き続き、経費を勘案し、適切な受益者負担を求め、前年度以上の自己収入を確保したことを高く評価。 ・【再掲】左記の「デジタル人材育成・DX推進プラットフォーム」について、経済産業省と連携し、収益モデル等の具体的な検討を開始した点を高く評価。		
	○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験における事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善	○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験における事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善		
	・試験勘定において、ITパスポート試験（iパス）の年間応募者数が過去最多の309,068人と前年度を上回る結果となり、受験手数料収入が23.2億円と前年度比で約3.8%増加し、12年続けての増収。受験手数料収入全体では前年度比で約8.6%増加し、55.6億円。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約4.7億円減少し約5.6億円となった。持続的な試験運営のための財務の改善を達成。 ・産業界・教育界などに対して、企業訪問、学校ガイダンス参加、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、iパスを始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進。 ・大学・高専機能強化支援事業に選定された59大学のうち、個別訪問などを実施していない57大学に対して、学生のDXの理解やITリテラシーを高めるために役立つ試験としてiパスや、ITの利用者側のセキュリティの試験として情報セキュリティマネジメント試験を案内するためにダイレクトメールを送付。	・試験応募者数の増加により、試験の持続的な運営のために収益を改善したことを評価。 ・令和6年度（春期試験・秋期試験・CBT方式試験の合計）の応募者数は741,884人、前年度比108.6%（58,589人増）と平成15年度以来の70万人超となり、過去20年間で最多。試験の活用の促進と収益の維持を実現した点を高く評価。 ・産業界・教育界などに対して、積極的な広報活動を展開し、応募者増加の取組を精力的に行ったことによって、持続的な運営ができる収益を維持したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①地域事業出資業務に係る関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○地域SCの今後の方向性の明確化を促すような取組になっているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 令和4年度決算額と比較した令和6年度末の関係会社（地域ソフトウェアセンター）株式評価差額金の増加（130百万円）及び受取配当金などの経常収益（15百万円）の合計145百万円（目標値比145%）。 [主な成果等] ○ <u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・地域ソフトウェアセンター（地域SC）の経営状況の把握（決算ヒアリングの実施、中間仮決算の作成・提出依頼、地元自治体との意見交換など）、経営改善を目的とした指導・助言、地域SC全国協議会及び実務担当者研修の開催支援、地域SC間の情報交換を促進。令和6年度においては、各地域SCの経営状況を頻繁に確認するとともに、数社の地域SCが共同で研修受講者を募集し、売り上げを伸ばすことに尽力。 ・関係会社株式評価差額金の増加（130百万円）及び受取配当金など経常収益の増加（15百万円）の合計は145百万円となり年度目標（50百万円）を達成し、この分繰越欠損金を減少（中計期間累計145百万円）。 ・平成30年度まで赤字決算であった（株）システムソリューションセンターとちぎについては、経営状況報告を毎月入手、経営状況を把握。熊本SCが赤字決算となったものの、SC全体では利益増を達成。	○ <u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・左記取組の結果、地域事業出資業務勘定の関係会社株式評価差額金の増加（130百万円）及び受取配当金などの経常収益（15百万円）の合計は145百万円となり年度目標（50百万円）を達成（達成率145%）し、繰越欠損金を減少させたことを高く評価。		

4. その他参考情報

<会計検査院指摘を踏まえた取組>

令和 4 年度決算検査報告において、「地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていた」との記載があったことを受け、過小に表示されていた財務諸表の資本金の額を修正するため、引き続き主務省及び出資元である関係省庁との間で必要の調整を実施。

(予算と決算の差額分析)

○一般勘定（デジタル基盤業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	3,280	3,280	・業務収入の増加は、プログラム普及収入の増によるもの ・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	2	7	
その他収入	—	25	
計	3,283	3,313	
支出			
業務経費	3,420	2,981	・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	3,420	2,981	

○一般勘定（デジタル人材業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	2,666	2,666	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	0	
計	2,666	2,666	
支出			
業務経費	2,736	457	・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	2,736	457	

○一般勘定（サイバーセキュリティ業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	10,220	10,220	・国庫補助金の増加は、前年度より繰越された補助事業の増によるもの
国庫補助金	68	306	・受託収入の増加は、前年度より繰越された受託事業の増によるもの
受託収入	211	613	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
業務収入	4,058	3,992	
その他収入	—	35	
計	14,557	15,166	
支出			
業務経費	14,831	13,254	・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの
受託経費	211	613	
一般管理費	—	—	・受託経費の増加は、一部業務が前年度から繰越となったもの
計	15,042	13,868	

○一般勘定（債務保証業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	・業務収入の減少は、信用保証料の減によるもの
国庫補助金	—	—	・その他収入の減少は、償却債権取立益の減によるもの
受託収入	—	—	
業務収入	1	0	
その他収入	9	7	
計	9	8	
支出			
業務経費	4	0	・業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるもの
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	4	0	

○一般勘定（法人共通業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	3,098	3,098	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	24	
計	3,098	3,122	
支出			
業務経費	—	—	・一般管理費の減少は、主に複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となっ

受託経費	—	—	たもの
一般管理費	3,098	2,544	
計	3,098	2,544	
○一般勘定（合計）（単位：百万円）			
区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	19,264	19,264	・国庫補助金の増加は、前年度より繰越された補助事業の増によるもの
国庫補助金	68	306	・受託収入の増加は、前年度より繰越された受託事業の増によるもの
受託収入	211	613	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
業務収入	4,061	4,000	
その他収入	9	91	
計	23,613	24,275	
支出			
業務経費	20,991	16,692	・受託経費の増加は、前年度から繰越となったもの
受託経費	211	613	・一般管理費の減少は、主に複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となつたもの
一般管理費	3,098	2,544	
計	24,300	19,849	
○試験勘定（情報処理技術者試験業務）（単位：百万円）			
区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	5,837	6,377	
その他収入	4	34	
計	5,841	6,411	
支出			
業務経費	5,486	5,610	・一般管理費の増加は、人件費の増によるもの
受託経費	—	—	
一般管理費	192	287	
計	5,678	5,897	
○事業化勘定（戦略的ソフトウェア開発業務）（単位：百万円）			
区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	

受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	—	
計	—	—	

○地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	5	5	
計	5	5	

(目的積立金等の状況)

○法人全体

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		698	6	—	—	—
目的積立金		—	—	—	—	—
積立金		—	192	—	—	—
	うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等		—	—	—	—	—
運営費交付金債務		4, 669	8, 920	—	—	—
当期の運営費交付金交付額 (a)		13, 517	19, 264	—	—	—
	うち年度末残高 (b)	4, 669	8, 920	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		34. 5%	46. 3%	—	—	—

○一般勘定

(単位：百万円)

	令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
--	-------------------	----------	----------	----------	--------------------

前期中(長)期目標期間繰越積立金		698	6	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	192	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		4,669	8,920	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		13,517	19,264	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	4,669	8,920	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		34.5%	46.3%	-	-	-

○デジタル基盤業務経理

(単位：百万円)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	13	0	-	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	24	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-
運営費交付金債務		3,192	3,279	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		5,592	6,267	-	-
	うち年度末残高 (b)	3,192	3,279	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		57.1%	52.3%	-	-

○デジタル人材業務経理

(単位：百万円)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	-

目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	3	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		76	2, 281	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		455	2, 742	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	76	2, 281	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		16. 8%	83. 2%	-	-	-

○サイバーセキュリティ業務経理

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		670	2	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	86	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		760	2, 066	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		4, 609	11, 001	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	760	2, 066	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		16. 5%	18. 8%	-	-	-

○債務保証業務経理

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	6	-	-	-

	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		-	-	-	-	-
	うち年度末残高（b）	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		-	-	-	-	-

○法人共通業務経理

（単位：百万円）

	令和 5 年度末 （初年度）	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 （最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	15	4	-	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	73	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-
運営費交付金債務		641	1, 295	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		2, 861	3, 924	-	-
	うち年度末残高（b）	641	1, 295	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		22. 4%	33. 0%	-	-

○試験勘定（情報処理技術者試験業務）

（単位：百万円）

	令和 5 年度末 （初年度）	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 （最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-

運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		-	-	-	-	-
	うち年度末残高（b）	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		-	-	-	-	-

○事業化勘定（戦略的ソフトウェア開発業務）

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		-	-	-	-	-
	うち年度末残高（b）	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		-	-	-	-	-

○地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務）

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		-	-	-	-	-

		うち年度末残高 (b)	-	-	-	-	-	
	当期運営費交付金残存率 (b÷a)		-	-	-	-	-	

IV その他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和6年度行政事業レビューシート 予算事業ID 003893

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

項目別調書No.IV（総合）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
		主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価
				評価 B
	＜主な定量的指標＞ ①ウェブ媒体における記事掲載件数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ①ウェブ媒体における記事掲載件数について、4,434件（目標値比177%）を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・インシデント対応、BCP、個人情報の取り扱い、ハラスメント対策について、研修を通じた役職員のリテラシー向上、ルール整備、各種委員会による管理など、ガバナンス維持・強化のための措置を着実に実施。 ・機構のセキュリティ対策として、政府統一基準の大幅改定に基づき、関係規程を抜本的に刷新。 ・機構のブランド力及び認知度向上のため、CEATEC2024における新たな展示（VR（仮想現実）を用いた没入型展示）を実施するとともに、機構のリブランディングに着手。また、機構ウェブサイトのアナリティクス機能を強化し、データ分析を基にした広報活動を展開することで、メディア露出や広報誌・SNSのユーザーが増加。さらに、ウェブサイト改革チームを発足させ、ウェブサイト改革のロードマップを描くとともに、現状分析や先行的な改善・不具合修正に着手。 ・「国内外デジタル化動向を踏まえたデジタルエコシステムのあり方に関する検討会」において産学官の議論を深化し、（一社）日本経済団体連合会の提	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題とその対応＞ —	＜評価に至った理由＞ ・所期の目標を達成しており、B評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ — ＜その他事項＞ —

	言「産業データスペースの構築に向けて」（令和6年10月）の取りまとめに貢献。 ・企業におけるDXの戦略、技術利活用、人材育成等の状況を取りまとめた「DX動向2024」や関連するディスカッションペーパー、またAIやデジタルエコシステム等の国内外における最新動向に係る情報を収集・分析し、発信。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○ウラノス・エコシステム活動の推進	○ウラノス・エコシステム活動の推進		
○デジタルエコシステムの政策に対し専門チームを組成し、検討体制を確保できているか。	・経済産業省は、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的として、ウラノス・エコシステムを推進。DADCは、これまで、アーキテクチャ設計や社会実装・普及支援を実施しており、スマートビルなどの新しいプロジェクトの組成支援、欧州蓄電池規制のサプライチェーン対応としてデータ連携基盤におけるシステム構築の設計などを示すガイドラインの公開の成果を挙げている。ウラノス・エコシステムの中核組織となるべく、基本構想や運営設計などの検討を開始。特に、下記の点を重点項目として捉え、検討体制の構築と検討を推進。 —社会課題解決を目指し、誰もが参加可能かつトラストあるコミュニティの形成、人間の知恵を生かし、ソリューションを創出する場の構築・運営。 —マーケットプレイス、データ流通基盤、データモデル参照などのサービス環境の構築・運用、AI活用を図るサービスの試行・実行、ベストプラクティスの蓄積。 —サービス、データ連携基盤などが信頼できるものであることを証明するための認定・認証を行う仕組み・環境の整備。 —官民のニーズの把握、それに基づく国際戦略の立案・コミュニティへの共有、戦術としての仲間づくり・国際標準化などの実行。	・【再掲】公益DPF認定制度の開始やODS-RAMの公開といった取組により、ウラノス・エコシステムが着実に進展していることを高く評価。また、欧州Catena-XとのMoUに基づき、データスペースの相互運用性のPoCを成功させたことにより、企業の参加障壁を下げるとともに、データ連携の対象拡大など今後の取組につながる結果となったことを高く評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞				
＜その他の指標＞	[主な成果等]				
＜評価の視点＞	○内部統制の充実・強化	○内部統制の充実・強化			
○内部統制の充実・強化を着実に図っているか。	・昨今の社会的なコンプライアンスへの関心の高まりを受け、機構においても法令などの遵守が求められことから全役職員を対象にコンプライアンス研修をオンライン形式にて実施（令和6年度計画、令和7年4月実施）。 ・リスク管理委員会・内部統制委員会を開催（年4回）。インシデント報告に係る対応レベルや行動ガイドを見直し（令和6年9月）、新たにリリースした機構内専用ポータルサイトにて周知。インシデント事案（計65件）をリスク定義別・レベル別に整理することで原因分析、再発防止に向けたモニタリング（見える化）を促進。 ・インシデントが継続的に発生している特定業務について、業務フローを整備。インシデント報告フローとケーススタディを交えた教育研修（令和7年3～4月）の実施。原因分析を実施し、部門横断的なタスクフォースの組成を検討するなど再発防止に向けた組織的な体制を強化。 ・首都直下震災、新型インフルエンザなどに係る事業継続計画（BCP）について継続的な見直しを実施。また、令和6年8月に発生した宮崎県を震源とする地震においては、気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されてこともあり、緊急対応チームを構成するとともに安否確認システムによる被害情報などの収集を行い、事業継続の実効性を確認。 ・個人情報の適正な取り扱いを学ぶための職員向け研修をeラーニング形式にて実施（令和7年2月）するとともに、機構内個人情報保護委員会を令和7年1月に開催し、個人情報の管理業務に係る実績報告などの情報共有を実施。 ・ハラスメント対策として管理職向けにeラーニング形式にてアンガーマネジメント研修を実施（令和6年11月～12月）。また、内部（外部）通報に関しては適切な対応が可能となる組織作りを継続。なお、定期的で開催される役員会等にて、役員から自身と組織を守るためにコンプライアンスの遵守、ハラスメント防止等に関して強いメッセージを発信。 ・ハラスメント事案に対する懲罰審査委員会の開催および審議を通じ、組織として公正かつ厳正な対応を実施。	・左記のとおり、コンプライアンス研修を通じた役職員のリテラシー向上や、インシデントに係る組織ガバナンス強化に係る措置が着実に講じられていることを評価。 ・左記のとおり、BCPに係る平時の見直しと、緊急時の対応が適切に行われている点を評価。 ・左記のとおり、個人情報の取り扱いに係る役職員のリテラシー向上や、組織的な管理が適切に行われていることを評価。 ・左記のとおり、ハラスメント対策に係る役職員リテラシー向上や、組織的な対応が適切に行われていることを評価。			
	○監事監査／内部監査	○監事監査／内部監査			
	【監事監査】	・監事監査及び内部監査の活動における業務の改善点の指摘を通じ、業務改善及び内部統制の充実・強化に寄与した。具体的には、役員会などの審議プロ			
	・監事監査について、令和6年度監事監査計画を策定、実施し、必要に応じて				

	理事長へ報告。 ・役員会などにおける審議・報告に対し、監事からの的確な助言を行うとともに、契約案件については、監事回付において関連書類などのチェックを行うことにより、適正性を確保。 ・内部統制システムの整備及び運用状況については、内部統制委員会・リスク管理委員会などへの出席や直接担当者に対するヒアリングなどによって確認。 ・役員会などにおける審議事項の明確化や予算設定の適正化などに意見を通じて審議そのものの在り方などの整理に寄与。 ・令和6年度において、内部統制上の欠陥が指摘されるような重大な事案は発生していない。 【内部監査】 ・内部監査について、令和6年度内部監査計画を策定し、過年度指摘事項のフォローアップとともに実施。監査結果については、随時、理事長及び監事へ報告するとともに、個別部署への報告・改善指導などフィードバックを行うことで、業務の効率化、適正化を行うことを要請。	セスにおける審議事項と説明事項の区分が明確になっていないことで、決定事項から予算が漏れるなど審議事項が不明確となっていたことなどに対し監事からの助言などを通じて、審議プロセスの適切化、案件説明などの議事録整備、契約に関するマニュアル及び財務関連資料のチェック作業の改善などの業務改善に貢献。このように内部の意思決定プロセスや役員を巻き込んだPDCAサイクルの仕組みが機能していることを評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○機構における情報セキュリティを適正に確保しているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○機構における情報セキュリティの確保 ・「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検などの人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上を促進。（新任者向け情報セキュリティ教育、標的型攻撃メールに関する訓練、情報セキュリティ自己点検、情報セキュリティ確認テストなど） ・外部公開しているウェブサーバなどのシステムについて、脆弱性点検のためのプラットフォーム診断を実施。 ・職員を対象に標的型攻撃メール訓練を実施。 ・SIEM(Security Information and Event Management) によるログ監視環境を継続的に実施。 ・職員端末のセキュリティ監視を可能とするEDR(Endpoint Detection and Response)を運用。外部からの侵入の試みや機密情報の流出などについて、振る舞いを検知できる環境を整備。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の大幅改定（令和5年度版）に基づき、機構の情報セキュリティ関係規程の刷新を令和6年9月に完了。 ―「独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ基本方針」（令和6年4月施行） ―「独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準」（令和6年4月施行） ―運用規程（令和6年4月施行13本） ―実施手順（令和6年4月施行4本、同年7月施行2本、同年10月施行7本） ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）」の一部改定（令和6年7月）に対応し、情報セキュリティ関係規程（「独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準」、運用規程（6本）、実施手順（3本））を改正（令和7年4月施行）。	○機構における情報セキュリティの確保 ・左記の教育・研修の実施（内容・方法の更新を含む）を通じて、機構の情報セキュリティを維持・向上させ、職員の情報セキュリティの意識の醸成に寄与したことを評価。 ・IPA-DXを実現するため、クラウド・バイ・デフォルト原則に沿った積極的なクラウド活用、ゼロトラストセキュリティの教義を取り入れた新たなセキュリティ対策を情報システム基盤に導入し、継続的なセキュリティ対策を実施した点を評価。 ・左記の情報セキュリティ関係規程の抜本的な刷新を完了するとともに、政府統一基準群の令和6年度一部改正にも迅速に対応し、情報セキュリティの確保のための土台を整備したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○海外情報の収集（戦略調査分析）	○海外情報の収集（戦略調査分析）		
○デジタル分野における最新動向に係る調査分析を行い、情報発信、政策提言、機構の経営・事業戦略への企画立案に貢献しているか。	・欧州（欧州委員会、英国などを含む）、アジア、国内のデジタル化、デジタル政策最新動向の定期情報収集・定期報告（月1単位）。米国に関しては、NY共同事務所と連携。 ・データ戦略/デジタル関連規制、AI、デジタルエコシステム事例の情報収集分析（90事例程度）。 ・デジタル動向マップの整備、機構SNSによる定期的情報提供。	・欧米、アジアのほか国内における動向を調査対象に加え、デジタル施策に係る取組進捗や傾向などの比較を可能とした点、また積極的に海外有識者との接点を作り、意見交換や後述の検討会への招聘に繋げた点を評価。 ・左記情報は関連部署での施策実施における意思決定や、外部講演におけるソースとして活用されるだけでなく、特にAI分野の最新の海外政策動向に関する情報は、CEATEC展示やウェブサイト掲載等、外部向けに提供するに至っている点を評価。		
	○デジタルエコシステムに係る有識者検討会の設置・開催	○デジタルエコシステムに係る有識者検討会の設置・開催		
	・本検討会は、産学の有識者、経済産業省・デジタル庁をオブザーバーとして第五期中期計画に掲げられたデジタルエコシステム創出の課題、施策などの議論の場を提供。令和6年7月に開催した第4回検討会ではデジタルエコシステム総論をテーマとし、それまでの開催回から得た知見を総合したデジタルエコシステムそれ自体の構造や要件などにつき、構成員から一定の合意を得た。令和7年度中に中間とりまとめを行い、政策的意思決定、官民におけるデジタルエコシステム創出の取組などに寄与することを想定。 ・昨年度設置した検討会を令和6年4月、7月、11月、令和7年3月の計4回開催。機構ウェブサイト上に概要を公開。 ・海外においてデジタルエコシステムをけん引する中核機関であるFraunhofer（独）、iSPIRT（印）等から有識者を招聘。	・国内外のデジタル産業・政策に関する最新の知見・動向を継続的に収集・分析・提供しつつ年間を通じて開催することにより、産学官の議論を深化させた点、また海外有識者を含めたネットワーク形成にも寄与した点を評価。 ・検討会における議論が（一社）日本経済団体連合会の提言「産業データスペースの構築に向けて」（令和6年10月）の取りまとめに貢献した点を高く評価。		
	○重点事項の定点モニタリング（定点調査機能）	○重点事項の定点モニタリング（定点調査機能）		
	・企業DX動向に関し、DX白書調査を継承したモニタリング調査を（実査含め）実施。モニタリング結果は、「DX動向2024」として令和6年6月に公表。アクセス数（令和6年6月27日～令和7年3月31日）は、webページ 閲覧数67,828件、DL数は本文・データ編と併せ104,199件。 ・なお、次の定点モニタリング調査（DX動向2025）は、令和7年6月目途で公開予定。	・重点施策の一つであるDX推進状況の定点モニタリング調査を実施。企業DXの進展や課題を定量的に可視化し、検討材料の収集ができた点を評価。 ・DX動向2024及び関連セミナー等が閲覧・DLされ、また各種資料・メディアなどで引用されることで、国内全体におけるDXの推進に貢献。		
	○調査分析基盤整備、情報発信（外部ネットワーク形成、情報発信等）	○調査分析基盤整備、情報発信（外部ネットワーク形成、情報発信等）		
	・調査分析ディスカッションペーパー（DP）を発行（3本）、また関係するDPに	・DPを通じたDX動向2024調査結果の一般向け周知や、DP作成を通じた分析結果		

	については経済産業省などと情報共有。閲覧数4,457件。 —DX動向2024 - 日本企業が直面するDXの2つの崖壁と課題（令和6年7月） —DX動向2024 - 深刻化するDXを推進する人材不足と課題（令和6年7月） —DX動向2024 - 中堅企業のDXの取組についての考察（令和6年11月） ・外部講演（4件）、計1,246程度の聴講。 ・経済紙などに寄稿（2件）。 —月刊「素形材」2024年9月号「中小企業におけるデジタル技術導入と活用-DX白書2023-」（令和6年9月） —証券アナリストジャーナル 2025年1月号「DXを推進する人材の最新動向と人材政策」（令和7年1月） ・外部検討会への参画（業界団体等の会議15回程度および経産省の会議4回程度）。 ○定点調査の対象拡大による分析内容の深化 ・日米独3か国（令和6年度において新たに独を追加）を調査対象とし、実査を行う。 ・回答数：計2,578社 日本企業：1,533社（企業回答）（前回2023年度：1,013社から50%増） 米国企業：508社（企業モニター回答）（前回2022年度：386社から32%増） 独企業：537社（企業モニター回答）：新規	を今後の調査設計に活用。 ・国内外の講演などを通じて機構のプレゼンス向上、内外のネットワーク形成に貢献。 ・調査分析活動、有識者検討会の開催により外部有識者ネットワークを強化。 ○定点調査の対象拡大による分析内容の深化 ・日本と比較的産業構造に近い独を新たに調査対象に加えたことにより、比較対象として有効なデータが集まったことを評価。また、回答の回収期間や質問内容の取捨選択など、経済産業省などとも議論し手法を改めたこともあり、国内企業、米国企業ともに昨年度より回答数を増やすことができた点、新規の独企業についても500社以上の回答が得られた点を評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①ウェブ媒体における記事掲載件数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○機構のブランド価値向上及び事業の周知・認知度向上が訴求できているか。 ○情報発信の成果の可視化及びPDCAサイクルが実践できているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 4,434件（目標値比177%） [主な成果等] ○戦略的広報の推進 ①ツールやデータを活用した機構内外への情報発信 ・ウェブサイトの改善活動の一環として、アナリティクス（分析）機能を強化。専門家を採用し、アクセス解析サービス(Google Analytics)の計測設計の見直し、及びダッシュボード作成による実績・効果把握の効率化を実行。 ・報道関係者向けプレスリリース発信及びSNS（Facebook、X）やYouTubeでの情報発信においては、アクセス数や流入元などのデータを基に効果的な発信方法を分析し、新規の発信に反映させるPDCAサイクルを実践。 ・職員エンゲージメント向上を目的に、前年度末に導入した機構内SNSツールの使用を積極的に推進。年間の総投稿数891件、延べコメント数（スタンプ含む）282件と、情報共有の場としての利用が定着。 ②公式ウェブサイトの機能向上 ・国民への重要な情報発信ツールであるウェブサイトの利便性改善及び不具合修正を目的として、コンテンツ管理システム（CMS）に対して97件の改修を実施（新規開発：2件、機能追加：54件、不具合対応：41件）。 ・ウェブサイトのアクセシビリティの改善を行うために、ウェブサイトにおける順守状況の調査(9,000ページ以上)を令和7年3月より開始。 ・長期的な更なるウェブサイトの改善・改革を目指し、次の活動を実施： ―ウェブサイト改革チームの発足 ―ウェブサイト運営に関する各種ルールの策定 ―使いやすさ改善を目的とした試作サイトのリリース（令和6年11月）と改善案検証 ―PDCAサイクルに基づいてウェブサイトを改善するためのABテストツールの導入と、部門運営サイトにおけるABテストの利用開始 ③各種広報チャネルを通じた効果的情報発信 ・新規事業の追加や人員の増加など、機構が急激な変化を遂げている現状を踏まえ、実体に即した機構ブランドの再定義及び情報発信を行う必要性から、	○戦略的広報の推進 ・ウェブサイトのアナリティクス機能を強化すると共に、プレスリリース配信・効果測定ツールやSNSアクセス分析ツールを通じてデータ分析を基にした広報活動を様々な工夫を施しながら立案・実施してリーチを広げた結果、ウェブ媒体における記事掲載件数が4,434件（目標値比177%）となり、広報における重要な指標であるメディア露出や、広報誌・SNSのユーザー増において、大きく貢献したことを高く評価。 ・ウェブサイトに関しては、ウェブサイト改革チームを発足させ、長期的なウェブサイト改革のロードマップを描くとともに、試作サイトのリリースやABテストツールの導入など、将来の大規模改革を見越した現状分析や環境整備活動を実行したことを評価。加えて、長期的な視野を持ちつつ、現時点で対応可能な改善・不具合修正に着手し、56件の新規開発又は機能追加を行ったことを高く評価。		

	リブランディング・プロジェクトを立ち上げることを決定、令和7年度からの本格展開に向けた方向性の策定及び調達を実施。 ・機構のブランド価値向上及び事業内容の周知を目的に、CEATEC2024〔主催者：（一社）電子情報技術産業協会）〕に出展（令和6年10月）。従来の機構のイメージを刷新し、かつ、CEATECで初めて機構を知る方々に興味を持ってもらえるよう没入型の展示施設を提供。ゴーグル型デバイスを装着して未来の生活をVR（仮想現実）で体験しつつ、それら生活を支える機構の活動（AISI、ウラノス・エコシステム、デジタルライフライン、未踏事業など）への認知・理解向上を主眼とした展示。4日間の体験枠は満席、最先端の展示としてメディアやSNSも注目（Webメディア5件、テレビ取材1件）。75名の参加者のアンケートでは「興味や理解が深まった」と96％が回答。66％が「もっと知りたい」、26％が「ビジネス連携したい」と回答するなど、機構の取組への興味・理解・関心の促進に貢献。また、イベント特設ページ（LP）への総アクセス数は6,273件（前年度比60％増）となったのに加えて、アクセスにおける新規ユーザーの割合は60％（前年度20％）と、新たなユーザーの獲得に貢献。 ・広報誌「IPA NEWS」は令和6年度より冊子郵送を廃止し、PDFとすべてのコンテンツをHTML化した完全なデジタルメディアへの切り替えを実施。この結果、1号あたりのPDFダウンロード数平均は6,317件と前年度比23％の増加。 ・令和6年4月からメール配信システムと問合せ受け付けシステムを刷新。送信業務の効率化及び品質向上を実現。5種類のメールニュース（公募、入札、セキュリティ対策、イベント・セミナー、情報処理技術者試験）においてタイムリーな情報発信を行ったことに加え、冊子との併用であった広報誌「IPA NEWS」をデータのための提供に完全移行したことを受けて、メールニュースとして配信を実施。全メールニュースの合計配信回数303回、配信総数7,311,481通。延べ登録者数は156,246件（前年度比15％増）。 ・SNSではX、Facebook、YouTubeを通じてプレスリリース、イベント情報、お知らせ、コンテンツをタイムリーに発信。Xで6,879件、Facebookで168件、YouTubeで2,854件の新規登録者数を獲得。加えて、SNS投稿管理体制の見直しとツールの整備（kintone導入）を通じて、ガバナンス強化と運用効率化を実施。Xで表示回数が多かった投稿は以下。 —令和6年6月12日「令和6年度秋期試験の実施概要を公表」：インプレッション数903,489回。 —令和6年10月15日「Windows10のサポート終了のお知らせ」：インプレッション数368,555回 —令和6年6月3日「2023年度『未踏IT人材発掘・育成事業』のスーパークリエイター25名を公表」：インプレッション数302,505回 ・機構内での組織のビジョン・戦略の共有や職員エンゲージメント（一体感）醸成の取組として、年度初めの令和6年4月に機構内「キックオフ」イベントを実施し、役職員457名が参加。イベント内容についてのアンケートでは満足度4.59（5点満点）であり、機構の方針・戦略や経営層の熱意、他部署の事	・機構のブランド力及び認知度向上のため、これまでにない形態での展示を行ったCEATEC2024において、メディアやSNSで話題を呼ぶなど、参加者の関心度向上及び新規ユーザーの獲得に貢献したことを高く評価。	
--	---	--	--

		業内容について理解が進んだという声が多い。		
--	--	-----------------------	--	--

4. その他参考情報
なし

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
I-1-(1)-①	Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 1. Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety5.0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化 ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計 ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進 ・国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備 ・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety5.0のうち55領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力	Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ①サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety5.0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化する。 ②ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計する。 ③設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進する。 ④国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備する。 ⑤第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety5.0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力する。	Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標達成のためにとるべき措置 1. Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 【令和6年度における重要な取組】 ① 我が国の社会課題の解決や産業競争力を高めるため、政府や産業界からの要請・ニーズやこれまでの活動の成果を踏まえ、設計したアーキテクチャの社会実装に係る支援として、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベスト、サプライチェーンにおけるデータ連携の蓄電池に次ぐ領域の検討に重点的に取り組む。 また、経済産業省と連携して、ウラノス・エコシステムを活動の中核に位置付け、海外データスペース等との相互接続を含むグローバル戦略の強化を検討する。 さらに、効果的なアーキテクチャ設計や高度人材の育成を目的として、専門性の高い外部機関との連携を通じ、引き続きアーキテクチャ設計に関する方法論の確立や設計・社会実装支援の場を提供する。 ② 政府のAI戦略やデータ戦略の方針を踏まえ、引き続きデータの整備、流通、利活用に関する基盤の整備、ソフトウェアエンジニアリングの高度化を行うとともに、特にAI利活用や安全性確保の取組を強化する。 また、政府のDX推進方針を踏まえ、DXの普及啓発を実施する。そして、デジタルの「2025年の崖」の先の中長期戦略を経済産業省とともに策定・推進する。 さらに、「スタートアップ育成5カ年計画」の方針及び目標の達成のため、引き続き未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向けた取組を行うとともに、特に二期制の導入に向けた検討を加速する。 (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ①人流・物流に関する5領域における社会実装に向けた成果物としてのアーキテクチャ記述、技術仕様等の整備及びその社会実装を促進するための基盤整備及び普及活動を実施する。(略) ②組織、人材及びシステムのエコシステム形成を促進するため、場や方法論等の提供を通じ、コミュニティ等による検討の推進を支援する。また、海外データスペース等との相互運用性確保、技術仕様、OSS等の情報発信等に取り組む。また、経済産業省と

			連携し、公益デジタルプラットフォーム事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用を実施する。 ③社会・産業システムに係るアーキテクチャ設計の取組を加速・高度化し、産学官におけるネットワーク構築によりその取組の効用を高めていくため、外部機関等とも連携しつつ、各領域に共通して求められる安全性・信頼性設計の観点、関連法規及びガバナンス等の観点並びにアーキテクティング手法の観点からの調査研究を通じ、高度アーキテクチャ設計人材の輩出とアーキテクチャ設計ツールの開発の在り方を含めたアーキテクティング方法論の深化を図るとともに、これらの取組への適用及びフィードバックを行う。 ④重要情報を扱うシステムの構築・調達・運用時に、自律性と利便性を両立したシステム要求仕様を策定できるよう支援するためのガイドの普及、改訂等を行う。 ⑤共通プラットフォームとしての水道情報活用システムの利用を促進するため、ガイドブックや事例集等を用いて普及展開を行うとともに、参画企業を増やすための取組として技術的観点からの企画、助言等を行う。
<u>I-1-(1)-②</u>	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ⑥デジタル社会の基盤となるソフトウェアを効率的かつ品質良く構築するための開発手法を抜本的に改革し、OSSの活用を促進する。 ⑦我が国の基幹産業を支えるソフトウェア産業・技術動向等を調査する。 ⑧データスペースの推進に向けた取組としてプラットフォームの構築等を行うとともに、ガイドの作成・普及を実施する。また、データ標準のための語彙体系の改修を進め、機構が保有するデジタルコンテンツの蓄積及び永続的管理のためのコンテンツの知識化を実現する。

<u>I-1-(2-1)</u>	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ・デジタル技術の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出した人材の発掘・育成及び突出した人材が持つイノベティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材を育成	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ①我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出したデジタル人材が持つ高度かつイノベティブな技術シードを更に磨き上げ、産業界をけん引し、また強力にリードしていくような新たな社会価値創出やビジネスを目指す人材を発掘・育成する。また、デジタル技術の活用によるイノベーションの創出を行うことのできる独創的なアイデアと技術等を有する突出したデジタル人材及び技術 (AI・量子コンピューティング等) の開発者・使い手を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで発掘・育成する。	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 (2-1) 突出した人材の発掘・育成と社会価値創出の促進 ①ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術等を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。 ②革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言が行われる「未踏アドバンスト事業」を実施する。 ③次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言が行われる「未踏ターゲット事業」を実施する。 ④未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向け、今後のプロモーション活動の施策や戦略的な広報体制の構築を検討、実施する。また、規模拡大に向けた体制強化等を検討、実施する。 ⑤未踏事業の目的が損なわれない自己収入策を検討する。
<u>I-1-(2-2)</u>	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ・突出した人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ②突出した人材が相互に、また産業界とのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、突出した人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。	(2) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 (2-2) 突出した人材の人的ネットワーク活性化促進 外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業成果等のウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。また、各地域で活躍する未踏事業修了生等に活躍の機会増加及び連携が出来るよう施策を検討、実施する。
<u>I-1-(3)</u>	(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ・民間におけるデジタル技術を活用したDXの促進を通じた競争力の強化に向けて、DX認定・DX銘柄等の効率化・整理、主体的な実施・運営を通じた企業のDXの促進及び情報の集約・政策へ反映 ・DX認定制度の認定件数を拡大 ・効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データによる分析による情報提供等を通じた申請を促進	(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ①民間におけるデジタル技術を活用したDXの促進を通じた競争力の強化に向けて、経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度 (DX認定制度) の認定に関する事務を着実にを行い認定件数を拡大するとともに、DXに取り組む企業をデジタルトランスフォーメーション銘柄 (DX銘柄) として選定することなど制度を通じて企業のDXの促進及び情報の集約・政策へ反映する。また、これらの事務について、効率化・整理、主体的な実施・運営に取り組む。 ②効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データによる分析による情報提供等を通じた申請を促進するとともに、経済産業省が策定した「DX推進指標」の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。	(3) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ①DX認定制度について、審査業務のほか、申請受付や問合せ対応等の制度運営に係る事務においても、システムの運用等を含め、着実に実施するとともに、認定件数の拡大に対応できる審査の枠組みについて、改善の取組を行う。 ②DX銘柄の選定に係る事務を実施する他、発表会の運営等を行う。 ③DX推進指標の運用を行い、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。併せて、他の施策との連携のほか、先行企業の事例公開等による普及活動を実施する。

<u>I-1-(4)</u>		(4) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進 ①日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、コミュニティの形成を支援し、ネットワーク化を促進する。また、地域横断での共通的課題に対する協働を促進する。 ②各地域のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報を一体的に提供する。また、機構事業に対する地域からの積極的参加を呼びかける。 ③各地域におけるDXによる課題解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報を収集整理し、各地域のコミュニティや中核組織に対し発信するとともに、意見を交換する双方向コミュニケーションを促進する。	(4) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進 ①日本全国に亘ってサイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のネットワークも活かしながら、人材育成の視点も加え、地域横断での共通的課題に対する協働等を促進するための方策を検討し、必要な支援を実施していく。 ②各地域における「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」等のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報の一体的提供や、機構事業に対する参加呼びかけを行うとともに、各地域の共通課題等に係る情報収集を行う。
<u>I-1-(5)</u>			(5) AI セーフティ、デジタル分野の標準策定等に係る新たな取組 ①AIセーフティ・インスティテュート事務局の体制を整備するとともに、信頼できるAIの開発、提供、利用を推進していくため、安全性確保に係る調査及び基準の作成、AIの利活用を促進するための情報収集、コンテンツの作成等を検討、実施する。 ②「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」（令和6年3月5日閣議決定）が成立した場合に備え、デジタル分野に係る標準策定機能の追加、機構の執務環境や人員体制の向上などを検討する。

<u>I-2-(1)</u>	2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ・デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援	2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ①デジタル社会への変革に向け、求められる人材や喫緊の課題等の「見える化」を図るために、デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行い、必要に応じてその結果を踏まえたガイドラインを作成する。 ②デジタルスキル標準等について継続的な見直しや事例収集を行い順次発信すると共に、関係省庁や関係機関等と連携しこれらの利用促進を図る。 ③これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「Reスキル講座」）の運用支援を行う。	2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 【令和6年度における重要な取組】 我が国の「人材育成・DX推進エコシステム」の実現に向けて改革チームを立ち上げ、調査・分析に基づく施策立案を行うとともに、デジタルスキル標準（DSS）の見直し、「マナビDX」の刷新、情報処理技術者試験の運営改善、デジタル人材関連施策の普及・広報活動を改革施策につなげ、「人材育成・DX推進プラットフォーム」の構築に着手する。 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ①企業・組織及びデジタル人材の変革に向けて、「人材育成・DX推進エコシステム」の在り方及びデジタル人材に関する調査分析を行う。また、従来のIT企業／事業会社、IT部門／DX推進部門といった枠組みを超えて、共通テーマ（デジタル人材の定義、育成プログラム、実践の場、DX推進策等）を議論し共有する場として各種コミュニティを企画し、施策案の検討、実施事例の共有、関係団体と連携した普及・促進活動を行う。 ②DSSについて、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、生成AI等を踏まえた改訂、周知・普及活動によるリスキリングの促進等を実施し、継続的な見直しプロセスを構築していく。また、引き続き“学び直し”の指針であるITSS+について、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、適宜改訂を含む対応及び周知・普及活動を行う。 ③経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「Reスキル講座」）の拡充に向けた施策の企画及び運用に対する支援を行う。
<u>I-2-(2)</u>	（2）デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じデジタル人材育成推進 ・デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示やデジタルスキル標準との紐づきの審査を実施	（2）デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じデジタル人材育成推進 ①民間事業者や大学等が提供するデジタル人材育成に資する教育コンテンツを一元的に提示する「マナビDX」の改善、着実な運営及び関係省庁や関係機関等と連携した利用促進活動を通じ、ビジネスパーソンのデジタルリテラシーの向上及びデジタル推進人材の育成・確保を推進する。また、「マナビDX」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。	（2）デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じデジタル人材育成推進 「マナビDX」の運営を着実に実施し、デジタル人材・組織プラットフォームとしての「シン・マナビDX」を構築するとともに、「人材育成・DX推進プラットフォーム」に向けての必要な機能拡充を検討する。また、DSSや情報処理技術者試験と連携した教育コンテンツなどの充実化を図るほか、関係省庁や関係機関等と連携した普及・促進活動を行う。さらに、「マナビDX」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。

<u>I-2-(3-1) (3-2)</u>	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ①情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシー、デジタル人材のさらなる需要拡大を踏まえて、着実に実施するとともに、合格証書等のデジタル化や高度試験等の見直しについて検討を行う。また、大学、高等専門学校、高等学校などに対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。 ②情報処理安全確保支援士に係る登録（更新を含む）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む）の事務を着実に実施する。	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 (3-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等 ①令和6年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)並びにCBT方式によるiパス（ITパスポート試験（随時））、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験（随時）について、着実に実施する。その際、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえて、試験問題を作成する。また、試験WG等の議論を踏まえ、情報処理技術者試験の制度や運営方法の抜本的な見直し方針を策定する。 ②産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する試験の周知を図るなど、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。 (3-2) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進 ①情報処理安全確保支援士に係る登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習（特定講習）に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。 ②登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、一般社団法人情報処理安全確保支援士会等の関連団体との協働によるセミナー開催やポータルサイトでの情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。
<u>I-2-(3-3)</u>	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ③国際的なデジタル人材の育成と活躍促進に資するべく、情報処理技術者試験についてのアジア各国との相互認証とアジア共通統一試験の実施及び普及を促進する。	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 (3-3) 情報処理技術者試験のアジア展開 情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及びその相互認証に基づくアジア共通統一試験（ITPEC試験）については、国際的にデジタル人材の拡充策の重要性が増す中、出題構成等の変更に対応しながら、着実に試験を実施する。また、ITPEC試験運用システムの更新について、各国での移行まで含めて完了させる。
<u>I-3-(1-1)</u>	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 ・サイバー空間の脅威情勢の把握と、重大なサイバー攻撃等の未然防止・被害拡大防止に資する情報集約、安心相談窓口の運営、分析・脅威評価、情報共有体制の構築、初動対応支援	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 a. 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。 b. 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。	【令和6年度における重要な取組】 ①我が国の国民、産業界及び政府機関等のニーズに即応できるよう、令和6年度においては、サイバー状況把握及び事案対処能力の強化、設計段階から脆弱性を低減させるためのセキュリティバイデザイン実現のためのセキュリティ・アーキテクチャの強化、及び「誰も取り残さないサイバーセキュリティ」の実現を目指す一般ユーザ・中小企業への対策支援の強化を行う。 ②実践的な演習を提供することで社会インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ人材の育成を行い、海外機関との連携強化を図るとともに、特に、高圧ガス保安法等に基づくインシデントの原因究明調査の体制整備、教育等を行い、経済産業省の要請に基づく調査に対応する。 （１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 （１－１）我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 ①深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。（略） ②国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。（略）
<u>I-3-(1-2)</u>	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ②経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 ・重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明機能 ・重要インフラ等の制御システムのリスクアセスメント支援 ・重要サプライチェーンを担う中小企業のセキュリティ対策 等	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ②経済安保上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 a. 高圧ガス保安法等の改正による業務追加をはじめとする重要インフラの保安に係るインシデント発生時におけるサイバーセキュリティの観点からの原因究明調査について、体制を確立し着実に運用するとともに、そこから得られる知見の産業界への共有を図る。 b. 社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、サイバーセキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。 c. 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 （１－２）経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 ①高圧ガス保安法等に基づく保安に係るインシデントの原因究明調査について、引き続き体制（人員、教育等）を構築するとともに、経済産業省の要請に基づいて実施する。 ②制御システムの安全性・信頼性検証事業（略） ③我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。（略） ④重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。

		d. 重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。	（略）
<u>I-3-(1-3)</u>	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ③政府機関等のセキュリティ対策の支援 ・政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視 ・サイバーセキュリティ戦略本部や政府機関からの委託に基づく独立行政法人等や政府プロジェクトの情報セキュリティの監査 ・政府情報システムの調達に係るセキュリティ評価制度（ISMAP）や政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ③政府機関等のセキュリティ対策の支援 a. 政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。 b. サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。また、デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。 c. 制度所管官庁からの指示等に基づき、クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度の運営・審査業務、情報発信を遅滞なく着実に実施するとともに、クラウドサービスを取り巻く最新の技術・海外動向、要望把握を継続的に行い、制度運営や審査効率化等の改善を制度所管官庁とともに行う。 d. 政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、必要な情報提供等の取組を行う。	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 （１－３）政府機関等のセキュリティ対策の支援 ①政府機関の要請に基づく独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。また、内閣サイバーセキュリティセンターの監督の下、複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対応するため、最新の技術を用いて監視・分析等の機能強化を図る。 ②サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。また、デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。（略） ③クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度（ISMAP-LIUを含む）の運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、クラウドサービスの安全性評価の枠組みや管理基準等について、最新の技術的動向や海外動向の調査を行う。さらに、制度所管省庁とともに、制度運営や審査効率化等の改善についての検討を行う。（略） ④政府調達における「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法を促すために、最新の状況に合わせた「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（調達要件リスト）」の改訂をはじめとする、必要な情報提供等を行う。（略）
<u>I-3-(1-4)</u>	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ○国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化） a. 政府関係機関として国際関係の維持・強化に向けて、サイバーセキュリティに関する欧米等の関係機関とのネットワーク強化を行う。また、国際演習等を通じたインド太平洋地域のキャパビル支援を行う。 b. 国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行うセキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 （１－４）国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化） ①海外の人材育成を行う機関における施策等について調査を行い、産業サイバーセキュリティセンターが連携強化すべき海外主要機関を見定めていくとともに、当センターの活動について海外への情報発信に取り組む。 ②経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。 ③国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行うセキュリ

			ティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。
<u>I-3-(2-1)</u>	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進（情報処理安全確保支援士等の専門家の積極活用）、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運営、自治体や経済団体等との連携拡大等 ・企業や国民一般におけるサイバーセキュリティ対策の普及啓発に向けた取組	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 a. 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。 b. 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。 c. 機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化を図る。	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 (2-1) 中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 ①中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。（略） ②広く企業及び国民一般にサイバーセキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。（略） ③機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化を図る。（略）
<u>I-3-(2-2)</u>	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ・脆弱性対策の適切な実施によるサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進（「脆弱性関連情報届出受付制度」に基づく脆弱性関連情報の迅速な提供及びその活用の推進、組込み機器等の脆弱性対策、脆弱性情報や攻撃被害情報の収集分析提供等） ・サイバー空間を巡る技術・環境変化を的確に捉え、各主体の自主的なセキュリティ対策に資するようなガイドラインの策定や白書等の調査分析業務及び情報提供 等	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供（システムの脆弱性に対する適切な対策の実施） a. 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザーに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。 b. 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。（調査分析情報の提供） a. サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うことで、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 (2-2) 自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザーに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。（略） ②最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。（略） ③サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うとともに、ガイドラインや支援ツールの普及啓発を図り、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。（略）

		b. 企業や組織のサイバーセキュリティ対策への取組を促進させる為、政策当局及び業界団体等と連携して、サイバーセキュリティ経営ガイドラインにおいてセキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法及びプラクティス集を作成し、その普及を行う。	
<u>I-3-(3-1)</u>	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 ・制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 a. 制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する中核人材を育成する。中核人材を中心に、専門家、企業によるネットワークを構築し、サイバーセキュリティリスクに対応する組織・システム・技術を生み出していく。 b. 社会インフラ・産業基盤のうち、医療、鉄道をはじめサイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野に関して、中核人材育成プログラムや短期プログラムなどによる人材育成を強化できないか検討を行う。	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 （３－１）社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 ①社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、制御技術（OT）及びITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するため、中核人材育成プログラム及び短期プログラムを提供する。 ②ITシステムからOTシステムまでを想定した模擬システム等を中心に、安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習プログラムのための実践的な演習環境を提供する。併せて、円滑な演習のための最先端の設備を維持するとともに、模擬システム等の拡充を行う。 ③サイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野として、船舶、石油・化学、ガス、自動車・自動車部品、防衛産業など、人材育成プログラムへのプロモーション活動とともに対策について情報発信を行う。 ④中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会」に受講者の参画を促し、活動が円滑に推進するよう支援する。大規模イベントを通じて中核人材育成プログラムの受講者及び修了者の成果や取組を広く社会に公表するとともに、日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出する。 ⑤情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。
<u>I-3-(3-2)</u>	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ）	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ） a. サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成を行う。また、事業に参加した人材が、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などと有機的な繋がりを持てるよう、本育成活動への参画を促していく。	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 （３－２）若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成 ①学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプ、小中学生を対象としたセキュリティ・ジュニアキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・ミニキャンプ（地方大会）を開催する。 ②セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ、セキュリティ・ジュニアキャンプ及びセキュリティ・ミニキャンプ（地方大会）において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続

			的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会の開催・修了生の組織化への取組等（セキュリティ・キャンプフォーラムの実施を含む）を行い、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などとの有機的な繋がりを通じ、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。
<u>I-3-(3-3)</u>	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ③IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 ・「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施等、IT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組の実施 ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の動向調査及びガイドライン等による情報提供、暗号技術検討会等（CRYPTREC）の事務局業務の実施	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ③IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 a. 国産IT機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、国際標準に基づく「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。並行して今後の認証制度の在り方について見直しを含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な対応を行う。 b. CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、同リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査を行う。また、これとも連携し、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。	（３）人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 （３－３）IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 ①IT機器等のセキュリティの信頼性確保に向け、CCRAによる監査（VPA）受検や認証業務効率化を通じ、「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）」及び「暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP）」の効率的な認証業務を推進する。また、国策レベル案件でのJISEC認証の活用要望に対する体制の在り方について関係機関とともに検討を行い、その結論に基づき、必要な対応を取る。また、「適合性ラベリング制度（仮称）」を新規に創設し、スキームオーナーとして制度運営・適合性評価・ラベル発行業務を行う。また、欧米との相互承認に向けた議論を開始する。 ②CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
Ⅱ-1-(1)-①	Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項 1．機動的・効率的な組織及び人材確保等 （1）政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1．機動的・効率的な組織及び人材確保等 （1）機動的・効率的な組織・業務の運営 ①機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。 ②組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論及び調整を行い、政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。 ③機構の業務を機動的・効率的に運営するため、機構が行う各事業、これに必要となる情報システムの構築・取得、人材の確保の進捗管理を行うための計画を策定し、これらの事業計画等に基づいた運営を実施する。また、調達プロセスについては、現行の運用の課題を包括的に洗い出すとともに、必要な見直しを行うなど、迅速な意思決定が行われるよう継続的な改善を行う。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 【令和6年度における重要な取組】 機構の人材強化を最優先としつつ、政府方針等を踏まえ、人員・予算等を最適化するとともに、持続可能な体制を目指した組織ガバナンスの仕組みを充実させる。 また、各業務に応じた複線型キャリアパス等の人事制度の検討や外部リソースの活用を含む人事業務の見直し、効果的かつ効率的な予算執行のため新財務会計システムの本格導入を実施する。 さらに、業務の高度化に向けて機構内のAI・データの利活用を促進するとともに、災害やセキュリティインシデントに対して強靱なIT基盤の整備を進める等、ITガバナンスの向上を図る。 1．機動的・効率的な組織及び人材確保等 （1）機動的・効率的な組織・業務の運営 ①第五期中期目標期間において、機構のミッションを有効かつ効果的に果たすため、理事長等のリーダーシップの下、機構の各事業について、業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。 業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始、組織体制の変更も検討する。 ②事業の実施に際しては、令和6年度計画における各目標の達成や各措置の適切な実施を常に意識して業務を遂行する。上期終了時点などにおいて、各措置の進捗状況や課題（前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等を含む）の把握、方針の検討、必要な対応を行う等のPDCAを実施する。 ③機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者で構成される戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。 また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行い、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。 ④機構の業務を機動的・効率的に運営するため、令和6年度計画に基づき実施する事業に関する計画（事業計画）、令和6年度に実施する情報システムの整備に関する計画（情報システム全

			体計画）及び人材確保に関する計画（人事計画）を策定し、これらの計画に基づいた事業等が適切に実施されているかなど進捗状況を定期的に確認し、改善につなげていく。 また、調達プロセスについては、財務課題に関する検討会等の場を活用して、国や他の独立行政法人のベストプラクティス、機構内の業務実態や改善ニーズに関する調査から得られた結果を踏まえ、効率的な業務執行のために必要な措置について、例えば、目標値の設定や施策の構築等を念頭に、包括的に議論を行い、マニュアル類の修正や職員研修等を含めて、随時に見直しを図ることで、継続的な改善活動を推進する。
<u>Ⅱ-1-(1)-②</u>	（２）組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営・審議プロセスの最適化・効率化に向けた継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行い、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。	（１）機動的・効率的な組織・業務の運営 ④DXを推進するための業務運営の仕組みや体制を整備するとともに、機構全体として自らのDXを継続的に推進する仕組みを構築することで、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。	（１）機動的・効率的な組織・業務の運営 ⑤機構のDXに関する取組を組織横断的にけん引・支援する組織体制の構築等の施策を通じ、令和6年度においては、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア2.2を目指す。（略）
<u>Ⅱ-1-(2)</u>	（３）IPAに期待される役割の拡大に対応するため、人材が離職しない職場づくりを行うとともに、新規及び中途採用を強化し、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、プロパー職員として適格な人材を一定数確保していく。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換するとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す人事制度・人員体制への見直しを行う。 （４）プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、官公庁や民間企業への出向や海外・国内の研修機会を拡大する等、視野の拡大を図るなど、キャリアパスモデルの見える化を行う。 （５）職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、業績／能力評価制度を改め、タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の可視化等、人事関連制度の見直しを行う。 （６）専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	（２）人材確保等 ①IT施策の専門機関・実施機関として機構に期待される役割の拡大に対応するため、引き続き組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、新規及び中途採用を含め質の高い人材の量的確保を図るとともに、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図る。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換していくとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す。 ②外部の優秀な人材・内部の職員を惹きつけるために、民間企業や先進例を踏まえた労働環境面や処遇等制度面の見直しにより、職場の魅力度を向上させる。また、機構に求められる業務を効率的に遂行するために必要な執務環境の整備を図る。 ③機構に期待される役割を果たすため、プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、キャリアパスの見える化を行い、これにそって職員が必要な知識・スキルを学べる機会を提供するとともに、官公庁や民間企業への出向や国内・海外の研修機会の拡大により、視野の拡大を図るなど、人材開発制度の充実や継続的な改善を図る。 ④機構に求められる改革を実施するとともに、職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめとした業績／能力評価制度の見直し、	（２）人材確保等 ①組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、期待する役割等に応じた適切な属性（プロパー・嘱託・出向等）を考慮した上で、質の高い人材の量的確保に向け、民間求人サイトの活用など、より効果的な採用手法の導入や、採用時期の適正化（機動的な採用プロセス、計画的な経験者採用）、都市部に偏らないプロモーション活動など、採用活動の強化を図り、組織全体としての最適効率を目指す。 ②機構の「働き方改革」について、働きやすさを促進するデジタル環境を整備し、デジタルコミュニケーションツール等の選定及びサテライトオフィスにおける実地検証を実施する。 ③複線型キャリアパスに基づく職種の構築・導入に向け、他組織の事例も参考にしつつ、給与体系を含む制度設計を実施し、移行措置も講じたうえで令和7年度に新制度を導入する。 また、職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。職員の幅広い知見の蓄積を目的とした1hセミナーの開催機会拡大、キャリアパスに応じた知識・スキルを手軽に学習できるリススキルライブラリ研修の本格導入、デジタルリテラシー研修（iパス等受験料補助）の拡大検討など、研修制度の充実を図るとともに、研修の受講履歴をタレントマネジメントシステムで管理し、履歴情報を研修の企画等に活用する。

		タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の基盤整備、可視化等の人事関連制度の見直しを行う。 ⑤専門性、特殊性の高い業務に対応するため、市場競争の中でも優秀な人材を確保できるための処遇を含む人事制度全体の見直しを図る。なお、給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当を含め役職員給与のあり方について検証した上で、適正化するとともに、検証結果や取組状況を公表する。 ⑥官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	④タレントマネジメントシステムを継続活用し、職員の保有スキルや業務経験等の人材情報基盤の整備、可視化を図るとともに、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置・育成等に取り組む。また、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめ、業務内容やチャレンジングな取組、職責等に応じた業績や能力発揮状況が適切に評価できるよう業績／能力評価制度の見直しを行い、その結果に基づく処遇とする。 ⑤機構が行う専門性・特殊性の高い業務を遂行する人材を確保するため、成功報酬型人材採用サービスの活用を含め、市場競争の中でも優秀な人材を確保できる採用方法・雇用形態・処遇・評価制度等の検討を行い、適宜人事制度の見直しを図り、令和7年度より導入することを目指す。 また、例えば給与事務BPOなど、人事業務・プロセスの見直し・改善を図っていく。 さらに、機構全体の給与水準について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業務に属する民間事業者等との比較等により、業務内容等に応じた適正なものとなっているかの検証を行い、高度人材確保のために特定任期付職員に関する規程等の給与水準を見直すなど、令和7年度に導入する人事制度を検討するとともに、検証結果や取組状況を公表する。 ⑥業務内容の拡大に対応し、出向元組織からの受入れの効率化や採用チャネルの拡大に努め、多様かつ時宜を得た外部人材の確保を図る。
<u>Ⅱ-2</u>	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比1%以上の効率化を行う。
<u>Ⅱ-3</u>	3. 調達の効率化・合理化 （1）（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 （2）企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	3. 調達の効率化・合理化 （1）（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 （2）企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	3. 調達の効率化・合理化 （1）（略）毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札、企画競争及び公募をいう。）により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、

			予算額の考え方等について聞き取り・助言を行う。 結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。 (2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。
Ⅱ-4	4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) (略) 情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(Project Management Office)を支援するためのPMO(Portfolio Management Office)の下、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備するとともに、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理を実施することとし、コスト削減の徹底を図る。(略) (2) IPAの業務運営の効率化・最適化をより一層図るため、IPA業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)の取組等を進め、第五期中期目標期間に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、(略)パブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせ利用する、ハイブリッドクラウド構築を進める。さらに、IPAの提供するサービスを利用する国民の利便性を向上させる(操作性、機能性等の改善を含む。)とともに、政府の政策立案に、より貢献していく観点から、IPA内のデータ利活用の促進に向けた取組(IPA-IDの統合等)を進める。加えて、これらの取組も含め、IPAの事業全体の効率化・最適化を支える事業運営基盤についても常時見直しを行うことで、組織として迅速かつ柔軟な意思決定につなげる。(略) (3) 生産性向上の観点から(略)ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率(ベストミックス)を図り、業務の効率化を推進する。	4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) (略) 情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、PMO(Portfolio Management Office)の管理の下、PJMO(Project Management Office)の実務的な支援、ITに係る投資対効果の精査、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理、並びに効果指標及び目標値の設定・管理等、機構のITガバナンス強化を通じてコスト削減を徹底する。 (2) 従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、機構の情報システムインフラをパブリッククラウドへシフトするとともに、(略)プライベートクラウドを組み合わせ利用する、ハイブリッドクラウドを構築することを通じて、セキュリティを担保した上で、機構のシステム改革及びITコスト削減の徹底を図り、事業継続性を向上させる。また、職員のIT環境刷新による部署横断的なインフラ整備(クラウド作業環境へのシフト、SaaSの積極的な活用、ゼロトラストアーキテクチャーの導入等)を行い、職員の柔軟な働き方を実現するとともに業務の生産性向上を図る。 (3) データ分析を可能とするIT環境を構築するとともに、機構が外部に提供している各種サービスのユーザー登録情報等の統合を図ることにより(「IPA-ID」プロジェクト)、政策効果の向上と顧客データの収集・活用を推進するなど、デジタルを活用した利便性の高い行政サービスの実現及び政策的エビデンス情報の収集を加速させる。 (4) 機構全体の業務プロセスについて、フロー化・マニュアル化により誰にでも理解できるように可視化するとともに、自動化ツールやアプリ開発ツール等を活用し、業務効率化を推進することで、付加価値創出活動へのリソースシフトを進める。 (5) 効果的・効率的な予算執行に向け、管理会計の観点から、より精度の高い予実管理を行うため、財務会計システムの刷新・改修等を行うとともに、人事・給与・会計など各種システ	4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、事業運営方針と情報システム化計画との整合を図り、ITガバナンス整備及びプログラム管理を実施する。(略) (2) 機構の事業継続性向上及び業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、機構が新規事業開始や既存システムのリプレースに当たってクラウド上に早期に情報システムを構築できる環境を目指し、「IPAクラウド」の要件を確定し、令和8年度の正式稼働に向けた設計を開始する。(略) (3) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション(「IPA-DX」)について、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、デジタル技術を活用した施策を実施する。(略) (4) 「IPA-DX」について、内部の業務改革推進の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、職員のニーズを踏まえた上で、デジタル技術を活用した施策を実施する。(略) (5) 効果的かつ効率的な予算執行を図るべく、管理会計の観点から、より精度の高い予実管理を行うとともに、迅速な経営判断の実現に資するITツールの導入を実施する。 (6) DX推進指標に基づき、組織・制度等を含む事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築を実施する。 (7) 令和5年度から進めている「ワークプレイス最適化」に関する調査を実施し、事業に係る拠点機能を整理することで、業務の効率化に向けた勤務環境について検討等を行うとともに、生産性向上のため、サテライトオフィスを運営し、利活用を促進する。 また、ICTも活用した業務効率化の観点から、法人文書について

		ムのデータを連携して経営ダッシュボード等を構築することで、データに基づいた迅速な経営判断を行う。 (6) 上記の機構業務のデジタルトランスフォーメーション（IPA-DX）の取組などを進め、第五期中期目標期間に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。 (7) 生産性向上の観点から、(略) ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を図り、更なる業務効率化を推進する。	は、実態に即した適切な管理に加え、法人文書管理システムの効率的な運営を行う。クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、原則機構内の契約案件への適用を検討し各部門への利用展開をさらに推進することで効果的な業務運営を目指す。その他、機構内ペーパーレス化を促進し、令和6年度中に事業部門の文書についても電子化を進める。 さらに、新しい働き方の確立や業務効率の改善を図るべく、タブレット形式のIT機器を業務で必要とする職員に配布する。 そして、役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。
--	--	---	---

<u>Ⅲ-1</u>	Ⅴ．財務内容の改善に関する事項 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。 （２）（略）運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。 （３）決算情報の公表の充実等、引き続き、IPAの財務内容等の透明性を確保する。	Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。 （２）（略）運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（常に足下の予算執行状況を把握し、仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。）。 （３）決算情報の公表の充実等、引き続き、機構の財務内容の透明性を確保する。	Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行うとともに、事業計画等に基づいて、適切かつ効率的に執行する。 （２）（略）業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、予算執行管理を適切に行う。 なお、足下の予算の執行状況については、事業計画や契約の進捗や実績などを通じて常に把握し、定期的に役員会に報告するとともに、予算と実績の乖離が見込まれる場合には、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。 （３）機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。
<u>Ⅲ-2・3</u>	2．自己収入の確保及び拡大 （１）第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、IPAが運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏OB等からの寄付金の募集等）を検討する。 （２）情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。	2．自己収入の拡大 第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、公的取組には無償で参加しつつ、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏OB等からの寄付金の募集等）を検討する。 3．試験勘定の採算性の確保 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、ITパスポート試験をはじめとする試験の一層の普及活動など、応募者の増加に向けた取組を実施するとともに、高度試験等の見直しを含む運営方法の改善などにより、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善に取り組む。	2．自己収入の拡大 公的取組には無償で参加しつつ、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビDXにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大に向けた検討を行う。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏事業終了生等からの寄付金の募集等）を検討する。 3．試験勘定の採算性の確保 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する試験の周知を図るなどITパスポート試験等の応募者の増加に資する取組を実施するとともに、高度試験等の見直し等による支出削減や業務見直しに努め、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

III-4	3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （1）地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で2億5千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （2）また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。	4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （1）地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で2億5千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （2）以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。 ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合 ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合	4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （1）地域事業出資業務については、令和4年度決算額と比較して、令和6年度末までに関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で1億円以上確保する。 そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会を捉えて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （2）以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。 ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合 ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合
-------	--	--	--

<u>IV-1</u>	VI. その他業務運営に関する重要事項 1. Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 IPAは、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、IPAは、社会（人・組織）から求められる機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、IPAは、IPAを取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「IPAコミュニティ」を形成することで、Society5.0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。 なお、こうしたIPAの目指すべき将来像の実現に向けて、第5期中期目標期間を通じて、IPA自身の今後の在り方や、IPAが担うべき機能・役割等について、IPAは、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「IPAコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。（略）	IX. その他業務運営に関する重要事項 1. Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 （1）機構は、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、機構は、社会（人・組織）から求められる機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、機構は、機構を取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「IPAコミュニティ」を形成することで、Society5.0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。 なお、こうした機構の目指すべき将来像の実現に向けて、第五期中期目標期間を通じて、機構自身の今後の在り方や、機構が担うべき機能・役割等について、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「IPAコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。 （2）上記を機構統一的に推進するため、組織横断的な調整、調査分析、広報などを機構全体として一体的に取りまとめる体制を整備する。	IX. その他業務運営に関する重要事項 1. Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 デジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿であるデジタルエコシステムを実現するためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としてのデジタル基盤を整備し、また、アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進、デジタル人材の育成推進及びサイバーセキュリティの確保に対応する専門的な人材などの集まりである「IPAコミュニティ」を形成していくことが必要であり、これに向けて、機構の各事業を一体的に進めていく。 具体的には、各事業を一体的に実施する組織体制を整備するとともに、役員と各部門長が、機構に求められる機能やサービスの高度化に向けた業務の方向性や業務運営体制等について議論・共有を行い、共通認識をもって一体的に事業を進めていく。これを踏まえ、各事業を更に高度化して取り組むとともに、戦略的な調査・広報の推進などにより機構を取り巻く人・組織をつないでいくことで、デジタルエコシステムの創出に貢献する。
<u>IV-2</u>	2. 内部統制の強化 （1）引き続き、（略）内部統制の推進及び充実を図る。 （2）IPA内に設置した、内部統制委員会、リスク管理委員会、監事監査部・内部監査部により、内部統制の推進及び充実を図り、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される会議体において、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施し、第五期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。	2. 内部統制の充実・強化 （1）引き続き、（略）内部統制の推進及び充実を図る。 （2）中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組を推進するとともに、個々の職員に浸透するよう周知徹底を図る。	2. 内部統制の充実・強化 （1）例年と同様、リスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなど、令和6年度以降の継続的活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、顕在化したリスク発生事象の共有を継続して行うことで職員の意識を高めてリスク軽減に向けた取組を行うとともに、例えば定型的な事業は業務フロー等を整備するなど効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、PDCAサイクルの定着を目指す。 （2）令和5年7月に改正した首都直下震災に係る事業継続計画（BCP）及び新型インフルエンザ等に係る事業継続計画（BCP）について、機構内の周知や訓練、継続的な見直しによって、リスク管理に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。 （3）内部統制活動の一環として、引き続き内部（外部）通報やハラスメント等に係る環境整備を図り、機構内の周知や定期的な教育によって、内部統制に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。 （4）機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和6年度「監事監査計画」に基

			づく監査等を補助する。また、内部監査については、令和6年度「内部監査計画」に基づく業務監査等を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。 その他、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。
<u>IV-3</u>	3. 情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、(略)引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 (2) IPAは、(略)政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。	3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、(略)引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 (2) 機構は、(略)政府方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の規定・改正を実施し、機構自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。	3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。また、機構が保有する個人情報や法人文書に関して、定期的な点検や登録、廃棄などを適切に行う。 (2) 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。また、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定(令和5年度版)に基づき、情報セキュリティ関連規程等の整備を引き続き行う。
<u>IV-4-(1)</u>	4. 戦略的な調査・広報の推進 (1) ITに関する調査分析 IPAが実施するITに関する調査(DXに関する調査を含む)について、組織横断的な観点から必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などの情報収集・分析を行い、また、戦略的な情報発信も行う。	4. 戦略的な調査・広報の推進 (1) ITに関する調査分析 ①機構が実施するITに関する調査(DXに関する調査を含む)について、組織横断的に必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などについて収集・分析を行うとともに、戦略的に実施する観点から、調査品質の向上や重複を減らすことによる適正化・効率化などを図る。 ②調査結果をとりまとめ、調査報告書を作成し、機構内外への戦略的な情報発信を行う。	4. 戦略的な調査・広報の推進 【令和6年度における重要な取組】 ①デジタルエコシステム創出の取組に資するため、令和6年度においては、国内外の最新のデジタル化の実態、デジタルエコシステムの動向及びその創出に資するデジタル政策等に関する調査分析を重点的に実施する。 ②デジタルツールを活用し、ユーザのニーズに合わせてタイムリーにコンテンツを作成・発信できる体制の整備、公式ウェブサイトの改善及び機能追加の継続実施、職員エンゲージメント向上のためのミッション・ビジョン・バリュー(MVV)の更なる職員への浸透等を重点的に実施する。 (1) ITに関する調査分析 (1-1) ITに関する調査の戦略調査分析、定点調査の実施 ①施策立案支援、事業企画支援の観点から、戦略調査機能として組織横断的なテーマを中心に、ITに関する業界動向、各国デジタル政策動向の調査分析を実施する。 ②施策立案支援・評価のためのモニタリング的観点から、定点調査機能として、施策推進、事業推進の観点から重要である調査項目の定点調査分析を実施する。 ③上記の機能、事業実施のための基盤となる調査分析基盤を整備する。

			（１－２）戦略的な情報発信の実施 上記（１－１）の調査分析結果等をもとに調査報告書を作成するとともに、戦略的な情報発信の内容・方法（政策提言、白書等の発信形態）を検討し、効果的な情報発信（アピール性の高い報告書、セミナー等）を行う。
<u>IV-4-(2)</u>	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ①IPAが実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、データとデジタルツールを活用してユーザーのニーズを把握し、求められる情報を最適な形で提供できるよう常に改善を繰り返す。同時にIPA内の情報共有や組織を横断した連携を促進し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上する。 ②すべての国民が、IPAウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に努める。 ③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、IPAが様々な分野で認知されるために報道発表・取材対応を積極的に行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を12,500件以上とする。 上記の「調査分析」及び「戦略的な広報の推進」の取組を通じて、IPAを取り巻く人・組織を情報発信によりつないでいき、IPAを中核組織とした「デジタルエコシステム」の創出にも貢献する。	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ①機構が実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、ユーザーのニーズを把握するためのデータとデジタルツールを整備し、ユーザー視点で求められる情報を最適な形で提供できるよう広報手法を企画・立案・実行する。同時に機構内の情報共有や横断した連携のためのツールや体制、運用などを整備し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上し、改善を続ける仕組みを提供する。 ②すべての国民が、機構ウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に継続的に取り組む。 ③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、機構が様々な分野で認知されるために継続的な報道発表・取材対応に加え、外部の情報発信ツール等の活用やSNS等との連動による効果的な情報発信とデータに基づく効果測定を行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を12,500件以上とする。なお、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ①機構が実施する事業の内容及び成果を国民にタイムリーに広報するために、デジタルツールを活用してユーザのニーズに即したコンテンツをタイムリーに発信できるようにする体制を整える。 また、作成したコンテンツをオウンドメディアや広告等で活用し、その結果を分析することで、将来のコンテンツ作成や広報戦略立案に役立てる。 さらに、職員向けエンゲージメントプラットフォームの活用により、第五期中期計画開始時に作成したMVVの職員へのさらなる浸透を図るとともに、機構内の情報共有や組織を横断した連携を促進させる。 ②公式ウェブサイトにおける提供情報やサービスに係る利便性向上のため、機能改善及びウェブアクセシビリティ向上のための施策を進める。 ③公式ウェブサイト、広報誌「IPA NEWS」等のオウンドメディアにおけるコンテンツを充実させ、動画共有サイト、SNS等のチャネルを引き続き有効活用し、効果的な情報発信を行うことで、令和6年度におけるウェブ媒体での記事掲載件数を2,500件以上とする。